

武蔵野市
高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画
まちぐるみの支え合い
地域包括ケアの
推進・強化に向けて
令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

中間のまとめ

令和5（2023）年11月
武蔵野市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画専門部会

武藏野市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画「中間のまとめ」へのご意見を募集します。

市では老人福祉法に基づく高齢者福祉計画と、介護保険法に基づく第9期介護保険事業計画を一体的に策定しています。現在、武藏野市健康福祉施策推進審議会における武藏野市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画専門部会において、令和6（2024）年度～令和8（2026）年度を計画期間とする次期計画の改定作業を進めております。

このたび、「中間のまとめ」がまとまりましたので、市民の皆様にご報告するとともに、計画の作成に向けて、広くご意見を募集いたします。

■ご意見の提出方法

○意見提出フォーム、メール、FAX、郵送又は直接持参のいずれかの方法でご意見をお寄せください。電話ではお受けできませんのでご了承ください。

○ご意見の提出にあたっては、氏名、住所、連絡先を記入のうえ、ご提出をお願いいたします。

■募集期間

令和5（2023）年11月16日（木）から12月17日（日）まで（必着）

※ご提出いただいたご意見は、個人情報を除き原則公開とさせていただきます。

■第4期健康福祉総合計画・各個別計画 中間のまとめ 市民意見交換会

本計画を含む健康福祉に関する各計画の中間のまとめについて、市民の皆様から直接ご意見を伺う機会を次の日程で設けます。

- (1) 12月3日（日）午後1時～3時 武藏野市役所 811会議室
- (2) 12月3日（日）午後3時～5時 オンライン*
- (3) 12月11日（月）午後2時～4時 武藏野商工会館 4階市民会議室
- (4) 12月15日（金）午後6時30分～8時30分 武藏野スイング10階スカイルーム

*オンラインでの市民意見交換会に参加を希望される方は、12月1日（金）までに下記の申し込みフォームでお申し込みください。後日、オンライン会議に参加するための招待メールをお送りします（Web会議システムZoomを使用）。

【オンライン市民意見交換会 申し込みフォーム】

<https://logoform.jp/form/SK8e/392950>



【問い合わせ、意見提出先】武藏野市健康福祉部高齢者支援課

住 所：〒180-8777 武藏野市緑町2-2-28

電 話：0422-60-1940（直通） FAX：0422-51-9218（直通）

意見提出フォーム：<https://logoform.jp/form/SK8e/399870>

電子メール：SEC-KOUREI@city.musashino.lg.jp



<目 次>

| | |
|--|----|
| 第1章 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定にあたって | 1 |
| 第1節 計画策定の背景 | 1 |
| 第2節 本計画の位置付け | 2 |
| 第3節 本計画の期間 | 3 |
| 第2章 高齢者福祉施策の実績と現状 | 4 |
| 第1節 新型コロナウイルス感染症拡大による施策への影響 | 4 |
| 第2節 第8期計画期間中における実績と評価 | 8 |
| 1 いつまでもいきいきと健康に住み慣れた地域で生活を継続できる | 8 |
| 2 認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続できる | 13 |
| 3 ひとり暮らしでも住み慣れた地域で生活を継続できる | 16 |
| 4 中・重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で生活を継続できる | 19 |
| 5 災害や感染症が発生しても安心して生活できる | 21 |
| 6 高齢者を支える人材の確保・育成 | 23 |
| 7 自立支援・重度化防止へ向けた医療と介護の連携 | 25 |
| 8 医療と介護の複合的な課題のある高齢者を支える多機能なサービスの整備 | 28 |
| 第3節 調査の実施概要 | 30 |
| 1 高齢者の介護予防・日常生活アンケート調査 | 30 |
| 2 要介護高齢者・家族等介護者実態調査 | 30 |
| 3 ケアマネジャーアンケート調査 | 30 |
| 4 高齢者の在宅生活継続調査 | 31 |
| 5 介護施設等における入退所調査 | 31 |
| 6 介護職員・看護職員等実態調査 | 31 |
| 7 独居高齢者実態調査 | 32 |
| 第3章 本計画の基本的な考え方 | 33 |
| 第1節 本計画の基本理念と基本目標 | 34 |
| 第2節 本計画の基本方針 | 36 |
| 第3節 本計画策定にあたっての12の視点と重点的取組み | 37 |
| 第4章 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の施策体系と具体的な個別施策 | 66 |
| 第1節 いきいきと暮らしつづけられるために | 67 |
| 1 いつまでも健康でありつづけるための自立支援、介護予防・重度化防止の推進 | 67 |

| | |
|--|-----|
| 第2節 市民の支え合いをはぐくむために | 69 |
| 1 市民が主体となる地域活動の推進 | 69 |
| 第3節 住み慣れた地域で安心して暮らしつづけられるために | 71 |
| 1 複雑化・多様化した支援ニーズに対応する包括的な相談支援体制の強化 | 71 |
| 2 認知症になっても安心して暮らしつづけられる | 72 |
| 3 ひとり暮らしでも安心して暮らしつづけられる | 74 |
| 4 介護離職をせずに安心して暮らしつづけられる | 76 |
| 5 中・重度の要介護状態になっても安心して暮らしつづけられる | 77 |
| 6 災害や感染症が発生しても安心して生活できる | 79 |
| 7 地域包括ケアシステムを支える在宅医療・介護連携の推進 | 80 |
| 第4節 介護や看護に従事する人たちが誇りとやりがいを持って働きつづけられるために | 82 |
| 1 高齢者とその家族を支える人材の確保・育成 | 82 |
| 第5節 医療ニーズの高い高齢者を支えるために | 84 |
| 1 医療と介護の複合的な課題のある高齢者を支える多機能なサービスの整備 | 84 |
| 第5章 地域マネジメントの推進とまちぐるみの支え合いの強化に向けた介護保険事業の充実 | 85 |
| 第1節 第9期介護保険事業計画のポイント | 85 |
| 1 2040年を見据えた「まちぐるみの支え合い」の強化（ポイント一、二関連） | 85 |
| 2 令和6（2024）年度からの介護保険制度改革（ポイント三～五関連） | 86 |
| 3 武蔵野市の介護保険制度改革への対応 | 88 |
| 第2節 武蔵野市の介護保険事業の実態把握と分析 | 89 |
| 1 人口及び被保険者数の実績 | 89 |
| 2 要支援・要介護認定者数の実績 | 90 |
| 3 日常生活圏域の設定と地域分析 | 92 |
| 4 第8期介護保険事業計画の給付の分析 | 96 |
| 5 介護保険事業会計の推移 | 109 |
| 第3節 2040年を見据えた介護保険事業のさらなる充実及び地域分析に基づく保険者機能の向上 | 110 |
| 1 武蔵野市の第9期介護保険事業計画の基本的方向性 | 110 |
| 2 保険料負担と施策実現、施設整備との関係 | 112 |
| 3 介護保険サービス事業量及び給付費の推計 | 113 |
| 4 地域支援事業の推計 | 122 |
| 5 第1号被保険者保険料の見込み | 123 |
| 6 持続可能な介護保険制度への取組みの推進 | 126 |

第1章 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

団塊の世代が75歳以上となる2025年が目前に迫る中、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向けて、各地で「地域包括ケアシステム」の構築が進められてきました。

平成26（2014）年6月18日に成立した医療・介護総合確保推進法（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律）では、地域包括ケアシステム構築の入口として「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）」が位置付けられ、本市では平成27（2015）年10月に導入し、地域づくりを進めてきました。

平成29（2017）年5月26日には、改正社会福祉法（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律）が成立しました。同法により多岐に渡る大幅な改正が行われ、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、必要な方に適切なサービスが提供されることが目的とされています。

また、上記の改正社会福祉法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めたときは、その結果に基づいて所用の措置を講ずる」と規定され、令和2（2020）年6月5日、改正社会福祉法（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律）が成立しました。

さらに、令和5（2023）年6月14日には、認知症基本法（共生社会の実現を推進するための認知症基本法）が成立しました。この法律では、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、国や地方公共団体が認知症施策を策定・実施する責務を有し、また、国民も認知症に関する正しい知識や理解を得ることが求められています。そのため、認知症の人や家族等の意見をききながら、認知症の人とともに生きる共生社会の実現に向けた体系的な施策の立案と実践が求められています。

今後、市町村は、「地域共生社会」の実現に向けて、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者が共有し、関係機関との連携等により解決が図されることを目指し、地域包括ケアの推進・強化が求められています。

第2節 本計画の位置付け

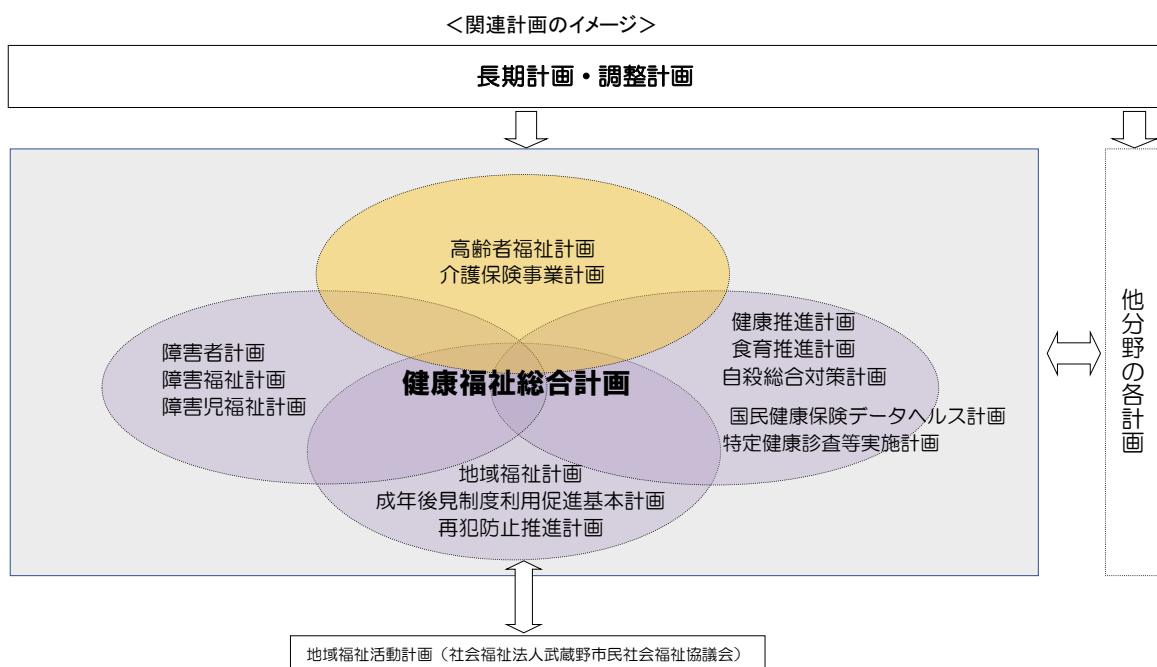
武蔵野市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（以下「本計画」という。）は、市が目指すべき方向性や取り組むべき政策を定めた「武蔵野市第六期長期計画」（令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年間の市政運営の指針）の下位計画に位置付けられるものです。本計画の基本目標や施策の方向性等は、「武蔵野市第六期長期計画」の「健康・福祉」分野の基本施策をもとに作成されています。

本計画は老人福祉法に基づく高齢者福祉計画と介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体のものとして策定しています。

なお、関連するものとして、令和2（2020）年度には、本計画と同様、「障害者計画・障害福祉計画」を改定しました。

加えて、令和5（2023）年度には「健康福祉総合計画」、「地域福祉計画・成年後見制度利用促進基本計画・再犯防止推進計画」、「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」「健康推進計画・食育推進計画・自殺総合対策計画」を一体的に改定・策定します。

図表1 本計画の位置付けと他計画との関係



第3節 本計画の期間

計画期間は令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間ですが、地域包括ケアシステム及び地域共生社会の実現のため、2040年までの中長期的な武蔵野市の高齢者の生活をイメージして作成しています。

図表2 本計画の期間



第2章 高齢者福祉施策の実績と現状

「武蔵野市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）（以下「第8期計画」という。）では、「武蔵野市第六期長期計画」の「健康・福祉」分野の基本施策をもとに、「2025年に向けて武蔵野市が目指す高齢者の姿」として4本の柱と、まちぐるみの支え合いの基盤づくりを掲げて高齢者福祉施策を推進してきました。

また、令和4（2022）年度から令和5（2023）年度にかけて、武蔵野市の高齢者や高齢者を支える人材の実態を把握するため、7種類のアンケート調査等を実施しました。新型コロナウイルス感染症拡大による施策への影響と高齢者福祉施策の進捗状況、調査の実施概要は以下のとおりです。なお、介護保険事業の実績については、第5章を参照してください。

第1節 新型コロナウイルス感染症拡大による施策への影響

第8期計画は、新型コロナウイルス感染症が拡大している令和3（2021）年度に始まりました。本市では令和2（2020）年1月31日に「武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、国や都の支援策とともに、市独自の支援策を進めてきましたが、様々な制限や自粛による感染対策が行われ、高齢介護分野の施策にも大きな影響が生じました。また、新しい生活様式が求められる中で、高齢者のフレイル予防や社会的孤立への対応、市民参加型の共助の取組みの再構築がこれまで以上に求められることになりました。

このような状況の中、財政援助出資団体の協力も得て、各種事業を継続しました。公益財団法人武蔵野市福祉公社（以下「福祉公社」という。）においては、高齢者世帯において、介護者が新型コロナウイルスに感染した場合等に、感染症対応レスキューヘルパー（感染症対応緊急訪問介護）を派遣し、身体介護や生活援助のサービスを提供し、コロナ禍におけるセーフティネットとしての中心的な役割を担いました。

社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会（以下「市民社協」という。）においては、感染防止対策を徹底しながらレモンキャブ事業を継続するとともに、感染防止対策の助言を含めてテンミリオンハウスの運営支援を行い、日常生活の継続を支援しました。

一方で、ワクチン開発による感染対策や、オンラインを活用した会議やイベントの実施、テレワークによる働き方の変革など、今回の経験により得た知見や技術もあります。

令和5（2023）年5月8日より、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類へと移行したことに伴い、感染症拡大前の日常への回復が期待されています。しかしながら、5類に移行した後でもコロナウイルス自体がなくなったわけではないため、また今後発生し得る別の感染症対策のため、今回の経験を生かした備えが必要となっています。

図表3 武蔵野市における高齢介護分野の新型コロナウイルス感染症対策のための
主な施策（令和4（2022）年度の取組み）

【通いの場・介護予防事業等】

| | |
|---------------------------|--|
| テンミリオンハウス事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・事前予約制、身体的距離の確保に伴う定員の制限、開設時間の短縮、消毒・マスク着用の徹底などの感染防止対策を感染状況にあわせて実施したうえで事業を継続した。 ・令和3（2021）年度に引き続き、感染症対策に必要な費用に対して1施設10万円を上限に補助金を交付した。 ・令和3（2021）年度に引き続き、フレイル予防推進プログラムの実施を推進するため、20回を上限に実施1回当たり5万円を加算する項目を運営費補助に追加した。 |
| いきいきサロン事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・「武蔵野市いきいきサロン感染症対策ガイド」に基づき、身体的距離の確保、活動時間の短縮、消毒・マスク着用の徹底などの感染防止対策を感染状況にあわせて実施したうえで事業を継続した。 ・令和3（2021）年度に引き続き、感染症対策に必要な費用に対して1サロン10万円を上限に補助金を交付した。 ・令和3（2021）年度に引き続き、時限的に市立施設（コミュニティセンター、市民会館、武蔵野プレイス）で事業を実施する場合も補助の対象とした。 |
| 健康体操と浴場開放事業 (不老体操) | <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策を十分に講じたうえで、会場を事前登録制にし、時間も30分に短縮して実施した。 |
| 高齢者総合センター (社会活動センター講座) | <ul style="list-style-type: none"> ・定員の見直しを行い、感染症対策を講じたうえで実施した。 |
| 地域健康クラブ | <ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策を講じたうえで実施した。 |

【日常生活支援事業等】

| | |
|--------------------------------|---|
| 感染症対応レスキューヘルパー事業(高齢者等緊急訪問介護事業) | <ul style="list-style-type: none"> ・介護者が新型コロナウイルスに感染したことにより介護者不在となる場合、また高齢者本人が感染し自宅待機となつた場合にもヘルパーを派遣できるように事業を拡充し、令和2（2020）年5月21日より感染症対応レスキューヘルパー事業を実施した。 ・「感染症対応レスキューヘルパー感染対策マニュアル」を作成し、委託事業者に対して基幹型地域包括支援センター保健師による研修を実施した。 ・委託事業者に防護服等を提供した。 |
|--------------------------------|---|

| | |
|----------------|---|
| 家族介護教室 | ・「家族介護支援事業感染症対策ガイドライン」を作成し、委託事業者に配付（令和2（2020）年度）した。 |
| エンディング（終活）支援事業 | ・受講希望団体等とは事前に感染防止対策を確認した。 |
| 高齢者食事学事業 | ・従来の対面式の料理講習会からチラシの配布・動画配信等に事業内容を変更して実施した。 |

【移送サービス】

| | |
|----------|---|
| レモンキャブ事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・予約期間を1か月に短縮し、感染防止対策を徹底しながら、利用者を通院・ワクチン接種等でレモンキャブ以外の交通手段の代替が困難な方に限定した特例運行をしていたが、令和4（2022）年6月6日から利用者の制限を解除、令和5（2023）年2月のレモンキャブだよりによる周知に合わせ、予約期間を翌月末までとした。 ・令和2（2020）年度から引き続き、運行協力員を対象とする感染症に備えた保険に加入した。 |
|----------|---|

【事業者支援】

| | |
|-------------------------------|--|
| 介護職・看護職 R e スタート支援金 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護施設等の人材確保が一層懸念されることから、市内の介護施設等に就職し、継続して6か月以上の勤務が見込まれる職員に対し、支援金（資格を有する常勤職員：15万円、資格を有する非常勤職員：5万円、資格を有しない常勤職員：5万円）を支給した。 ・令和4（2022）年度から、より多くの方に市内事業所で働いていただけるよう、対象となる事業所や資格を拡充し、また非常勤職員（有資格者）も対象に加えて事業を継続している。 |
| 高齢者施設におけるP C R検査等費用助成 | ・新型コロナウイルスの感染拡大と重症化するリスクの高い者の集団で形成される施設が、職員や利用者を対象として実施するP C R検査等の費用を助成した。 |
| 武蔵野市福祉サービス提供事業所等物価高騰対策支援金支給事業 | ・コロナ禍・ウクライナ情勢に伴う原油価格高騰等の影響による電気・ガス料金を含む物価の高騰を受けながらも、介護サービスの安定的な供給を継続している事業所や施設に対し、物価高騰による介護サービスの提供に対する影響の軽減を図るとともに、利用者負担の増加を防ぐことを目的として、支援金を交付した。 |

| | |
|------------------|---------------------------------------|
| 市内介護事業者へマスク等の提供 | ・市の備蓄品や東京都から支給された感染防止用品を市内介護事業所へ配布した。 |
| 感染症対策研修(防護服着脱研修) | ・居宅介護支援事業者や訪問介護事業者を対象とした防護服着脱研修を実施した。 |

【医療分野への支援】

| | |
|-----------------------|---|
| PCR検査体制の充実 | ・武蔵野市PCR検査センターにおいて、令和2（2020）年度に唾液による検体採取やドライブスルー方式などによるPCR検査を実施する体制を整備した。 ・市内のPCR検査を行う医療機関に対して、令和2（2020）年度に検査体制の整備を進めるための補助を行い、市民が身近な医療機関でPCR検査を受けられる体制の充実を図った。 |
| マスク等の提供 | ・全国的なマスク不足が深刻な状況となり、医療機関においても、マスクや防護服等の感染防止資材が不足する状況となつたため、令和2（2020）年2月下旬頃から、市内の医療機関に対して、市で備蓄していたマスクや防護服等の配布・貸与を行った。なお、各診療所等には、武蔵野市医師会等を通じて、配布・貸与を行った。令和3（2021）年度からは、自宅療養者への診療などにも各種衛生用品の活用が図られた。 |
| 感染症指定及び救急医療機関支援補助金の創設 | ・感染症患者の受け入れを行う感染症指定病院や市民のPCR検査等を行う救急病院に対して、令和2（2020）年度に補助金を支出した。 |

【その他】

| | |
|---------------------|---|
| 敬老記念事業 | ・令和2（2020）年度から引き続き、武蔵野市赤十字奉仕団による友愛訪問を中止し、対象者に敬老祝品を配達した。 ・感染防止対策を講じたうえで、3年ぶりに敬老福祉の集いを開催し、市長による百歳訪問を行った。 |
| フレイル予防啓発のホームページへの掲載 | ・在宅でできるフレイル予防の動画を令和2（2020）年度に作成し、令和4（2022）年度も引き続き市ホームページへ掲載した。 |

第2節 第8期計画期間中における実績と評価

1 いつまでもいきいきと健康に住み慣れた地域で生活を継続できる

■いつまでも健康でありつづけるための自立支援、介護予防・重度化防止の推進

<保険者機能強化推進交付金等を活用した介護予防事業の拡充>

保険者機能強化推進交付金については、介護予防普及啓発、高齢者食事学、口腔ケアプログラム、栄養改善プログラム、健康やわら体操、シニア支え合いポイント、地域包括支援センター業務委託、いきいきサロンの事業に充当しています。

栄養改善プログラムでは、管理栄養士による栄養改善、低栄養予防を目的とした講義・簡単な料理の紹介や、健康運動指導士による筋力・口腔機能向上体操等を実施しました。また、健康やわら体操では、柔道整復師が教えるケガ予防を目的とした体操を実施しました。いずれの事業も、令和2（2020）年度以降、参加者実人数、参加者延人数ともに増加傾向にあります。

図表4 栄養改善プログラム 参加者実人数・延人数

| 年度 | 令和2 | 令和3 | 令和4 |
|-----------|-----|-----|-----|
| 参加者実人数（人） | 32 | 45 | 55 |
| 参加者延人数（人） | 85 | 105 | 128 |

図表5 健康やわら体操 参加者実人数・延人数

| 年度 | 令和2 | 令和3 | 令和4 |
|-----------|-----|-----|-----|
| 参加者実人数（人） | 90 | 123 | 126 |
| 参加者延人数（人） | 303 | 515 | 522 |

<介護保険制度の適切な運営による自立支援・重度化防止の推進>

介護予防マネジメント（事業対象者）及び介護予防サービスの利用者のサービス担当者会議に出席し、介護予防等に関する助言や提案を行っています。ケアマネジャーによる、自立支援に資するケアマネジメントが提供されるよう、毎週1回基幹型地域包括支援センターで介護予防検討会議を実施しています。令和4（2022）年度は40回196件の検討を行いました。

<「健康長寿のまち武蔵野」の推進>

介護予防事業の関係各課及び関係団体で構成する武蔵野市介護予防事業連絡調整会議において、介護予防普及啓発パンフレットを作成し、普及啓発を実施しました。

9月を「健康長寿のまち武蔵野推進月間 楽しく！元気に！長生き！！」とし、高齢者を中心に幅広く市民への認知症に対する正しい理解及びフレイル予防に関する普及・啓発を主とする講演会等の事業を実施しました。計13事業を行い、453人が参加しました。

また、令和4（2022）年度「いきいき健康 地域プロジェクト」では、在宅介護・地域包括支援センターと市の共催で開催し、各在宅介護・地域包括支援センターのエリアで実施しました。計5事業を行い、108人が参加しました。

<在宅介護・地域包括支援センターによる介護サービス未利用者の定期的な実態把握>

前回の介護度が要支援1・2の介護サービス未利用者について、要介護認定の有効期間満了後の更新時に調査を実施しました。定期訪問期間は1か月後から終了までの5段階に設定して、適切な時期に相談支援できる体制を設定しました。

図表6 在宅介護・地域包括支援センターによる介護サービス未利用者の定期的な実態把握（令和4（2022）年度）

| 調査対象者数 | 更新申請 | 更新前に介護申請 | 認定期間延長 | 実態調査 | 調査対象外（資格喪失等） |
|--------|-----------------|---------------|-----------------|----------------|--------------|
| 339人 | 173人 (51.0%) | 11人 (3.2%) | 113人 (33.3%) | 40人 (11.8%) | 2人 (0.6%) |

<武蔵野市認定ヘルパー制度の推進>

独自の研修を実施し、修了者を「市の独自の基準による訪問型サービス」において家事援助を提供する武蔵野市認定ヘルパーとして認定しています。これにより、「まちぐるみの支え合い」、「軽度者に対するサービスの人材の確保」、「支援の質の担保」を同時に実現しています。

図表7 武蔵野市認定ヘルパーの認定者数

| 年度 | 令和2 | 令和3 | 令和4 |
|---------|-----|-----|-----|
| 認定者数（人） | 10 | 19 | 28 |

※令和2（2020）年度については、2回開催の予定が新型コロナウイルス感染症の影響で1回のみの開催。認定者数実績には、有資格による一部免除者も含む。

<就労支援の充実>

公益社団法人武蔵野市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）は、生活支援サービスのニーズ増大やこれまで行ってきた生活の中のちょっとした困りごとへの対応など事業の充実を図ることで、高齢者の就労機会の拡大に努めています。また、さらなる雇用促進に向け、平成28（2016）年度から一般労働者派遣事業に参入しています。また、令和3（2021）年7月に事務所を移転し、建物の老朽化への対応とバリアフ

リ一化を行い、利便性の向上を図りました。

図表8 シルバー人材センターの実績

| 年度 | 令和2 | 令和3 | 令和4 |
|----------|--------|---------|---------|
| 会員数（人） | 1,111 | 1,095 | 1,085 |
| 受託件数（件） | 9,274 | 9,450 | 9,205 |
| 就業延人数（人） | 98,965 | 103,397 | 102,405 |

■市民が主体となる地域活動の推進

<いきいきサロン事業の拡充>

平成28（2016）年7月から、介護予防に資する活動（週1回以上、概ね65歳以上の高齢者を対象に健康体操等を含む2時間程度のプログラム）を行う住民等の団体に対して補助を行う「いきいきサロン事業」を行っています。

事業開始当初は8団体でしたが、令和5（2023）年3月末時点では23団体が活動し、地域包括支援センターの生活支援コーディネーターと協力しながら、近所・支え合い・健康づくりの場を提供しています。より多くの場を提供するため、運営団体の活動場所・担い手の確保や運営の支援等の検討を行っています。

図表9 いきいきサロン事業の活動実績

| 年度 | 令和2 | 令和3 | 令和4 |
|-------------|-------|-------|-------|
| 活動団体数（団体） | 23 | 20 | 23 |
| 高齢者延利用者数（人） | 4,187 | 8,496 | 9,253 |

<テンミリオンハウス事業の推進>

テンミリオンハウス事業では、地域の人材や建物などの社会資源を活用することにより、地域において生活支援や見守り、会社とのつながりを維持する必要がある高齢者等に対し、地域の実績に応じた福祉活動を実施しています。

平成29（2017）年2月に「ふらっと・きたまち」を新設しました。各運営団体がエリアの在宅介護・地域包括支援センターとの情報交換会や地域住民向け講習会等を実施し、地域と連携を取ることにより、支え合いの場としての機能を充実させています。

関三倶楽部が令和4（2022）年2月末に利用者受け入れ終了し、3月末に閉所しました。関前・八幡町地域で優先的に整備に向けて検討を進めます。

図表10 テンミリオンハウス事業高齢者延利用者数

| 年度 | 令和2 | 令和3 | 令和4 |
|----------|--------|--------|--------|
| 延利用者数（人） | 17,548 | 26,455 | 29,250 |

<シニア支え合いポイント制度の拡充>

平成 28（2016）年 10 月から開始したシニア支え合いポイント制度は、本市と協定を結んでいる高齢者福祉施設などで高齢者が活動した際にポイントを付与し、獲得ポイント数に応じてギフト券（QUOカード・図書カード・市内産野菜等引換券・人間ドック利用助成券・こども商品券）や寄付に交換する制度です。

協力施設・団体数は、令和 4（2022）年度末現在で 32 か所となり、着実に増えています。毎年シニア支え合いポイント制度推進協議会を開催し、情報の共有と課題の整理を行っています。

図表 11 シニア支え合いポイント制度の実績

| 年度 | 令和2 | 令和3 | 令和4 |
|----------|-----|-----|-----|
| 協力施設・団体数 | 31 | 32 | 32 |

<移送サービス（レモンキャブ事業）の推進>

介護保険制度と同様、平成 12（2000）年から開始したレモンキャブ事業は、バスやタクシーなどの公共交通機関を利用する事が困難な方の外出を支援することを目的とし、地域住民のボランティア（運行協力員）が福祉型軽自動車（レモンキャブ）を運転し、ドア・ツー・ドアの移送サービスを提供しています。

運行管理者会議を定期的に開催し、運行に関する情報交換を行い、利用者のサービス向上を図っています。また、年 3 回の運行協力員研修、無事故無違反運動等を通して、安全・安心な運行に努めています。持続可能な事業運営には、担い手（運行管理者、運行協力員）の確保・継続が重要であり、引き続き検討を行っています。

図表 12 移送サービス（レモンキャブ事業）総利用件数

| 年度 | 令和2 | 令和3 | 令和4 |
|----------|--------|--------|--------|
| 総利用件数（件） | 13,799 | 15,177 | 15,235 |

■地域共生社会の実現に向けた取組み

<地域共生社会のさらなる推進>

桜堤地区において、令和 2（2020）年 4 月に介護老人施設「サンセール武蔵野」が、12 月に放課後等デイサービスパレットが開設されました。これに続き、令和 3（2021）年には、日中サービス支援型グループホーム Life Design つむぎが開設されました。桜堤地区の事業所の連携を支援し、地域共生社会のモデル地域となるように努めています。

「桜堤地区における福祉サービス再編検討委員会報告書（令和元（2019）年 9 月）」において、「武蔵野市桜堤ケアハウスで新たに障害児サービスを行うことは、高齢者、学生、障害児が同じ建物で活動することとなり、地域の理解と協力を得た共生型社会における施設運営の先駆けとなることが期待されている」との報告がなされました。

これを受け、桜堤ケアハウスでは、高齢者、学生、障害児、地域との交流を進め、互いの理解を深めることができました。また、コロナ禍の影響で十分な広がりまでは至りませんでしたが、同地区内のいきいきサロンをはじめとして、制度・分野の壁を越えた事業所連携が少しづつ見られるようになりました。今後は、課題を整理したうえで取組みを進めていく必要があります。

■複雑化・多様化した支援ニーズに対応する重層的な相談支援体制の強化

<福祉総合相談窓口設置や福祉相談コーディネーター配置の検討>

いわゆる「8050 問題」、ひきこもりなど、多様かつ複合的な課題を抱える市民の相談窓口として令和3（2021）年4月に福祉総合相談窓口を開設しました。福祉相談コーディネーターを配置し、個々の相談に対し分野横断的に関係機関と連携しながら、課題解決に向けた包括的・継続的支援を行いました。

図表 13 福祉総合相談窓口延相談実績

| 年度 | 令和3 | 令和4 |
|-----------|-----|-----|
| 延べ相談件数（件） | 582 | 706 |

<重層的な相談支援体制の強化>

市民の福祉に対するニーズは、多様化・複雑化しており、保健・医療・介護・福祉等の各分野の制度ごとのサービス提供では対応が困難な事例が増えています。令和3（2021）年度、福祉総合相談窓口を設置し、相談先が分からない市民等の対応をしてきました。相談内容に応じて関係各課が連携し、全世代に対応した重層的な相談支援のネットワークを強化しています。また、相談支援を行う関係機関の連携強化のため、福祉総合相談窓口を中心に総合支援調整会議を開催しました。

ひきこもり支援については、当事者、家族が参加しやすいよう、従来のひきこもりサポート事業「それいゆ」の家族セミナーを充実させるとともに、多摩島しょ地域広域支援事業「ひきこもり女子会」を実施しました。また地域の方がひきこもりに対して正しい理解を持つことを目的とした講演会を行いました。

図表 14 総合支援調整会議開催実績

| 年度 | 令和3 | 令和4 |
|--------|-----|-----|
| 開催数（回） | 8 | 6 |

2 認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続できる

■認知症になっても安心して暮らしつづけられる

<認知症に関する普及・啓発の強化>

平成 18（2006）年度より、認知症理解の促進と地域における認知症高齢者への見守り意識醸成のため、認知症センター養成講座を実施しているほか、意欲ある認知症センターによる地域支援活動のための環境整備等を目的とした認知症サポートステップアップ講座を実施しています。また、認知症の正しい理解促進のため各コミセン単位で地域認知症講座を開催しています。

令和元（2019）年度は桜まつり及び青空市にて認知症普及啓発を目的としてブースを設置しています。新型コロナウイルス感染症への対応のため、令和2（2020）年度以降はオンライン（Zoom）による認知症センター養成講座も適宜開催しました。これまで毎年9月を「認知症を知る月間」と位置づけ、講演会などを通じて認知症理解の促進を図ってきましたが、令和4（2022）年度より「健康長寿のまち武蔵野推進月間」と定め、認知症とフレイル予防の普及啓発活動を一体的に行いました。

図表 15 認知症に関する普及・啓発の実績

| 年度 | 令和2 | 令和3 | 令和4 |
|----------------------------------|---------------|---------------|---------------|
| 認知症センター養成講座開催状況 | 16回 (512人) | 30回 (782人) | 27回 (696人) |
| 認知症サポートステップアップ講座開催状況（施設見学振り返り含む） | 3回 (74人) | 3回 (93人) | 3回 (65人) |
| 健康長寿のまち武蔵野推進月間 | — | 133人 | 82人 |
| 認知症講演会参加者数（令和3年度までは「認知症を知る月間」） | | (動画講演を配信) | |
| 地域認知症講座開催状況 | — | — | 3回 (52人) |

<認知症相談事業の強化>

認知症高齢者やご家族が気軽に相談できる場として認知症予防財団専門相談員による認知症相談を市役所と在宅介護・地域包括支援センターにて月3回定期的に開催しているほか、年2回、武蔵野市医師会のもの忘れ相談医による休日無料相談会を開催し、就労中のご家族でも相談いただける場を設けています。

平成31（2019）年度より専門医による相談の場として、武蔵野赤十字病院認知症疾患医療センター医師による無料相談会を実施しています。

図表 16 認知症相談事業の相談件数

| 年度 | 令和2 | 令和3 | 令和4 |
|------------------------------|-----|-----|-----|
| 専門相談員（件） | 45 | 55 | 74 |
| もの忘れ相談医※（件） | 6 | 7 | 31 |
| 武藏野赤十字病院認知症疾患 医療センター医師（件） | 7 | 5 | 8 |

※令和元（2019）～3（2021）年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、もの忘れ相談医による相談会は1回のみの開催

<認知症の方の生活を支えるサービス>

平成 20（2008）年度より、認知症高齢者を介護している家族の身体的・精神的負担の軽減を図るとともに、在宅生活の継続を図ることを目的として、見守り・話し相手・外出支援等介護保険の対象とならない支援を行う「認知症高齢者見守り支援事業」を実施しています。

また、平成 15（2003）年度より、はいかい行動の見られる認知症高齢者等及びその介護者支援のため、介護者に専用端末機を貸与し、高齢者等のはいかい時に位置を探索する「はいかい高齢者探索サービス事業」を実施しています。

図表 17 認知症高齢者見守り支援事業利用状況

| 年度 | 令和2 | 令和3 | 令和4 |
|----------|---------|---------|---------|
| 登録者数（人） | 31 | 24 | 22 |
| 利用時間（時間） | 1,737.5 | 1,364.5 | 1,164.5 |

図表 18 はいかい高齢者探索サービス事業利用者数

| 年度(各年3月末時点) | 令和2 | 令和3 | 令和4 |
|-------------|-----|-----|-----|
| 利用者数（人） | 6 | 4 | 6 |

<まちぐるみの支え合いによる支援体制づくり>

在宅介護・地域包括支援センターの認知症コーディネーターとチームオレンジの結成に向けて、認知症高齢者やその家族のニーズ等について継続的に議論を重ねています。

令和4（2022）年2月に、チームオレンジによるまちぐるみの地域支援体制の構築を進めるため、認知症サポーターとともに認知症サポートーズミーティングの実施を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で延期となりました。

令和4（2022）年7月より、認知症サポートーズミーティングを実施し、令和4（2022）年8月には世田谷区オレンジカフェを見学、認知症カフェの実施に向け検討を重ね、令和5（2023）年3月26日に認知症カフェ「ほっとサロン武蔵野」をMIDOLINO_で開催しました。

図表 19 認知症サポートーズミーティング参加者数

| | 第1回 | 第2回 | 第3回 | 第4回 | 第5回 | 第6回 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 参加者数（人） | 9 | 6 | 11 | 10 | 13 | 12 |

<認知症の方への適時適切な支援体制の強化>

平成 28 (2016) 年度より、認知症初期集中支援事業を開始しています。事例発生の都度、在宅介護・地域包括支援センター内にチームを設置し、武蔵野市医師会、認知症疾患医療センターとそれぞれ連携して認知症の早期対応を実施しています。

図表 20 認知症初期集中支援事業実施件数

| 年度 | 令和2 | 令和3 | 令和4 |
|---------|-----|-----|-----|
| 実施件数（件） | 5 | 7 | 2 |

平成 29 (2017) 年度より、在宅医療・介護連携推進協議会に認知症連携部会を設置しました。認知症高齢者と家族の支援について、医療・介護連携の現状や課題解決のための手法などについて具体的な事例も交えて検討を進めています。

図表 21 認知症連携部会実施回数

| 年度 | 令和2 | 令和3 | 令和4 |
|---------|-----|-----|-----|
| 実施回数（回） | 2 | 4 | 4 |

※令和3 (2021) 年度認知症連携部会は多職種連携推進・研修部会との協同による研修会 1 回を含む。

<新たな認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）の整備>

今後さらなる増加が見込まれる認知症高齢者に対応するため、新たな認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）の整備を進めました。

令和3 (2021) 年 6 月に運営事業者の公募を実施のうえ、同年 11 月に事業者が決定し、令和5 (2023) 年 12 月 1 日に開設します。（定員：2 ユニット 18 人、所在地：境南町 4 丁目 11 番）

3 ひとり暮らしでも住み慣れた地域で生活を継続できる

■ひとり暮らしでも安心して暮らしつづけられる

<高齢者等緊急訪問介護事業（レスキューヘルパー事業）>

平成 29（2017）年 10 月より、在宅で生活するひとり暮らし又は高齢者のみ世帯の高齢者で、介護保険サービスの利用には至らないが、本人又は介護者の疾病等により一時的に支援が必要な場合に、ヘルパーを派遣し、通院介助・入院・排泄等の身体介護、掃除・洗濯・買い物等の家事援助を提供開始しました。また、令和 4（2022）年度からは対象者を拡充しています。

さらに、令和 2（2020）年度は介護者が新型コロナウイルスに感染したことにより介護者不在となる場合、また高齢者本人が感染し自宅待機となった場合にもヘルパーを派遣できるように事業を拡充しました（感染症対応レスキューヘルパー事業、令和 2（2020）年 5 月 21 日より実施）。

図表 22 高齢者等緊急訪問介護事業（レスキューヘルパー事業）利用件数

| 年度 | 令和2 | 令和3 | 令和4 |
|---------------------|-----|-----|-----|
| レスキューヘルパー事業（件） | 9 | 9 | 13 |
| 感染症対応レスキューヘルパー事業（件） | 3 | 2 | 20 |

<「見守り・孤立防止ネットワーク」による安否確認体制の充実>

平成 24（2012）年 10 月に「孤立防止ネットワーク連絡会議」（平成 27（2015）年度に「見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会」と改称）を設置し、住宅供給事業者やライフラインサービス提供事業者、警察・消防等の関係機関等による地域住民の異変の早期発見・早期対応のための情報・意見交換等による連携体制を強化しています。

図表 23 見守り・孤立防止ネットワーク 参加団体数

| 年度 | 令和2 | 令和3 | 令和4 |
|-------------|-----|-----|-----|
| ネットワーク参加団体数 | 33 | 33 | 33 |
| うち協定締結団体数 | 22 | 22 | 22 |

<高齢者安心コール事業>

平成 26（2014）年 7 月より、利用を希望するひとり暮らし高齢者に対し、社会福祉士等の専門職が原則週 1 回、決まった曜日・時間帯に電話による安否確認を行っています。

図表 24 高齢者安心コール事業 登録者数

| 年度 | 令和2 | 令和3 | 令和4 |
|---------|-----|-----|-----|
| 登録者数（人） | 42 | 42 | 39 |

<エンディング（終活）支援事業>

令和元（2019）年度より、自らの最期に希望する医療や介護等、人生のしめくくりについて考え、今をよりよく前向きに生きることを支援するエンディング支援事業を実施しています。

「エンディング相談支援」は平成31（2019）年4月より開始し、葬儀等のエンディングに関する相談を受け付け、自身の希望を実現するために必要な手続や相談先等の案内を行い、相談内容によっては、介護保険や市の高齢者福祉サービスの利用等につなげています。

「エンディングノートの配布・出前講座」は令和元（2019）年7月15日より開始し、自己決定ができるうちに自身に関する情報や要望・希望を書きとめ、これから的人生のあり方を考えるきっかけになるエンディングノートを高齢者支援課、在宅介護・地域包括支援センター、福祉公社で配布しています。終活及びノートの書き方等をテーマにした出前講座を実施しています。令和3（2021）年7月に武蔵野市オリジナルのエンディングノートを作成し、同年8月より配布を開始しました。

図表25 エンディング（終活）支援事業 実績

| 年度 | 令和2 | 令和3 | 令和4 |
|------------------|---------|-----|-----|
| 相談件数（件） | 20 | 12 | 14 |
| エンディングノート配布部数（部） | 1,259 | 912 | 820 |
| 出前講座※ | 開催数（回） | 4 | 8 |
| | 参加者数（人） | 43 | 95 |
| | | | 85 |

※新型コロナウィルス感染症への対応のため、令和2（2020）年2月末から9月まで出前講座を休止。その後も緊急事態宣言期間中は原則休止。

また、在宅医療・介護連携推進協議会の普及啓発部会では、武蔵野市の医療介護連携についてパンフレットを作成し、令和4（2022）年度は医師会・歯科医師会・薬剤師会、居宅介護支援事業者、介護保険サービス事業者等より7,000部配布しました。いざという時にあわてないためにという項目でアドバンス・ケア・プランニング（ACP）について説明し自分らしい最期の迎え方の事例を記載することで市民にわかりやすく周知しています。その他、市民向けセミナーとして医療介護連携、看取りをテーマとしたドキュメンタリー映画「人生をしまう時間」を鑑賞後にワークショップを開催し、22人が参加しました。

<市の高齢者施策の周知強化>

介護保険第1号被保険者に到達した市民に「いきいき」を送付する際に、高齢者等緊急訪問介護事業のチラシも同梱し、市の高齢者施策の周知を行いました。安心・安全ニュースに、高齢者等緊急訪問介護事業の拡充を掲載する等、より多くの方に周知できるよう、既存の媒体を活用しました。

令和3（2021）年度から、東京都事業であるスマート体験会を受講した市民に対して、スマートの使用方法の練習も兼ねて、高齢者施策にアクセスできる動画チラシ（フレイル予防、認知症及び排泄等）を配布しました。令和4（2022）年度は令和3（2021）年度に引き続き市民向けの排泄ケアに関する動画を市ホームページ上で公開しました。

<成年後見制度の地域連携ネットワークの推進>

令和2（2020）年度に「武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会」を設置し、定期的な連絡調整会議のほか、制度周知・理解促進のための学習会・相談会を実施しています。協議会は、専門職（弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士）、NPO代表、福祉関係者（民生委員、高齢者施設職員、障害者施設職員）、市職員で委員を構成し、事務局は武蔵野市成年後見利用支援センター（福祉公社、地域支援課）が担っています。

令和4（2022）年度は 令和4（2022）年10月21日に第1回、令和5（2023）年2月10日に第2回会議を開催し、学習会・相談会「専門職と学ぶ成年後見制度」を令和5（2023）年1月28日に実施しました（参加者35名、相談者7組）。

<武蔵野市成年後見利用支援センターの機能強化>

「武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、市と福祉公社が連携して成年後見制度利用促進に係る中核機関として成年後見利用支援センターを運営し、相談受付、普及・啓発、担い手育成・支援、地域連携強化等を実施しています。

令和4（2022）年度は、成年後見相談・法律相談、市民講座、市民後見人養成講座、講演会、相談会・学習会、「武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会」を開催しました。

4 中・重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で生活を継続できる

■介護離職をせずに安心して暮らしつづけられる

<ダブルケア、トリプルケアへの支援や介護離職防止のための取組み>

平成30(2018)年度より、武蔵野市子育てフェスティバルに参加し、子育て世帯に対し、介護保険や福祉サービスの普及啓発・情報提供を行っています。また、武蔵野市医師会のもの忘れ相談医による休日無料相談会を開催し、就労中のご家族でも相談いただける場を設けています。

令和4(2022)年度から、家族介護支援プログラムのチラシや家族介護者交流マップ家族介護支援子育て関連施設に配布し、家族を介護している方の不安や悩みを話したり、情報交換したりできる場を周知しています。

<家族介護支援事業の推進>

在宅で高齢者を介護している家族の身体的・精神的負担の軽減、介護力の向上を図るために、家族介護者支援プログラム及び家族介護者の集いを実施しています。また、より効果的な支援を行うため通所介護施設職員等の研修を実施しています。

今後は、通所介護事業者等の支援者及び家族介護者から課題等を集約したうえで、たとえば認知症や排泄等、家族介護者にとって共通の課題となりやすい分野については、すべての在宅介護・地域包括支援センターで実施できるよう、市として共通プログラムを設定する等の具体的な拡充の内容及び方法について検討を進めています。

図表 26 家族介護教室及び家族介護者支援プログラム 延参加者数

| 年度 | 令和2 | 令和3 | 令和4 |
|----------|-----|-----|-----|
| 延参加者数（人） | 373 | 528 | 736 |

また、おおむね65歳以上の高齢者で、家族等から虐待を受けていて、緊急または一時的に危険を回避するために避難する必要がある場合、または、家族介護者が疾病・障害などの理由で不在となり緊急的に入所が必要となった場合、市が指定する施設に保護しています（高齢者等緊急短期入所事業）。

図表 27 高齢者等緊急短期入所事業利用状況

| 年度 | 令和2 | 令和3 | 令和4 |
|----------|-----|-----|-----|
| 実利用者数（人） | 6 | 7 | 16 |
| 延利用日数（日） | 57 | 117 | 261 |

子育て中の方でも参加しやすいよう、平日夜間及び土日に認知症サポーター養成講座を開催しています。今後は、介護に関する講座の開催も検討しています。

図表 28 認知症サポーター養成講座（平日夜間及び休日）実施回数

| 年度 | 令和2 | 令和3 | 令和4 |
|---------|-----|-----|-----|
| 平日夜間（回） | 5 | 6 | 9 |
| 休日（回） | 1 | 2 | 3 |

■中・重度の要介護状態になっても安心して暮らしつづけられる

＜武蔵野市住宅改修・福祉用具相談支援センターとの連携＞（家族介護用品支給事業のアセスメント強化も含む。）

平成 31（2019）年度より、高齢者補助器具センターの名称を「武蔵野市住宅改修・福祉用具相談支援センター」に変更し、機能の強化を行っています。また、ケアプラン指導研修への協力等、ケアマネジャーへの支援を強化しています。平成 30・令和元（2018・2019）年度に排泄ケアに関する普及啓発パンフレットを作成するとともに、排泄に関する講演会を実施し、市民および介護関係者に広く周知を行いました。

令和 2（2020）年度はコミュニケーションに関する冊子「高齢者へのコミュニケーション支援」を発行しました。令和 3（2021）年度は市民向けの排泄ケアに関する動画を「How To 編」「Q A 編」「知識編」の 3 部構成で作成し、市ホームページで公開しています。令和 4（2022）年度は令和 3（2021）年度に引き続き市民向けの排泄ケアに関する動画を作成し、市ホームページで公開しています。

＜基幹型地域包括支援センターの相談支援の強化＞

平成 28（2016）年度より、在宅介護支援センターに介護保険法で必要とされる 3 職種（保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士）を配置し、エリア担当の地域包括支援センターとして機能を強化しています。また多様な主体による生活支援の提供体制の充実を図るため、平成 27（2015）年度に基幹型地域包括支援センターに全市レベル（第 1 層）の生活支援コーディネーターを配置し、これに加え、平成 28（2016）年度に日常生活圏域レベル（第 2 層）の生活支援コーディネーターを在宅介護・地域包括支援センター 3 か所に各 1 名配置しました。なお、平成 29 年度に在宅介護・地域包括支援センター 6 か所すべてに配置しています。

直営の基幹型地域包括支援センターは、認知症コーディネーターリーダー（認知症地域支援推進員）や全市レベル（第 1 層）の生活支援コーディネーターを配置し、市域にわたる多職種連携を強化し、6 か所の在宅介護・地域包括支援センターを後方支援しています。

5 災害や感染症が発生しても安心して生活できる

■災害や感染症が発生しても安心して生活できる

<福祉避難所の拡充>

令和3（2021）年度以降、高齢者福祉施設の新規開設が無かったため、高齢者の災害時要援護者を対象とした福祉避難所は合計17か所準備しています。令和4（2022）年度総合防災訓練では、関前地区の施設と連携し福祉避難所開設訓練を実施しました。また、福祉避難所の防災備蓄品については、令和3（2021）年度から大人用おむつを追加し、毎年度棚卸しを行い、市から備蓄品を補充しています。

図表 29-1 福祉避難所開設訓練



<介護トリアージ（仮称）の具体的運用の検討>

「介護トリアージ（仮称）」とは、災害時に、避難所、おもいやりルーム、福祉避難所、医療機関に対象者を分類することを指しています。平成28（2016）年から、総合防災訓練等において、「介護トリアージ（仮称）」の訓練を実施し、その際のアンケート結果を踏まえ、平成31（2019）年3月、有識者や看護師等の専門職、地域の自主防災組織に所属する市民などの有志で構成する「武蔵野市介護トリアージ（仮称）検討会」を設置して検討を行い、「要配慮者トリアージ」に名称を変更しました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2（2020）年度、令和3（2021）年度の要配慮者トリアージ訓練は中止となりましたが、令和4（2022）年度の総合防災訓練において、令和元（2019）年度と同じ内容で再開しました。今後、具体的運用の検討を行う必要があります。

<在宅避難の推進>

令和2（2020）年度から、家具転倒防止金具等の取付状況の点検を実施し、取付後も、安全な住環境で在宅避難ができるように支援しています。新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、積極的な点検に関する周知は自粛していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大動向を注視しながら、自助の備えの一つとして取組みの周知を行う予定です。

図表 29－2 家具転倒防止金具等の取付状況 点検実績

| 年度 | 令和2 | 令和3 | 令和4 |
|---------|-----|-----|-----|
| 点検実績（件） | 8 | 13 | 7 |

<新型コロナウイルス感染症対策>

市内介護保険事業所へ、ガウンなどの感染防止用品を必要とする市内介護・看護事業所等に配布をしました。令和5（2023）年2月15日には、感染症対応レスキューヘルパー事業者向けにガウンの適切な使用方法に関する講習会を実施しました。

また、新型コロナワクチン接種予約において、インターネットでの予約や電話が困難等の高齢者を支援するため、市内6カ所の在宅介護・地域包括支援センターに予約サポートセンターを開設し、予約支援を実施しました。在宅介護・地域包括支援センターへ高齢者から問合せが入る可能性を考慮し、在宅介護・地域包括支援センターにも情報提供し、相談体制を支援しました。

6 高齢者を支える人材の確保・育成

■高齢者とその家族を支える人材の確保・育成

<地域包括ケア人材育成センターによる、総合的な人材確保・育成事業の拡充>

「地域包括ケア人材育成センター」の運営は福祉公社に委託し、「人材・養成事業」、「研修・相談事業」、「就職支援事業」、「事業者・団体支援事業」の4つを柱として人材の発掘・養成、質の向上、相談受付や情報までの総合的な支援を一体的に行ってています。

図表 30 地域包括ケア人材育成センターの活動内容と実績（令和4（2022）年度）

| 事業名 | | 実績 |
|-----------|------------------------------|---|
| ◎人材・養成事業 | 介護職員初任者研修 | 参加9名（修了7名） |
| | 認定ヘルパー養成研修 | 第1回 参加5名（修了3名） |
| | | 第2回 参加9名（修了8名） |
| | 認定ヘルパーフォローアップ研修 | 第1回 参加32名 |
| | | 第2回 参加46名 |
| ◎研修・相談事業 | 認知症支援研修 (オンライン配信) | 申込72事業所303名 見守り支援ヘルパー5名修了 |
| | | 第1回 再生194回 |
| | | 第2回 再生176回 |
| | | 第3回 再生173回 |
| | 技術研修 (オンライン開催) | 申込17事業所42名 |
| | | 第1回 参加25名 |
| | | 第2回 参加35名 |
| | | 第3回 参加20名 |
| | 管理者・経営者向け研修 (オンライン開催) | 第1回 参加59名 |
| | | 第2回 参加57名 |
| | 潜在的有資格者復帰支援事業 | 広報チラシ配布（市内店舗、事務所等） 問合せ・相談受付等：5件 |
| | 相談事業 | 54件 |
| ◎就職支援事業 | 介護・福祉のお仕事フェア | コロナ禍で中止 |
| | 若者介護職支援 「プロジェクト若ば」 | 7回開催、参加者計82名 (コロナ禍で令和3年度まで中止していたが、 令和4年9月オンラインによるミーティングを再開) |
| ◎事業者・団体支援 | 事業所の求人支援 | ホームページ内での事業者紹介 |
| | ホームページ・SNSによる広報、 路線バス車内広報 | — |

<介護人材の発掘と定着支援>

介護人材の発掘、養成、育成、定着の推進を図るため、即戦力となる潜在的な有資格者の再就職や福祉分野への新たな就職に対する支援策として実施した「介護職・看護職Reスタート支援金事業」の対象を拡大して継続し、人材の発掘・確保に取り組むとともに、市内で働く介護職の定着支援を行っています。

<ケアマネジャーの質の向上へ向けた体系的な教育・研修>

令和3（2021）年度は、地域包括ケア人材育成センターにおいて多職種が共通に学ぶことができる研修を実施し、基幹型地域包括支援センターではケアプラン指導研修を44事業所のケアマネジャー116人に対して117事例実施しました。ケアプラン指導研修のフォローアップ研修は、「ケアマネジメントの基礎を確認し実践に生かすことができる」を目的として、同内容を2回オンラインで実施しました（令和3（2021）年7月28日と8月19日、参加者合計65人）。

主任ケアマネジャー研修は、第1回「スーパーバイズの視点を学び実践するには」を2回オンラインで実施し（令和3年（2021）8月3日と8月18日、参加者48人）、第2回「適切なケアマネジメント手法（脳血管疾患の事例）の研修会及びAIを活用したケアプラン提案に関する意見交換」をオンラインで実施しました（令和3（2021）年10月28日、参加者36人）。

令和4（2022）年度は、感染症拡大防止のため開催を見送ってきた「新任ケアマネジャー研修会」を令和4（2022）年8月30日に、「集団指導」を令和5（2023）年3月8日に実施しました。また、居宅介護支援事業所幹事会の研修「実践の見える化と支援の根拠に資する生活支援記録法（F-SOAIP）を学ぶ」を連続講座として実施しました（令和4（2022）年10月28日と12月2日、参加者56名）。

「適切なケアマネジメント手法」研修実施事業者と協働で、令和4（2022）年8月からセミナー・研修を5回行い、その間に現場実践を行うことで、学びながら実践し習得する研修を開催しました。基幹型地域包括支援センターではケアプラン指導研修を47事業所のケアマネジャー117名に対して115事例実施しました。

図表31 ケアプラン指導研修・フォローアップ研修の概要

| 日時 | テーマ | 講師 | 参加者 |
|-----------|-----------------------|--------------------------------|-----|
| 令和4年7月22日 | 介護保険制度と介護支援専門員の役割について | 一般財団法人長寿社会開発センター 事務局長 遠藤征也氏 | 75人 |
| 令和4年7月27日 | 適切なケアマネジメント手法について | 国際医療福祉大学大学院 教授 石山麗子氏 | 77人 |

ケアマネジャー全体研修は、上記「適切なケアマネジメント手法」のセミナーとして実施し（令和4（2022）年8月24日、参加者85名）、主任ケアマネジャー研修は、上記「適切なケアマネジメント手法」の第1回研修から第4回研修として4回オンラインで実施しました（第1回：令和4（2022）年9月13日 参加者40名、第2回：10月26日 参加者39名、第3回：11月30日 参加者39名、第4回：令和5（2023）年1月25日 参加者39名）。

本市では介護保険制度改正などの保険者としての研修、居宅介護支援事業者連絡協議会ではケアマネジャーが自主的に企画する研修を開催しています。ケアマネジャーが経験年数やバックグランドによって必要な研修を選択できるように体系化していきます。

<ケアリンピック武蔵野の開催>

各種の事業所幹事会から選出された実行委員会でプログラム構成等の準備を経て、令和4（2022）年11月19日「ケアリンピック武蔵野2022」をスイングホールにおいてハイブリット方式で実施しました。ゲストによる講演や演題発表者、武蔵野市×杏林大学で作成した事業所紹介動画の放映を行いました（参加者：会場90名・オンライン接続数：640回線）。

7 自立支援・重度化防止へ向けた医療と介護の連携

■地域包括ケアシステムを支える病院機能の維持及び在宅医療・介護連携の推進

<病院機能の維持・病床の確保>

吉祥寺地区の森本病院は、令和3（2021）年6月末に入院診療・救急医療について一時的に休止しましたが、診療時間を拡大しました。吉祥寺南病院との新病院建設を計画しており、府内関係部署及び関係機関と協議を進めていますが、新型コロナウイルス感染症の影響や建築費用の高騰等により当初予定どおりには進んでいません。なお、医療法人啓仁会（吉祥寺南病院）と医療法人社団大隅会（森本病院）は、医療法人啓仁会を存続医療法人として合併しました。

また、武蔵野赤十字病院は高度急性期医療、三次救急医療機関であるほか、災害拠点病院の役割を担っていることから、病棟の建替えに伴うがん医療対策や周産期医療のさらなる充実等に対して補助支援を行っています。増改築・改修・解体等工事は、令和4（2022）年3月に着工しました（工期は令和9（2027）年1月31日まで）。

<在宅医療と介護連携の強化>

平成 27（2015）年度に介護保険法の地域支援事業に位置付けられた在宅医療・介護連携推進事業の8事業については、さらに事業を充実させていく時期となっています。この8事業を在宅医療・介護連携推進協議会と5つの部会で進めていますが、令和4（2022）年度からは協議会やそれぞれの部会で在宅療養者の生活の場において医療と介護の連携した対応が求められる4つの場面（①日常の生活支援②入退院支援③急変時の対応④看取り）を意識した取組みを行っています。

図表 32 在宅医療と介護連携の強化に向けた協議会・部会の取組内容

| 協議会・部会名 | 取組内容 |
|-------------------------|---|
| 在宅医療・介護連携推進協議会 (年2回) | 武蔵野市における医療介護連携の現状と課題を話し合う |
| 入退院時支援部会 | 入院時に必要な情報が正確かつ迅速に、在宅でのケアチームから医療機関へ伝えられるよう「入退院時連携シート」作成、活用【令和4年度】61件 |
| I C T支援部会 | メディカルケアステーションという完全非公開型の医療・介護専用SNSを活用した連携、在宅医療介護連携支援室のホームページ、在宅医療介護支援ウェブマップ作成・更新 |
| 多職種連携推進・研修部会 | 多職種が参加する研修を開催 |
| 普及・啓発部会 | 武蔵野市における医療介護連携について知ってもらうためのパンフレットを作成、配布。65歳到達時に市民へ介護保険被保険者証を発送する際にパンフレットを同封。 |
| 認知症連携部会 | 認知症のある方への対応に関する事例研究を実施 |

<保健・医療・介護・福祉の有機的な連携のための研修の充実>

多職種連携推進・研修部会が行う研修会では、医療・介護連携時における課題をテーマとした研修を行っています。研修を通じて、相互の役割を理解し医療・介護関係者の連携強化につながっています。対面でのやり取りを通じて顔の見える関係となることで、さらにスムーズな連携となることを目指して開催してきましたが、コロナ禍でも中止とせずオンラインを活用し継続しています。

図表 33 令和4年度多職種連携推進・研修部会が行う合同研修会の概要

| テーマ | 講師 | 開催方法 | 参加者 |
|--------------------------------|----------------------|-------|------|
| 在宅訪問時におけるハラスメント (危機管理)・トラブル | 法律事務所おかげさま 外岡潤弁護士 | オンライン | 118人 |

令和3（2021）年度は認知症連携部会と多職種連携推進・研修部会の協同による研修会を開催し、事例研究では全部会員から事例から見えた認知症高齢者支援に関する様々な課題について意見を求めました。グループワークは医療介護の関係者がそれぞれの立場や役割で、どのような情報を必要としているかについて意見交換を行いました（参加者50名、オンライン開催）。

また、認知症連携部会において、切れ目のない在宅医療と介護サービスの提供体制の構築・推進及び医療・介護関係者の情報共有の支援を活動目標とし、認知症初期集中支援事業などの周知を事例を用いて行いました。

<暮らしの場における看取りの支援>

市民への普及啓発として医療介護連携や看取りをテーマとした映画の上映を行い、自分や家族、身近な人のこととして考えてもらう機会をつくりました。

また、エンディング支援事業として出前講座及び講演会等を実施するとともに、相談支援事業を継続して実施しました。令和3（2021）年7月には武蔵野市オリジナルエンディングノートを作成し、同年8月より配布を開始しています。

<武蔵野市訪問看護と介護の連携強化事業による中・重度の要介護者の在宅生活継続支援>

この要綱は、要介護者及び要支援者の在宅医療ニーズに応えるため、これらの者に係る医療情報を訪問看護事業者から居宅介護支援事業者に提供した場合に、当該訪問看護事業者に連携費を交付することで事業者間の医療連携を促進し、要介護者及び要支援者の在宅生活の継続を支援することを目的として実施しています。「24時間365日の連絡体制のある事業所（緊急時訪問看護加算を算定している場合）」であり、「夜間深夜早朝に予め居宅計画に組み込んで中・重度要介護高齢者等を訪問した場合」については2,000円/件、それ以外の場合には1,000円/件の支給としています。

図表34 在宅生活継続支援 協定事業者数・利用者数・支給額実績

| 年度 | 令和2 | 令和3 | 令和4 |
|-------------|------------|------------|------------|
| 協定事業者数（事業者） | 30 | 30 | 30 |
| 利用者数（実人数・名） | 8,540 | 9,285 | 9,678 |
| 支給額（円） | 13,781,000 | 15,151,000 | 15,618,000 |

8 医療と介護の複合的な課題のある高齢者を支える多機能なサービスの整備

■医療と介護の複合的な課題のある高齢者を支える多機能なサービスの整備

<市独自のインフラ整備にかかる補助制度の創設>

福祉インフラ整備を促進するため、「都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業」を参考に、市が所有する未利用の土地の貸付料について、通常に算定された額から減額する制度を創設しました。

<小規模多機能型住宅介護及び看護小規模多機能型住宅介護を新たに開設する事業者への運営費等支援の検討>

市独自の福祉インフラ整備にかかる補助制度の創設により土地貸付料の減額を行うことで、運営等に係る経費の支援を行っています。

<特別養護老人ホームに係る市独自の多床室・従来型個室の施設整備補助制度の検討>

現在の特別養護老人ホームの整備補助制度はユニット型個室の整備に重点化されていますが、多床室・従来型個室の利用料に比べ経済的に高負担となる傾向にあります。そのため、所得の低い方でも利用できるよう、多床室や従来型個室を整備する事業者に、施設整備に係る財政的支援を行っています。

図表 35 特別養護老人ホームに係る市独自の整備補助実績

| 年月 | 施設名 | 増床数 |
|--------|------------------|-----|
| 令和3年4月 | 特別養護老人ホームとらいふ武蔵野 | 5床 |
| 令和3年9月 | 特別養護老人ホーム武蔵野館 | 10床 |

<高齢者総合センターの大規模改修>

施設の老朽化への対応のため大規模改修を実施します。改修工事期間中の移転先として旧中町自転車保管所に仮設施設を設置します。

図表 36 高齢者総合センター



<中町3丁目国有地を活用した地域密着型の特別養護老人ホーム等の整備>

平成30（2018）年9月に事業者を公募し、平成31（2019）年4月に決定しましたが、国より提示された地代の概算額が、決定事業者が当初想定していた金額よりも高額であったことなどにより、令和3（2021）年1月に決定事業者より事業の取下げ書が提出されました。事業者の再公募にあたり令和3（2021）年度にサウンディング型市場調査を実施し、施設経営の継続性という視点、土地の形状や環境等の物理的な条件などを総合的に勘案した結果、地域密着型特別養護老人ホームの整備は見送ることとしました。

<看護小規模多機能型居宅介護の整備>

今後さらに高まる医療ニーズに対応していくため、在宅の中・重度の要介護者を支える方策として看護小規模多機能型居宅介護の整備を推進しています。

令和4（2022）年度はサウンディング型市場調査を行い、市内の市有地等のうち実現可能性の高い候補地及び公募条件を検討し、公募を実施しました。令和5（2023）年度は審査委員会により事業者を決定し、令和7（2025）年度の開設に向け準備を進めています。

<住宅の安定した供給促進と入居及び居住支援の拡充>

福祉部局と住宅部局の連携を更に強化するとともに、不動産や福祉の関係団体と連携し、高齢者が安心して暮らしつづけられる入居支援・居住支援を促進していくための新たな仕組みとして、令和4（2022）年12月に「あんしん住まい推進協議会」を設置しました。

「あんしん住まい推進事業」として、入居希望者への協力不動産店の紹介等の入居支援事業、建物所有者に対する緊急通報装置設置及び利用助成等の支援事業により、高齢者をはじめとした住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居促進に努めています。

都営・市営住宅等の公営住宅や、UR住宅を含めた民間賃貸住宅の各種支援制度等の情報提供を実施しています。

<バリアフリー情報の発信>

市内の施設設置管理者から高齢者、障害者等に配慮したエレベーター、トイレ、駐車施設等について情報提供を受け、実情や利用者の使い勝手を踏まえ、内容を整理したうえで、バリアフリーマップの改定を検討しています。また、進化するICT技術を活用した情報発信に努めています。

令和4（2022）年11月に市ホームページの大幅なリニューアルを実施し、施設案内の各施設のページにバリアフリーの対応状況のアイコンを表示しました。

第3節 調査の実施概要

武蔵野市では、令和4（2022）年度から令和5（2023）年度にかけて、市内の高齢者や高齢者を支える人材の実態や意見・要望等を把握するため、7種類のアンケート調査や在宅介護・地域包括支援センター等関係機関へのヒアリングを実施しました。

ここでは、7種類のアンケート調査の実施概要を記載します。

1 高齢者の介護予防・日常生活アンケート調査

■対象者

市内在住の要介護1～要介護5の要介護認定を受けていない 65歳以上市民 1,500名
(要支援1、要支援2、総合事業対象者を含む。厚生労働省の指針に基づく実態調査。)

※令和4（2022）年10月1日時点の住民基本台帳より無作為抽出

■回収状況

有効回答数 978件（有効回答率 65.2%）

2 要介護高齢者・家族等介護者実態調査

■対象者

市内在住の要介護1～要介護5の在宅の方で「要介護認定の更新申請・変更申請」をし、本調査の調査期間内に要介護認定調査を受けた方

ただし、認定結果が「非該当」「要支援1」及び「要支援2」であった調査対象者については、集計から除外（厚生労働省の指針に基づく実態調査）

※市内6か所の武蔵野市在宅介護・地域包括支援センターの職員が、調査対象者の認定調査の際に、直接、本人及び主たる介護者と対面して当該実態調査についても聞き取りを実施した。

■回収状況

有効回答数 336件

3 ケアマネジャー調査

■対象者

市内事業所に属するケアマネジャー、及び武蔵野市民の利用者がいる市外事業所のケアマネジャー214名

■回収状況

有効回答数 190件（有効回答率 88.8%）

4 高齢者の在宅生活継続調査

■対象者

(事業所票) 市内事業所及び武蔵野市民の利用者がいる市外事業所の管理者 63 名
(職員票) 市内事業所に属するケアマネジャー及び武蔵野市民の利用者がいる市外事業所のケアマネジャー 214 名

■回収状況

(事業所票) 有効回答数 63 件 (回収率 100.0%)
(職員票) 有効回答数 190 件 (回収率 88.8%)

5 介護施設等における入退所調査

■対象者

市内で介護サービスを提供している施設・事業所、武蔵野市民を受け入れている市外の特別養護老人ホームの施設長・管理者 38 名

■回収状況

有効回答数 30 件 (回収率 78.9%)

6 介護職員・看護職員等実態調査

■対象者

(事業所票) 市内で介護サービス・障害福祉サービスを提供している施設・事業所の施設長・管理者、武蔵野市民を受け入れている市外の特別養護老人ホームの施設長・管理者 225 名

(職員票) 市内で介護サービス・障害福祉サービスを提供している施設・事業所、武蔵野市民を受け入れている市外の特別養護老人ホームに所属するすべての介護職員、看護職員、リハビリテーション職員

■回収状況

(事業所票) 有効回答数 169 件 (回収率 75.1%)
(職員票) 有効回答数 1,743 件

7 独居高齢者実態調査

■対象者

①事前調査

令和4（2022）年12月15日現在、市内在住の65歳以上の単身世帯11,068人（住民基本台帳上）※特別養護老人ホーム等の施設入所者、シルバービア入居者等を除く。

②本調査

事前調査で、ひとり暮らしであり、訪問調査に協力すると回答した数1,182人

③未回答者調査（郵送調査）

事前調査で返信がなく、要介護（要支援）認定を受けていない数2,141人

④未回答者調査（訪問調査）

未回答者調査（郵送調査）に回答していない数1,086人（うち転出者等を除いた実際の訪問者数888人）

※専門職による訪問調査を実施

■回収状況

①事前調査

調査票回収数8,109人（うち独居高齢者4,507人）

②本調査

調査票回収数1,091人（回収率92.3%）

③未回答者調査（郵送調査）

調査票回収数1,055人（回収率49.3%）

④未回答者調査（訪問調査）※調査中

第3章 本計画の基本的な考え方

第3章では、本計画の「基本理念と基本目標」、「基本方針」、「本計画策定にあたっての12の視点」、「まちぐるみの支え合いの仕組みづくりのための重点的取組み」を示します。

第8期計画では、「2025年に向けて武蔵野市が目指す高齢者の姿」を、すべての課題を貫く「自立支援・重度化防止へ向けた医療と介護の連携」、「高齢者を支える人材の確保・育成」が支えることによって、地域共生社会の実現に向けて“誰もが”住み慣れた地域で生活を継続できる“まちづくり”を進めていくこととしていました。

本計画の基本目標や基本方針はこれまでと大きな変更はありませんが、本計画期間中に2025年を迎えることを踏まえ、アンケート調査結果及び第8期計画期間中の取組みの評価・検証等をしっかりと行います。また、団塊ジュニア世代が高齢期を迎える2040年に向けて、本市のまちぐるみの支え合いの仕組みづくりを推進・強化するため、各アンケート調査結果及び前計画期間中の取組みの評価・検証等の結果から見えてきた視点を示します。

なお、令和2（2020）年1月15日に国内最初の症例が報告された新型コロナウイルス感染症について、本市では同年1月31日に「武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置、同年5月13日に「武蔵野市新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の延長に伴う対応方針」を、同年7月16日に「武蔵野市新型コロナウイルス感染症に係る安心と活力を未来につなげる対応方針」をそれぞれ公表し、国や都の支援策とともに、市独自の支援策を進めてきました。

また、新型コロナウイルスの影響により、地域住民の新しい生活様式及び適切な感染症対策が求められることに伴い、高齢者のフレイル予防や社会的孤立への対応、市民参加型の共助の取組みの再構築、介護事業者への支援等について、地域全体で意識の共有を図り、実践してきました。

令和5（2023）年5月8日より、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行し、感染症拡大前の日常への回復が期待されていますが、まだコロナウイルス自体がなくなったわけではありません。今後も引き続き適切な感染症対策を実施するとともに、今後発生し得る別の感染症対策のため、今回の経験を活かした取組みを進めます。

基本理念：武蔵野市ならではの地域共生社会の実現

基本目標：誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる

基本方針：まちぐるみの支え合いの仕組みづくり

第1節 本計画の基本理念と基本目標

本市では、平成12（2000）年に「介護保険条例」とともに制定した「武蔵野市高齢者福祉総合条例」に基づき総合的な高齢者施策を進めてきました。この高齢者福祉総合条例を制定した背景には、「介護保険制度だけでは高齢者の生活の一部しか担えない」「高齢者の生活を支える総合的な“まちづくり”の目標が必要」との問題意識がありました。高齢者福祉総合条例の「基本理念」（第2条）は、①高齢者の尊厳の尊重、②高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまちづくりの推進、③自助・共助・公助に基づく役割分担と社会資源の活用と保健・医療・福祉の連携の推進、④市民自ら健康で豊かな高齢期を迎えるための努力の4点ですが、これらはいずれも、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年に向けて各地域で取組みが進められている「地域包括ケアシステム」の理念と合致しています。

そのため、「地域包括ケアシステム」を、従来からの高齢者福祉総合条例に基づく施策体系に基づき、これまで整備してきたサービスや事業を包括的（統合的）・継続的なサービス提供システムに再構築するものと位置付けています。また、「地域包括ケアシステム」の構築には地域の様々な主体が関わるという特徴を踏まえ、「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり」と言い換えています。

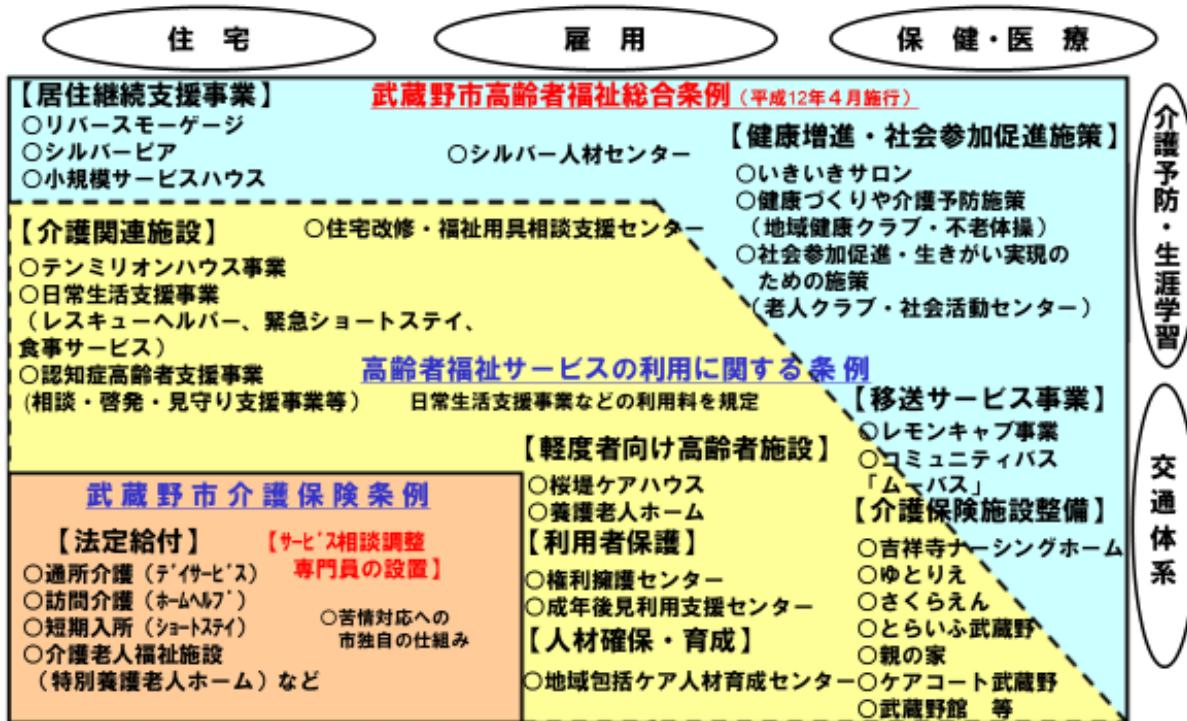
また、第六期長期計画の重点施策として推進する「地域共生社会」について、国では「制度・分野や、支え手・受け手といった関係を超えて、地域住民や多様な主体がつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会」と説明しています。本市においては「武蔵野市ならではの地域共生社会」として、すべての市民が、その年齢、状態、国籍に関わらず、住み慣れた地域で、本人の意思に基づいて安心して生活が続けられるよう、保健・医療・福祉・教育など、地域生活に関わるあらゆる組織、人が連携した継続的かつ体系的な支援を行っていきます。

さらに第4期健康福祉総合計画及び健康福祉分野の各個別計画共通の基本理念である「武蔵野市ならではの地域共生社会の実現」を踏まえ、本計画ではこれまでどおり、認知症や中・重度の要介護状態になっても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることが出来るよう高齢者の尊厳を尊重し、“誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる”ことを基本目標として設定します。

また、“まちぐるみの支え合いの仕組みづくり”を基本方針とし、基本目標の実現のために必要な人材の確保や医療と介護の連携を引き続き強化していきます。従来どおり、市民と行政が一体となって取組みを推進・強化し、介護や医療、看取りのニーズがピークを迎える2040年に備えていきます。

図表 37 高齢者福祉総合条例による総合的な施策体系

武藏野市の地域包括ケアシステムは 高齢者福祉総合条例による総合的な施策体系を基礎としている



第2節 本計画の基本方針

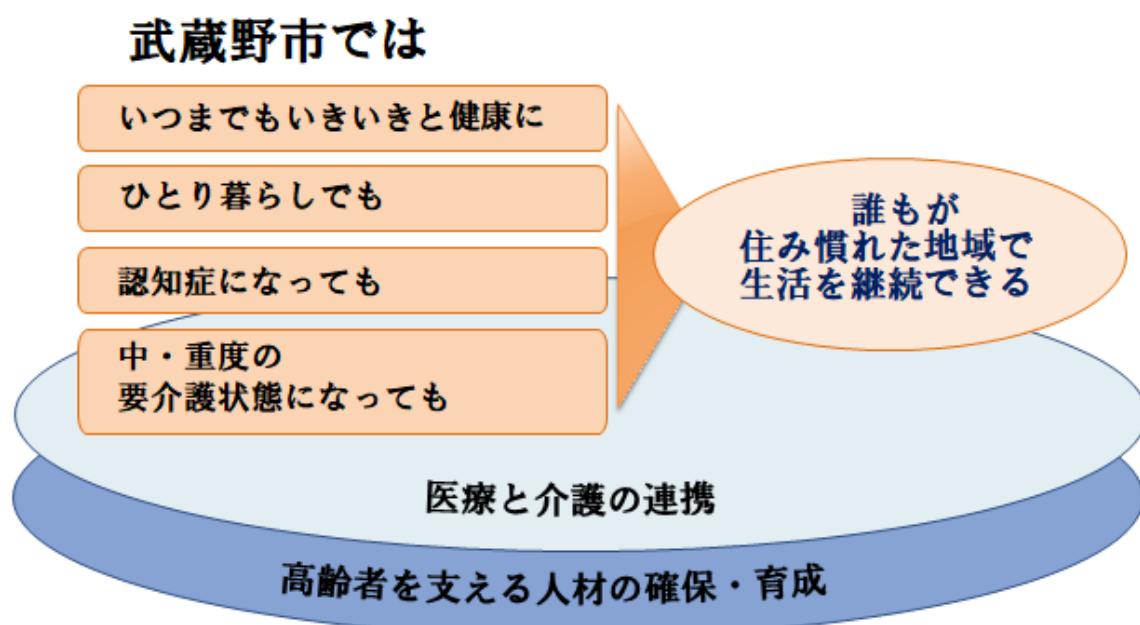
本市では、“まちぐるみの支え合いの仕組みづくり”のため、自らの健康は自ら維持する「自助」、支え合いの精神に基づく「共助」、自助や共助が対応できない課題について補完する「公助」のバランスのとれた仕組みづくりを目指し、取組みを進めてきました。支えられる側と支える側という関係性を越えて、高齢者も地域活動の担い手となるような地域づくりに取り組み、また、その高齢者自身の社会参加が効果的な介護予防や健康寿命の延伸につながるという考え方はこれからも同様で、武蔵野市が取組みを進めていく「武蔵野市ならではの地域共生社会」の理念にも合致しています。

また、市民を含めた地域のすべての関係者が目標を共有し、一体となって取組みが進められるよう、2025年に向けて武蔵野市が目指す“高齢者の姿とまちづくり”を提示してきましたが、この重要性は今後も変わることではなく、引き続き取組みを進めていくべきものと考えます。

そのため、これからも、いつまでもいきいきと健康に、ひとり暮らしでも、認知症になっても、中・重度の要介護状態になっても、すべての市民がその年齢、状態、国籍に関わらず、すなわち誰もが住み慣れた地域で生活できるまちづくりを着実に進め、「武蔵野市ならではの地域共生社会」を実現し、維持していきます。

また、高齢者の生活を支える人材の確保と育成、高齢者のライフサイクルの各所で必要となる医療と介護の連携に重点的に取り組み、引き続きまちぐるみの支え合いの基盤をつくっていきます。

図表38 武蔵野市が目指す“高齢者の姿とまちづくり”



第3節 本計画策定にあたっての12の視点と重点的取組み

ここでは、各アンケート調査結果及び第8期計画期間中の取組みの評価・検証等を踏まえ、本計画策定にあたり重要となる視点を整理しました。

また、これらの視点等を踏まえて検討した、本計画期間中の重点的取組みについても記載しています。

図表39 本計画策定にあたっての12の視点と重点的取組み

| | 12の視点 | 重点的取組み |
|-----------------------------|--|---|
| いつまでも いきいきと 健康に | 1 「健康長寿のまち武蔵野」の推進 2 本市独自施策を含む介護予防支援の推進 3 包括的な相談支援体制の構築 | → 1-1：民間企業等との連携、デジタル技術の活用等によるフレイル予防事業の推進 1-2：聴こえの問題への支援 |
| ひとり 暮らしても | 4 ひとり暮らし高齢者等の支援の推進と周知 5 権利擁護支援と成年後見制度の利用促進 | → 2-1：既存の市単独サービスの利用促進 2-2：高齢者見守りサービス等の検討 |
| 認知症にな っても | 6 認知症高齢者施策の拡充 | → 3-1：「チームオレンジ」を主体とした支援体制づくり 3-2：認知症高齢者見守り支援事業の利用促進 |
| 中・重度の 要介護状態 になっても | 7 在宅生活継続のための支援の推進 8 介護基盤の整備 | → 4-1：武蔵野市住宅改修・福祉用具相談支援センターとの連携の推進 → 4-2：市有地活用による看護小規模多機能型居宅介護の整備 |
| 医療と介護 の連携 | 9 医療と介護の連携の推進 | → 5-1：医療と介護の連携の推進 |
| 高齢者を 支える 人材の 確保・育成 | 10 総合的な人材確保・育成事業の推進 11 災害や感染症への備え 12 市独自の介護保険事業の検討 | → 6-1：地域包括ケア人材育成センターによる総合的な人材確保・育成事業の充実 → 6-2：介護職・看護職R eスタート支援金の継続 6-3：介護現場の生産性向上の取組み |

視点1：「健康長寿のまち武蔵野」の推進

○フレイル予防事業の推進

- 武蔵野市第六期長期計画では、健康・福祉分野の施策として「健康長寿のまち武蔵野」の推進を掲げています。高齢者は、フレイル（虚弱状態）と呼ばれる身体機能や認知機能の低下を経て徐々に要介護状態となる傾向があることから、フレイルの予防や改善に取り組み、誰もが、より長く元気で暮らすことができる社会を目指しています。
- 本市では、これまで9月を「認知症を知る月間」として、認知症に対する正しい理解の普及・啓発などに取り組んできましたが、コロナ禍の外出自粛や地域活動の縮小などにより、フレイルの進行がこれまで以上に懸念されるようになりました。そこで、令和4（2022）年度からは、認知症に加えて、フレイル予防の普及・啓発などを一体的に行うため、9月を「健康長寿のまち武蔵野推進月間」と位置づけ、民間企業等とも連携し、認知症やフレイルに関するさまざまなイベントを実施することにより、これまで市の事業に参加していない高齢者の参加を促しました。今後もさらに参加者数を増やすための方策の検討が必要です。

○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

- このような取組みを進めるにあたり、生活習慣病対策・フレイル対策（医療保険）と介護予防（介護保険）が制度ごとに実施されていることや、医療保険の保健事業について、後期高齢者医療制度に移行する75歳を境に保険者・事業内容が変わることが課題とされてきました。
- そのため、市町村が75歳以上の高齢者に対する保健事業を介護保険の地域支援事業等と一体的に実施できるよう、各高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握できる仕組みの整備が進められています。
- この「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」は、厚生労働省「健康寿命延伸プラン」において、令和6（2024）年度までに、すべての市町村における実施が求められています。本市の地域資源を活かし、効果的な体制を構築する必要があります。

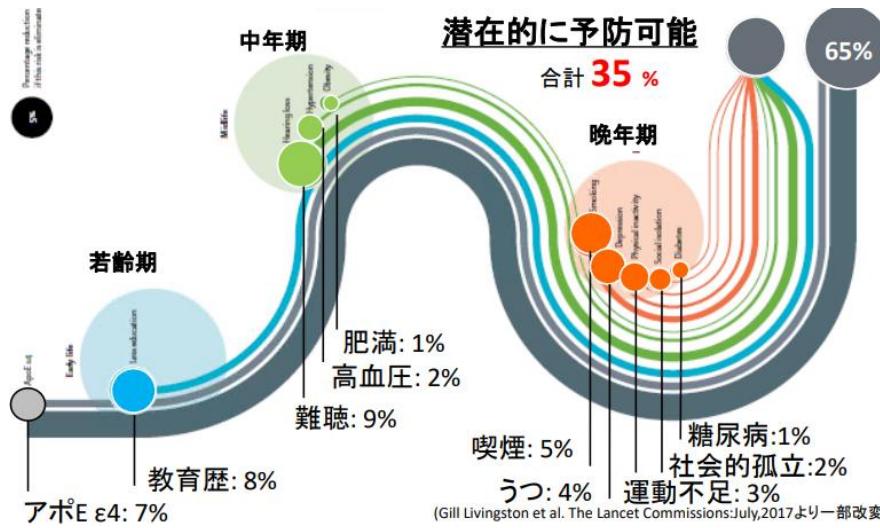
○聴こえの問題への支援

- 聴力の低下により周囲とのコミュニケーションがうまくいかないことから、家族や地域等との交流や社会参加の機会が減少し、フレイルの進行や認知症のリスクが高まる懸念が指摘されています。平成29（2017）年7月、国際アルツハイマー病会議（AAIC）

において、「運動不足」や「社会的孤立」とともに、「難聴」が認知症の危険因子の1つとして挙げられました。

- また、聴力の低下により会話がしづらくなるため、実際以上の認知機能の低下を感じ、家族など周囲の人から認知症と誤解されやすいことも言われています。住み慣れた地域で、その人らしい日常生活の継続を支援するため、聴こえの問題への支援を行う必要があります。

図表 40 予防可能な認知症危険因子の寄与



出典：「認知症施策推進のための有識者会議（第2回）」平成31年3月29日（第2回）

参考資料2 認知症のリスク因子について

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ninchisho_kaigi/yusikisha_dai2/gijisidai.html

○いきいきサロン事業の拡充・テンミリオンハウス事業の推進

- 地域住民団体等が運営主体となって介護予防、認知症予防のための活動を行う「いきいきサロン事業」は、平成28（2016）年7月に8団体で活動を開始しましたが、これまで延べ35団体が活動を開始し、令和4（2022）年度には23団体まで増加しました。
- また、専門員（武蔵野市柔道整復師会講師）の派遣により12回の体操の指導を実施した取組みでは、初回及び最終回に握力測定を行ったところ、一定の維持・改善の傾向がみられました。ご近所などの地域の支え合い、健康づくりの場に対するニーズが高いことがうかがえます。

「テンミリオンハウス事業」は、介護保険の枠組みを越えて、市民ニーズに柔軟に対応してきた市民共助による取組みであり、引き続き推進していくことが求められています。「テンミリオンハウス」や「いきいきサロン」の展開を通じて、地域で支え合い、安心して暮らせるまちづくりを進めるため、課題となっている活動場所や担い手の確保について幅広い支援を行う必要があります。

○移送サービス（レモンキャブ）事業の推進

- 平成 12（2000）年以降、バスやタクシーなどの公共交通機関を利用することが困難な高齢の方や障害のある方（要介護・要支援者や障害者手帳取得者等）の外出を支援するため、「移送サービス（レモンキャブ）事業」を実施しています。地域住民のボランティアが福祉型軽自動車（レモンキャブ）を運転し、ドア・ツー・ドアのサービスを提供してきました。
- しかしながら、事業開始後 20 年を経て、少子高齢化、最低賃金の上昇、定年延長制度の実施などの社会状況の変化に伴い、担い手（運行管理者、運行協力員）の確保・継続が課題になっています。持続可能な事業運営を行っていくため、担い手の負担軽減や効率的な事業運営を図りつつ、市民ニーズに対応したサービスの向上を目指すことが求められています。
- 利用料金、協力費、予約受付期間・時間の見直しを行い、運行協力員の確保・継続を図るとともに、新たな予約・運行管理や予約方法等、高齢者の移動手段の総合的な仕組みについて検討を行う必要があります。

○重点的取組み 1－1：民間企業等との連携、デジタル技術の活用等によるフレイル予防事業の推進

「健康長寿のまち武蔵野推進月間」では、令和 5（2023）年度に新たな取組として、この事業にご協力いただける民間企業等の公募を実施し、スポーツクリニックによる体操教室や、IT 関連企業によるスマートフォン教室など民間企業等の専門性やイベント等の運営経験を活かした事業を行いました。

今後、さらに多くの高齢者の参加を促し、「健康長寿のまち武蔵野」を推進するため、これまで本市で行われてきた市民主体の活動に加えて、民間企業や NPO 等との連携、デジタル技術の活用等により、フレイル予防事業の実施数の増加及び内容の多様化を目指す取組みを進めてまいります。

図表 41－1 シニアのためのオンライン体験教室～LINE と Zoom の使い方～

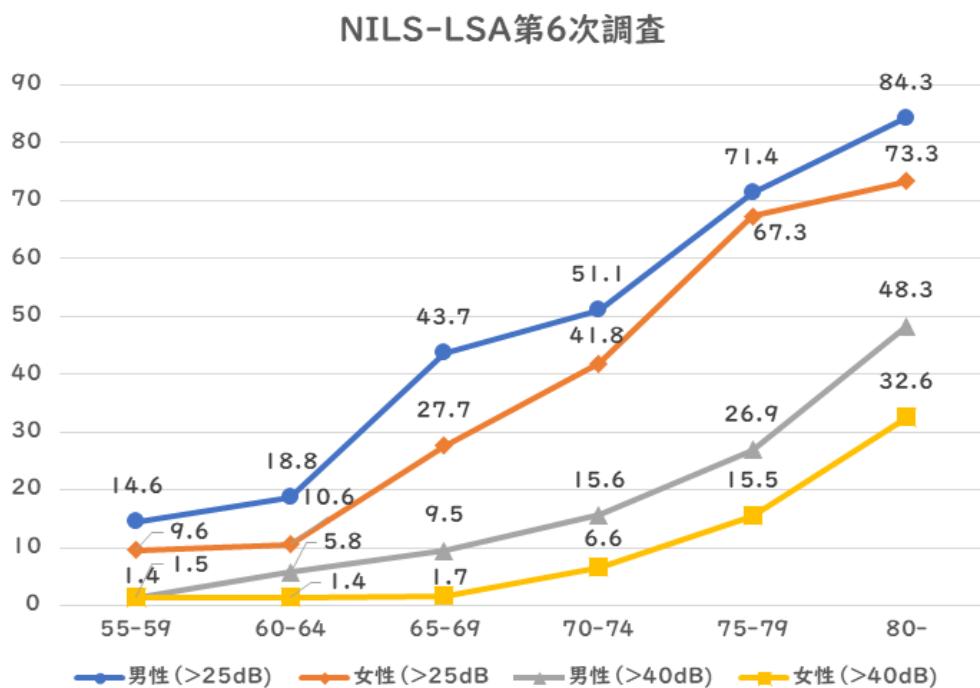


○重点的取組み1－2：聴こえの問題への支援

難聴の有病率は、60～64歳までは年齢とともに徐々に増加し、65歳以上で急増しますが、ある研究では日常生活に支障をきたす程度の聴力障害（>40 dB）のある方（954名）の約6割が補聴器を使用していないことが明らかにされています。

そこで、本市は、令和5（2023）年健康長寿のまち武蔵野推進月間にフレイル予防という視点から「耳から始めるフレイル予防～講座「補聴器の適切な購入と活用方法」～」を開催しました。加齢とともに聴力が低下しても、住み慣れた地域で、その人らしい日常生活の継続を支援するため、聴こえの問題への支援を行います。

図表41－2 地域住民を対象に調査して得られた難聴有病率



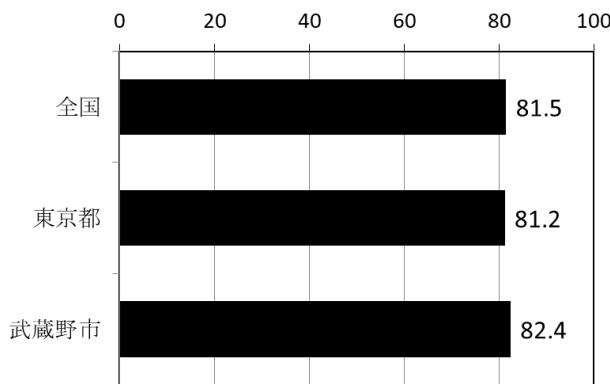
出典：内田育恵ら「全国高齢難聴者数推計と10年後の年齢別難聴発症率
－老化に関する長期縦断疫学研究(NILS-LSA)」を基に作成
(https://www.jstage.jst.go.jp/article/geriatrics/49/2/49_222/_pdf)

視点2：本市独自施策を含む介護予防支援の推進

○一般会計による事業も含めた総合的な支援による総合事業の取組み

- 本市の介護予防支援は、総合事業だけではなく、一般会計事業（本市独自施策）も含めて行っているのが特徴です。
- 総合事業のうち訪問型サービスでは、本市独自の研修の修了者（武蔵野市認定ヘルパー）によるサービスを提供しています。通所型サービスは、「テンミリオンハウス」や「いきいきサロン」等を住民主体によるサービスに相当するものと位置づけて、市独自の事業として実施しています。
- また、新規でサービスを利用する場合は必ず要支援・要介護認定を受けることになっています。市直営の基幹型地域包括支援センターが適切な介護予防ケアマネマネジメントを行うことで、重度化の防止につなげています。
- このような取組み等により、本市の新規要支援・要介護認定者の平均年齢は、全国及び東京都の平均に比べて高くなっています。

図表42 新規要支援・要介護認定者の平均年齢（令和3（2021）年）（単位：歳）



出典：地域包括ケア「見える化システム」指標B14

○「武蔵野市認定ヘルパー制度」の推進

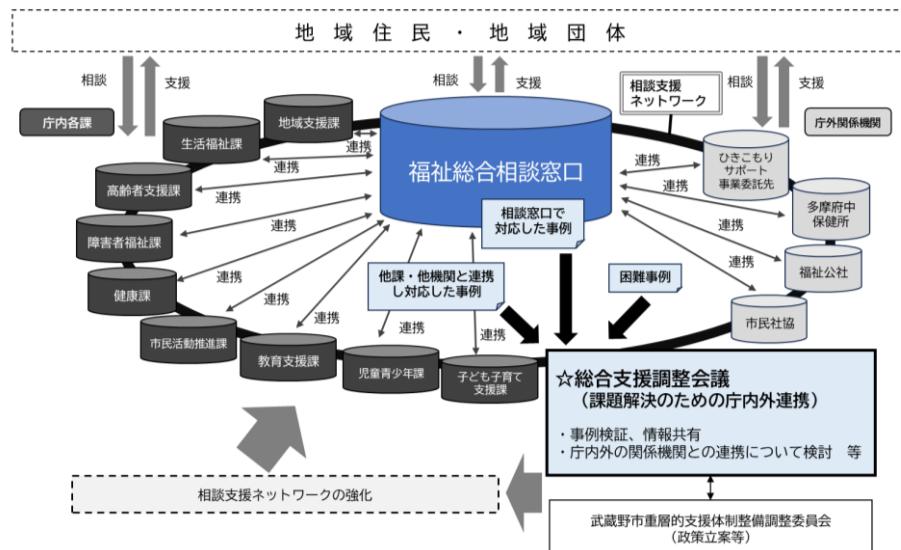
- 「武蔵野市認定ヘルパー制度」は、まちぐるみの支え合いの推進、軽度者に対するサービスの人材確保、支援の質を同時に実現する仕組みとして創設されました。
- 令和4（2022）年度の認定者 167 名中、事業所に登録し、認定ヘルパーとして従事できる方は 99 人で、認定を受けてもサービス提供をしない方が多くなっています。
- 国の議論では、第10期計画期間の開始までの間に、軽度者（要介護1・2）への生活援助サービス等に関する給付について結論をだすことが適当とされています。認定ヘルパーの現状も踏まえて、本市の見解や対応の検討が必要です。
- 今後も認定ヘルパーの養成を継続的に行うとともに、認定を受けても認定ヘルパーとして従事しない理由の分析や、施設介護サポーターとしての活動等、柔軟な認定者の活用方法を含めた検討が必要です。

視点3：包括的な相談支援体制の構築

○複雑化・多様化した支援ニーズに対する包括的な相談支援体制の強化

- 介護・福祉のニーズは複雑化・多様化しており、制度ごとのサービス提供だけでは解決が難しい場合が増えています。本市は、複合的な課題を抱える市民の相談窓口として、令和3（2021）年4月に「福祉総合相談窓口」を開設し、福祉相談コーディネーターを配置しました。
- 福祉総合相談窓口では、分野横断的に関係機関と連携しながら、包括的・継続的な支援を実施しています。延べ相談件数は、令和3（2021）年度で582件、令和4（2022）年度で706件と増加傾向にあります。
- また、関係機関の連携強化のため、令和3（2021）年に年8回、令和4（2022）年に年6回の総合支援調整会議を開催しました。今後も福祉総合相談窓口を中心に、各相談機関や地域の団体等と連携した相談支援体制の強化を図る必要があります。

図表43 武蔵野市版 包括的な相談支援体制 イメージ図



○在宅介護・地域包括支援センターの体制強化

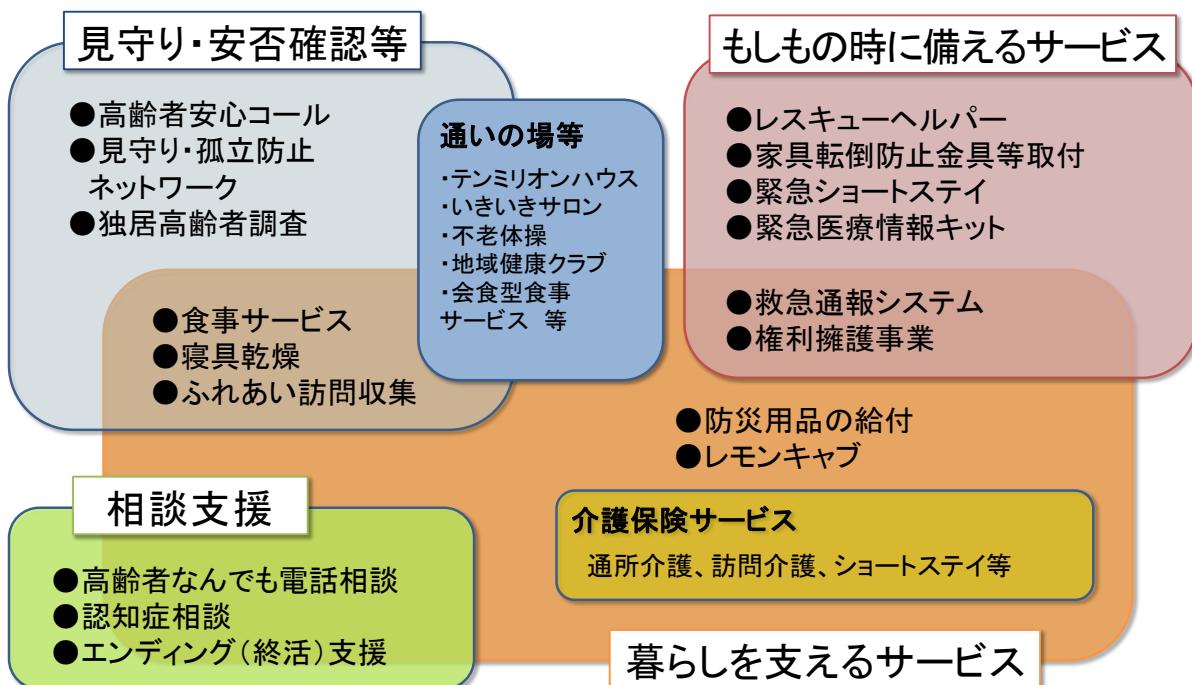
- 高齢者人口の増加や、複雑化・多様化する市民の支援ニーズへの対応等により、本市の地域包括ケアシステムの要となる在宅介護・地域包括支援センターの業務が増大しています。
- 延べ相談件数が毎年2万件以上に及び、かつ延べ相談件数、相談実人数ともに増加傾向にありますが、各在宅介護・地域包括支援センターの職員数は、令和5（2023）年3月末現在、6か所合計37.5人となっています。今後の相談支援ニーズへの対応も踏まえて、体制強化を図る必要があります。

視点4：ひとり暮らし高齢者等の支援の推進と周知

○ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等の生活支援サービスの推進

- 「高齢者等緊急訪問介護事業（レスキューヘルパー事業）」では、ひとり暮らし高齢者と同様に支援が必要な方が急病やけがの際などにもヘルパーを派遣しています。これまで「ひとり暮らしましたは高齢者のみの世帯」を対象としていましたが、令和4（2022）年度から、障害等がある65歳未満の方がいる世帯にも対象を広げました。
- 「高齢者安心コール事業」では、専門職が週1回、登録者に電話連絡を実施し、高齢者の見守り・孤立防止機能を果たしています。電話がつながらない時は、緊急連絡先への連絡、在宅介護・地域包括支援センターとの連携等、速やかな安否確認も実施していますが、現状では連絡手段が電話のみとなっているため、サービス内容の検討が必要です。

図表44 ひとり暮らし高齢者等の安心を守る施策体系



○サービスの多様化等の変化に伴う既存サービスの見直し

- ひとり暮らしましたは高齢者のみの世帯に属するおおむね65歳以上の市民で、心身の状態から買い物や炊事が困難な方に対して、老人ホーム等で調理された昼食用のお弁当を配達する「配食サービス」を実施しています。

- しかしながら、民間事業者による高齢者用のメニュー等の充実により、利用者数は減少傾向にあります。既存のサービスの見直しが必要です。

○市の高齢者施策の周知強化とデジタルデバイド（情報格差）への対応

- 本市では、高齢者施策の周知のため、安心・安全ニュース、スマートフォン講座の活用、ホームページの大幅なリニューアル等の取組みを行いました。今後デジタル技術の利用に慣れている団塊の世代が後期高齢期を迎えることから、インターネットやSNS等の活用促進を検討する必要があります。
- 一方、従来の対面や市報等での周知にも注力するとともに、高齢者のデジタルデバイド（情報格差）への対応が必要です。令和4（2022）年11月から12月の2か月間、オンライン会議ツールやチャットシステムの使用方法や、オンラインを活用する際の注意点に関する「オンライン通いの場体験講習会」を開催しました。体験終了後のアンケート結果からは、オンライン機器の習熟度について一定の効果があったことがうかがえます。

図表45 オンライン通いの場 アンケート結果

①オンライン機器の習熟度

| | 体験前 | 体験後 |
|---------------|-----|-----|
| ほかの人に教えられるくらい | 0 | 0 |
| 1人で使える | 3 | 5 |
| 少し助けが必要 | 5 | 9 |
| 常に誰かの助けが必要 | 4 | 3 |
| 使えない | 5 | 0 |

②インターネットを使ってみて感じたこと（複数回答）

| | | |
|---------------|---|-------|
| 友人・知人と簡単に繋がった | 6 | 35.3% |
| 世界が広がった | 6 | 35.3% |
| 現実世界と差がない | 1 | 5.9% |
| 気を付けて使えば怖くない | 4 | 23.5% |
| やっぱり怖い | 2 | 11.8% |
| その他 | 3 | 17.7% |

③オンライン通いの場の実現可能性

| | | |
|----------------|---|-------|
| 自分たちだけでできる | 0 | 0.0% |
| 少し助けがあればできる | 9 | 52.9% |
| 常に誰かの助けがあればできる | 6 | 35.3% |
| できない | 2 | 11.8% |

○住宅の安定した供給促進と入居及び居住支援の充実

- 本市では、「第四次住宅マスターplan」（令和3（2021）年3月）に基づき、住宅確保要配慮者に対する居住支援を推進するため、令和4（2022）年12月、市や関係団体等が連携し必要な措置について協議・検討する「武蔵野市あんしん住まい推進協議会」を設置しました。
- 同協議会における協議を踏まえ、今後パンフレット等により「あんしん住まい推進事業」を周知し、住宅困窮世帯（者）の入居希望者を協力不動産店に紹介する件数を増やす取組みを行い、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住支援を図ります。

○重点的取組み2－1：既存の市単独サービスの利用促進

本市はひとり暮らし高齢者が多く、2040年までにその傾向はさらに高まることが見込まれます。ひとり暮らしの場合、自立や軽度者でも、病気やけがの支援や、日常生活の支援が必要となることが考えられます。また、高齢者のみ世帯も、いずれかの心身状態によって、ひとり暮らし高齢者同様の支援が必要になることがあります。

そのため、本市では多くのサービスを提供してきましたが、高齢者安心コール事業や高齢者救急通報システム事業等の利用者はほぼ横ばいとなっています。サービスを必要とする高齢者が適切に利用できるよう、イベントの開催に合わせた周知等、効果的な周知の方法を検討します。

また、配食サービス等、民間事業者のサービスの充実により利用者数が減少傾向にあるについては、サービスの多様化等の変化を捉え、事業の再編を検討します。

図表46 高齢者単独世帯数等の現状（全国・東京都・武蔵野市）

| 区域 | 総数 | | 65歳以上の高齢者数 | | 65歳以上の 単身高齢者世帯 | | 高齢夫婦世帯(夫65歳以上妻 60歳以上の夫婦1組のみの一般世 帯) | |
|------|-------------|------------|------------|--------|-------------------|--------|--|--------|
| | | | 人口 | 世帯 | 人口 | % | 世帯 | % |
| 全国 | 126,146,099 | 55,830,154 | 36,026,632 | 28.56% | 6,716,806 | 18.64% | 6,533,895 | 11.70% |
| 東京都 | 14,047,594 | 7,227,180 | 3,194,751 | 22.74% | 811,408 | 25.40% | 564,594 | 7.81% |
| 区部 | 9,733,276 | 5,215,850 | 2,091,237 | 21.49% | 576,552 | 27.57% | 349,144 | 6.69% |
| 市部 | 4,234,381 | 1,976,688 | 1,075,344 | 25.40% | 229,164 | 21.31% | 210,240 | 10.64% |
| 武蔵野市 | 150,149 | 78,054 | 32,834 | 21.87% | 8,159 | 24.85% | 6,361 | 8.15% |

出典：令和2（2020）年国勢調査

○重点的取組み2－2：高齢者見守りサービス等の検討

「高齢者安心コール事業」については、一部のケアマネジャー等から「時間枠のしづらなく、オンラインでの確認もできるようにしてほしい。」、「SNS等が普及しており代替性がある。」との意見がみられます。今後ますます高齢者のSNSの利用者増加が見込まれる中、これまでの事業に加えて、デジタル技術を活用した効率的かつ効果的な見守り方法も検討します。

視点5：権利擁護支援と成年後見制度の利用促進

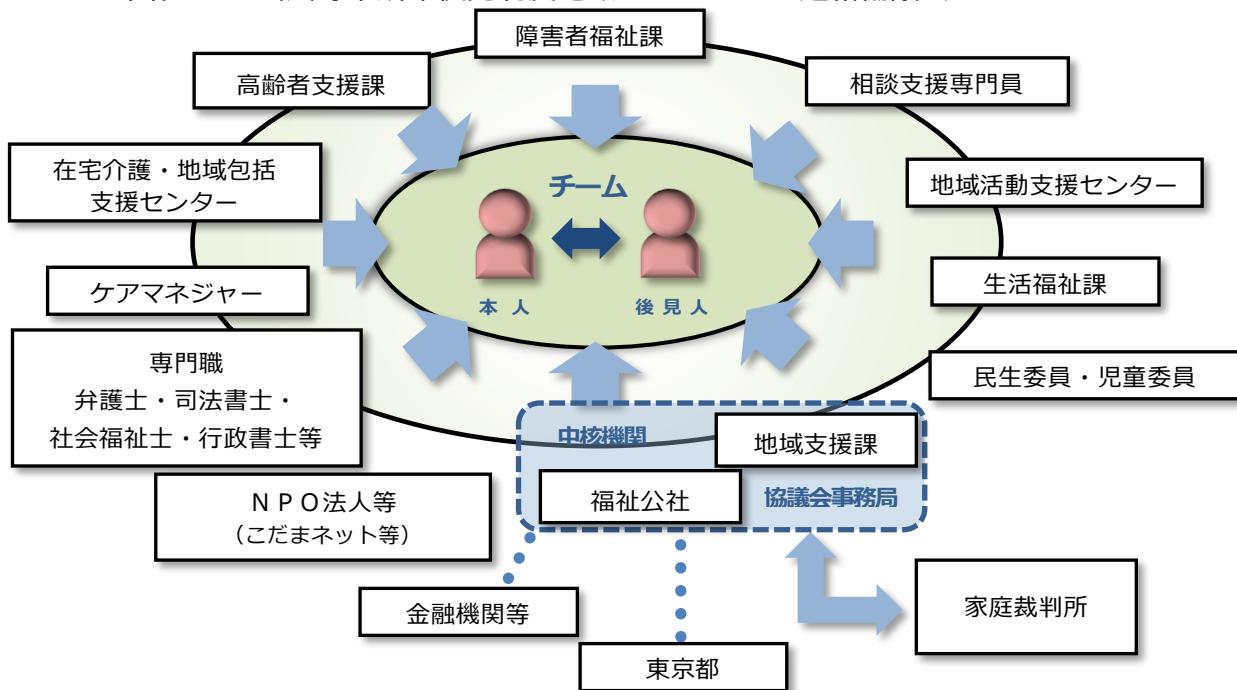
○権利擁護支援と武蔵野市第2期成年後見制度利用促進基本計画の着実な実施

- 令和4（2022）年3月に策定された国の第二期計画では、地域共生社会の実現に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置づけ、成年後見制度の利用促進の取組みは、単に利用者の増加を目的とするのではなく、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指すものとして、権利擁護支援の地域連携ネットワークを通じて推進されるべきであるとされています。
- 本市では、武蔵野市第4期健康福祉総合計画・第6期地域福祉計画に包含する形で「武蔵野市第2期成年後見制度利用促進基本計画」（令和6（2024）年3月予定）として策定します。同計画では、権利擁護支援の目的を達成するための手段として、成年後見制度の利用促進に取り組むことを明らかにしています。本人意思の実現を目指し、身上保護及び財産管理のみならず、意思決定支援を重視した後見事務とそのノウハウを市全体でも共有し、権利擁護支援の活動へと広めていきます。

○成年後見制度の地域連携ネットワークの推進

- 本市の権利擁護事業及び成年後見事業は、市の関連法人である福祉公社が相談と制度利用等に対応し、地域を支えているのが大きな特徴です。
- 「武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画」（令和2（2020）年3月）に基づき、本市と福祉公社を中核機関と位置づけ、関係機関の全体調整や進捗管理を行っています。第8期計画期間中には、福祉公社内に「武蔵野市成年後見利用支援センター」を設立し、周知・啓発、地域連携ネットワークの運営、相談支援等に加えて、市民後見人の育成、後見人の支援、市長申立による支援等を実施しました。
- また、成年後見制度に関わる法律及び福祉の関係者等が連携・協力し、成年被後見人等への支援等を行うため、「武蔵野市成年後見制度地域ネットワーク連絡協議会」を設置し、定期的な調整会議や学習会・相談会等を実施しています。これらの機関や組織を活用し、成年後見制度の正しい知識の周知及び利用の支援に努めます。

図表 47 武蔵野市成年後見制度地域ネットワーク連絡協議会のイメージ



○虐待防止対策の推進

- 虐待は人権侵害であり、特に介護や支援が必要な人は深刻な被害にあいやすいため、早期発見と適切な援助が必要です。家庭における虐待や施設における虐待への対応、また、多様かつ複雑な課題を抱える家族への支援もできるように、引き続き、高齢者及び障害者虐待防止連絡会議の開催や、各関連機関と連携し対応していきます。

視点6：認知症高齢者施策の拡充

○「認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにする」ための予防の推進

- 本市の認知症高齢者数（日常生活自立度Ⅱ以上）は、令和4（2022）年7月1日現在で4,400人となっており、年々増加傾向にあります。

図表48 認知症高齢者数

| 基準日 | R2.7.1 | R3.7.1 | R4.7.1 |
|----------|--------|--------|--------|
| Ⅱ以上の高齢者数 | 4,037 | 4,180 | 4,400 |

（注）基準日現在、要介護・要支援の認定を受けている65歳以上の者のうち、認定調査時の認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上の高齢者数（住所地特例者及び施設入所者を含む）

- 国際アルツハイマー病会議では、認知症の危険因子として「運動不足」や「社会的孤立」が挙げられています。認知症の予防の推進のため、「いきいきサロン」等の地域において高齢者が身近に通える場を拡充する必要があります。
- 本市では、認知症予防財団専門相談員による相談を月3回、市役所と在宅介護・地域包括支援センターにて開催しています。また、武藏野市医師会のもの忘れ相談医による休日無料相談会、武藏野市赤十字病院認知症疾患医療センター医師による相談会も実施していますが、認知症に関する相談窓口の認知度は上がっていません。市民に伝わる広報のあり方についての検討が必要です。

○認知症になった時の見守りや生活の支援の推進

- 高齢者の介護予防・日常生活アンケート調査では約6割が「認知症で徘徊をしたり火の始末が出来なくなるなど、周囲に迷惑をかける状態になった場合」に施設入所を希望すると回答しています。そのため、認知症施策の充実を求める意見も多く、55.3%が「認知症になった時の見守りや生活の支援等」を充実してほしいと回答しています。
- 認知症高齢者を介護している家族の身体的・精神的負担の軽減のため、平成20(2008)年度より、見守り・話し相手・外出支援等、介護保険対象外の支援を行う「認知症高齢者見守り支援事業」を実施してきましたが、登録者数・延利用者数ともに減少傾向にあります。
- 民間企業では、デジタル技術等を活用した様々なサービスを提供していることも踏まえ、認知症高齢者や家族介護者のニーズを把握し、一層の負担軽減が図れるよう検討する必要があります。

○重点的取組み3－1：「チームオレンジ」を主体とした支援体制づくり

国の「認知症施策推進大綱」では、令和7（2025）年までに、全市町村で、本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジ等）を整備することを目標としています。

本市では、令和4（2022）年7月より、「認知症サポーター養成講座」及び「認知症サポートステップアップ講座」の受講者とともに「認知症サポートーズミーティング」を実施し、チームオレンジの立ち上げを視野に入れた活動を開始しました。

同年には、市主催で初めて「認知症カフェ」（ほっとサロン武蔵野）を開催しました。認知症のある方や関わる方、地域の皆様、認知症について知りたい方などが誰でも自由に集い、気兼ねのないおしゃべりを楽しみながら交流するサロンで、運営は武蔵野市認知症サポートステップアップ講座を修了したボランティアが行います。

また、令和5（2023）年度から、認知症のある方もそうでない方も参加できる「グリーンカーテン」（日よけのためにゴーヤなどをカーテン状に育てるために水やりなどを行う事業）を市役所1階正面玄関で開始し、認知症のある方も参加しました。

本計画期間中に、認知症になっても本人・家族が地域で安心して暮らすことができ、認知症のある方を含めた市民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮する機会を提供できるよう内容の充実等を図ります。

図表49 認知症カフェ「ほっとサロン武蔵野」「グリーンカーテン」



○重点的取組み3－2：認知症高齢者見守り支援事業の利用促進

認知症高齢者見守り支援事業では、介護保険の給付対象とならない、例えば公園への散歩の付き添いなどの支援により、不安症状が強く家に閉じこもりがちであった方が少しずつ外出ができるようになり、その間、ご家族は自分の時間がもてるようになるなどの、認知症高齢者の在宅生活の質の向上と、認知症高齢者を介護している家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的とする支援を行っています。

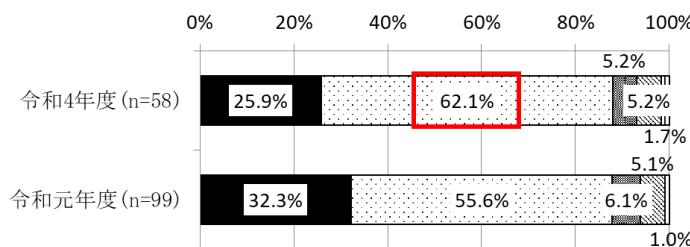
しかしながら、令和2（2020）年度以降、登録者数、延べ利用者数及び延べ利用時間は減少傾向にあります。本計画期間中に、改めて市民及びケアマネジャー等に事業の趣旨を周知し、事業の利用を促進します。

視点7：在宅生活継続のための支援の推進

○家族介護支援の推進

- 要介護高齢者を対象としたアンケート調査では、施設等への入所・入居を検討したきっかけは「主な介護者の方が、『在宅生活の継続は難しい』と考えたため」の割合が62.1%と半数を超えており、家族介護支援の重要性がうかがえます。

図表50-1 施設等への入所・入居を検討したきっかけ

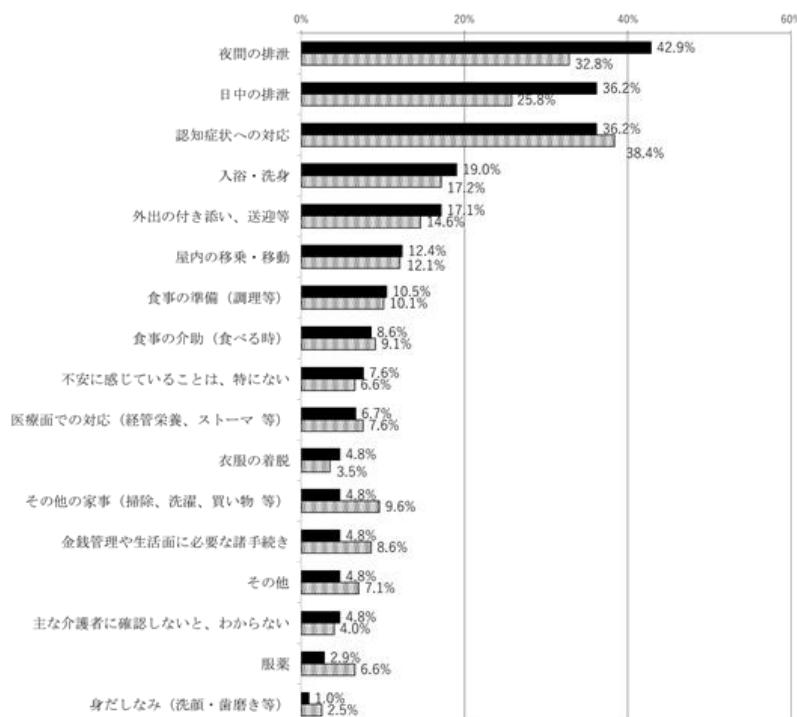


- ご本人が、「在宅生活の継続は難しい」と考えたため
- 主な介護者の方が、「在宅生活の継続は難しい」と考えたため
- ケアマネジャーから、「施設等への入所・入居をすすめられた」ため
- 医師、その他の専門職から、「施設等への入所・入居をすすめられた」ため
- 無回答

出典：要介護高齢者・家族等介護者実態調査（在宅介護実態調査）

- 要介護3以上について、主な介護者が不安に感じる介護等をみると、「夜間の排泄」が42.9%、「日中の排泄」が36.2%、「認知症状への対応」が36.2%です。

図表50-2 介護者が不安に感じる介護（要介護3以上）



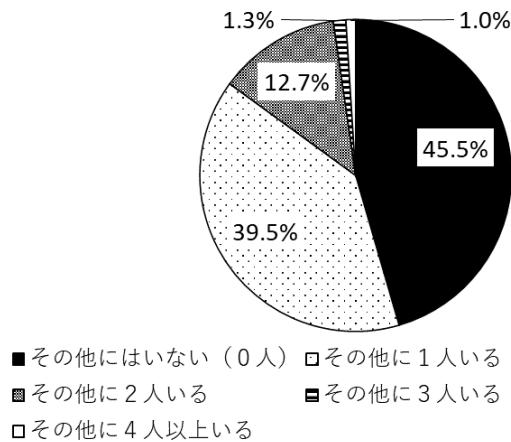
■ 令和4年度(n=105) □ 令和元年度(n=198)

出典：要介護高齢者・家族等介護者実態調査（在宅介護実態調査）

- 要介護高齢者の主な介護者に対して行ったアンケートでは、ダブルケア（認定調査対象者以外にケアをしている家族・親族が1人いる）が39.5%、トリプルケア（認定調査対象者以外にケアをしている家族・親族が2人いる）が12.7%で、回答者の約半数が複数人のケアをしていることが分かりました。

図表 50－3 認定調査対象者以外に、主な介護者がケアをする家族・親族の人数

(n=299)



出典：要介護高齢者・家族等介護者実態調査（在宅介護実態調査）

- また、18歳未満の子どもが、大人が担うようなケアの責任を引き受け、家事等を行っているヤングケアラーが社会問題となっています。

本市は、就労している家族が参加しやすい曜日・時間帯に認知症や介護に関する講座を開催する等、介護離職防止のための取組みを進めています。今後は、介護者の年代や、子育てと介護、複数人の介護などケアを必要とする対象者の違いによるニーズを把握し、支援を進めていきます。

○摂食嚥下支援体制の充実

- 本市は、在宅生活継続における摂食嚥下支援の重要性に着目し、平成29（2017）年度より「摂食嚥下支援事業」を開始しました。武蔵野市歯科医師会と連携し、歯科医師や歯科衛生士、介護職、看護職、栄養士等、多職種による事前・事後カンファレンス、摂食嚥下機能評価の実施・支援方針の共有化を行っています。一人ひとりに合った食形態や介助方法の工夫を行うことによって、いつまでも自分の口から安全に食べられることを支援しています。要介護高齢者の生活の質の向上や低栄養の予防等を図るため、引き続き取組みを推進します。

○基幹型地域包括支援センターの相談支援の強化

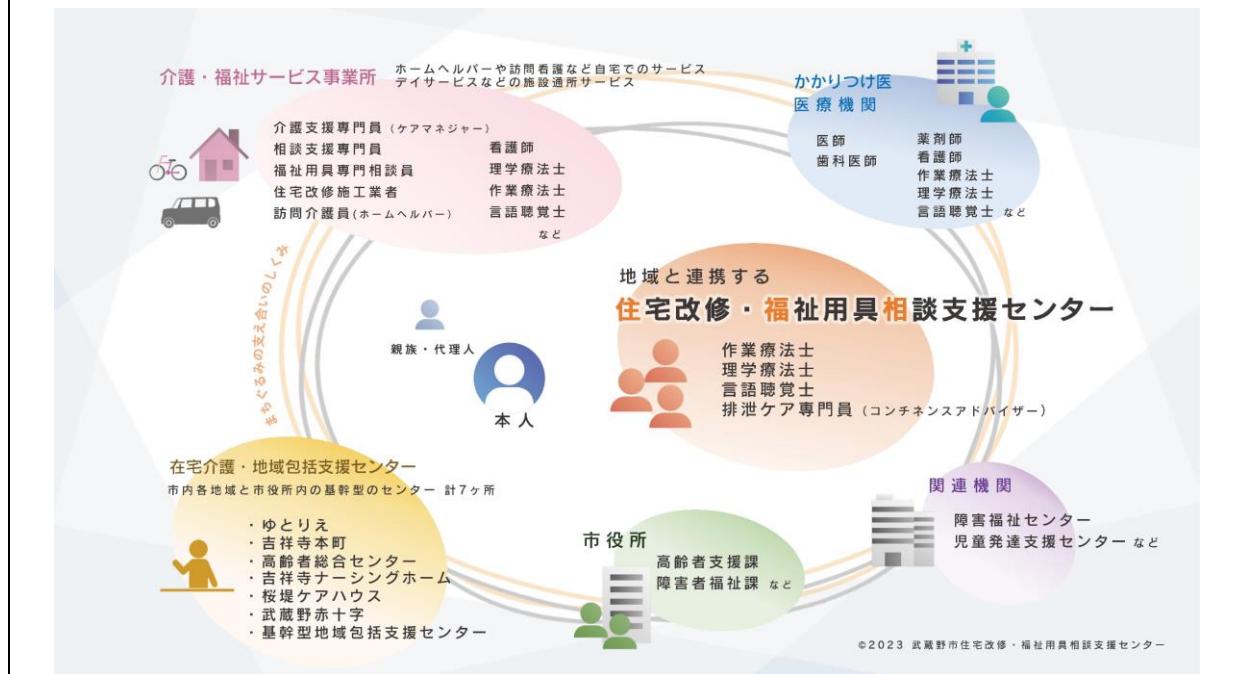
- 本市及び基幹型地域包括支援センターは、養護者による高齢者虐待の後方支援を行っています。精神障害のある子やひきこもりの子と同居する高齢者の支援等、多様かつ複合的な課題を抱える高齢者のニーズを把握し、福祉総合相談窓口や関係部署・機関と顔の見える関係を構築しながら、引き続き円滑な高齢者支援を行います。

○重点的取組み4－1：武蔵野市住宅改修・福祉用具相談支援センターとの連携の推進

「武蔵野市住宅改修・福祉用具相談支援センター」は、平成5（1993）年に「武蔵野市補助器具センター」として設置されました。その後、第7期計画において、中・重度の要介護高齢者の介護負担の大きな要因である排泄ケアに関する相談機能の強化等が求められたことに伴い、名称変更及び機能拡充が行われました。排泄ケアに関する相談対応のために、職員には、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のほか、排泄ケア専門員（コンチネンスアドバイザー）が配置され、排泄全般に関する悩みについて、市内の高齢者やケアマネジャーに対する相談支援を行っています。また、その活動の一環として、排泄ケアに関する冊子や動画も作成しています。

本市の中・重度の要介護高齢者が在宅生活を少しでも長く送ることができるよう、引き続き排泄ケア専門員との連携を図り、排泄ケアに関する啓発及び相談を推進します。

図表 51 武蔵野市住宅改修・福祉用具相談支援センターの連携図



視点8：介護基盤の整備

○市有地活用による地域の福祉インフラの整備

- 本市は、平成29（2017）年5月に介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、平成30（2018）年12月に市内初の看護小規模多機能型居宅介護事業所を整備しました。しかし、地価の高さ、市域面積の狭さ等から、今後は大規模な土地の確保は容易ではなく、従来のような介護施設を整備していくのは困難な状況です。
- 一方、住み慣れた地域で生活を継続できるよう、医療ニーズにも対応可能な在宅サービスの整備を引き続き検討する必要があります。

○重点的取組み4－2：市有地活用による看護小規模多機能型居宅介護の整備

本市は、地価の高さ、市域面積の狭さ等の理由で土地の確保が容易ではなく、経営的な面で、民間事業者の参入が困難な面があります。

そのため、第8期期間中に、武蔵野市が所有する土地のうち未利用の市有地の貸付けについて、定期借地設定契約を基本とし、土地価格等の貸付料について、通常に算定された額から減額する制度を創設しました。

第8期計画期間においては、この制度を用いて、看護小規模多機能型居宅介護1事業所の整備を計画しました。令和4（2022）年度にサウンディング型市場調査を行い、市有地等のうち実現可能性の高い候補地及び公募条件を検討し、公募を実施しました。令和5（2023）年度に事業者を決定し、令和7（2025）年度の開設に向けて準備を進めます。

民間事業者の経営負担を軽減し、本市への参入を促進することによって、本市の特性にあった地域に密着した生活の場（地域の福祉インフラ）の整備を促進します。

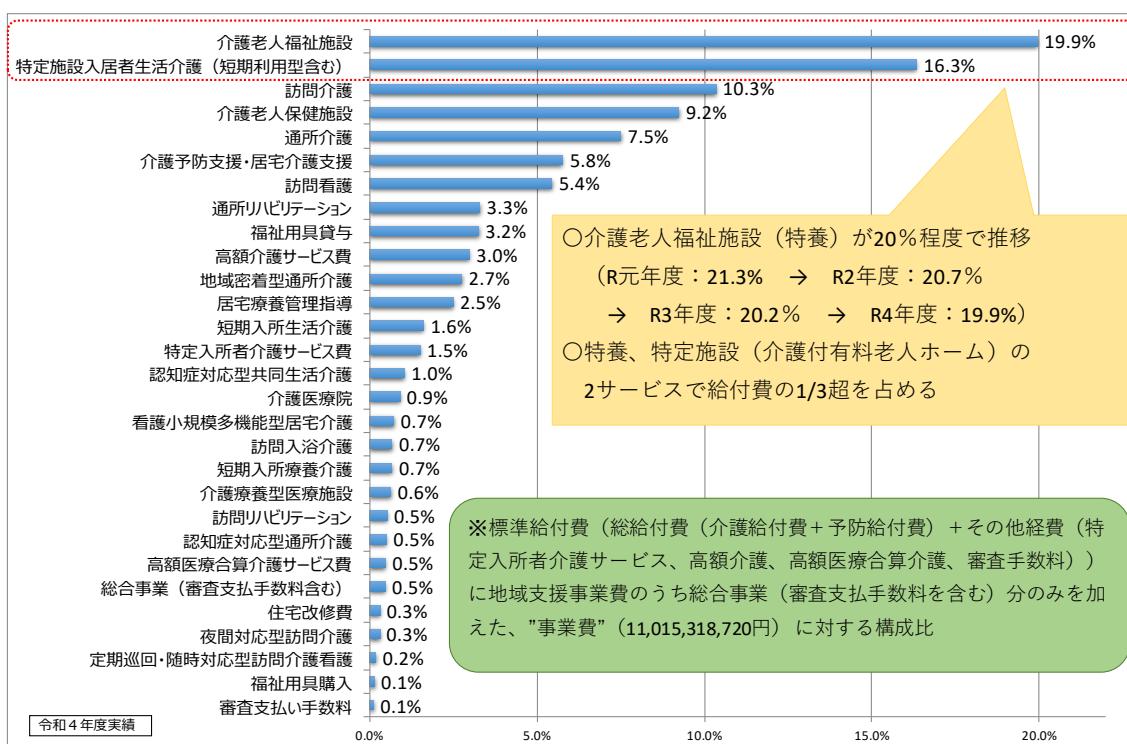
図表52 市有地活用による看護小規模多機能型居宅介護事業所のイメージ



○サービス水準と保険料のバランス

- 本市の介護老人福祉施設の給付費全体（一部除く）に占める割合は 19.9%（令和4（2022）年度実績）と全体の約5分の1を占め、全国、東京都と比較しても高い水準となっています。また、比較的経済的に優位な要介護高齢者が多い地域性を背景に、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）が住み替えの選択肢のひとつとなつておる、介護老人福祉施設に次いで給付費全体の 16.3%を占めています。
- このことは施設・居住系サービスが充実していると評価できますが、一方で施設・居住系サービスは一人当たり費用額が居宅サービスに比べて高く、給付費への圧迫が課題となっています。介護保険料も比較的高く、サービス水準と保険料のバランスを考慮すべきとの意見が多くなっています。本市の入所・入居施設の現状を踏まえ、居住系サービスの方向性を検討する必要があります。

図表 53 令和4（2022）年度介護保険事業費に占めるサービス別構成比

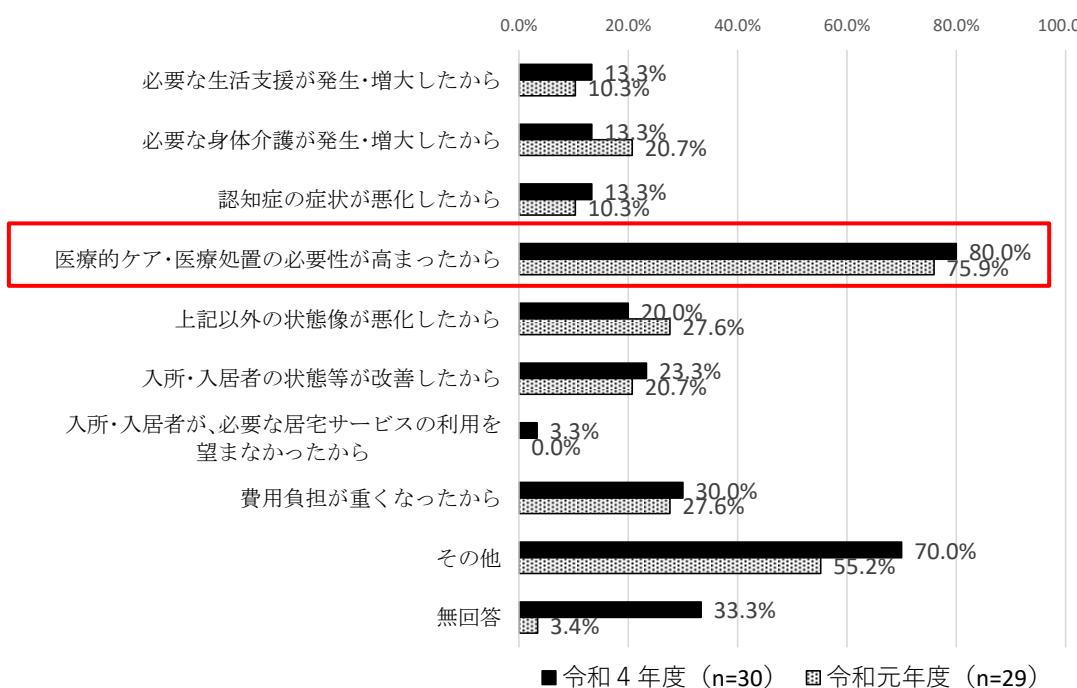


視点9：医療と介護の連携の推進

○在宅医療と介護連携の強化

- 本市は「武蔵野市介護情報提供書」、「もの忘れ相談シート」、「入院時情報連携シート」等の仕組みをいち早く構築し、医療と介護の連携に取り組んできました。
- また、武蔵野市医師会館内に在宅医療介護連携支援室を設置し、医療機関や介護関係者からの在宅療養に関する相談を受けていますが、在宅医療介護連携支援室を活用しているケアマネジャーは約3割で、さらなる利用促進を図る必要があります。
- 介護事業者に対するアンケート調査によれば、施設等の入居・入所者の主な退居理由は「医療的ケア・医療処置の必要性が高まったから」の割合が80.0%を占めており、在宅医療と介護連携の強化が求められています。

図表 54 入居・入所者の退居理由



出典：介護施設等における入退所調査

○暮らしの場における看取りの支援

- 本市では、もしもの時に自分の受けたい医療や介護について適切な意思表示ができるよう、医療と介護の連携や看取りをテーマとした市民向けの映画上映や講演会、多職種連携に関する研修会を実施してきました。また、本市オリジナルのエンディングノートを作成し、令和3(2021)年8月より市役所(高齢者支援課)、福祉公社、在宅介護・地域包括支援センター(市内6か所)で配布を開始しました。エンディング

グノートの書き方等についての出前講座も実施していますが、利用者はまだ一部にとどまっており、普及・啓発方法の改善を図る必要があります。

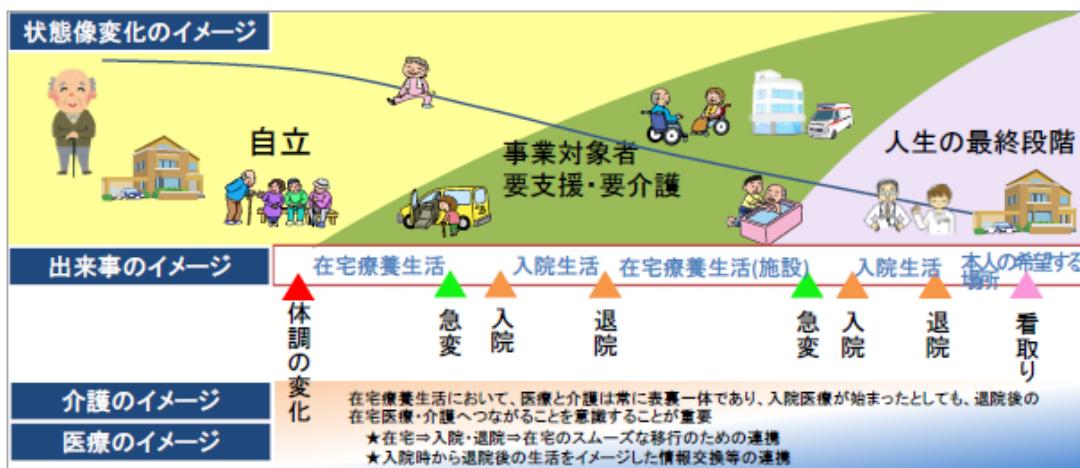
○重点的取組み5－1：医療と介護の連携の推進

高齢期になると、加齢に伴う心身機能の衰えから、「①日常の療養支援」、「②入退院支援」、「③急変時の対応」、「④看取り」の場面で医療と介護が必要となってきます。誰もが住み慣れた地域で生活を継続できるよう、ライフサイクルの中で起こりうる、医療と介護の連携が特に重要とされる場面を意識しながら、切れ目のない医療と介護の連携体制の構築を更に進めています。

また、人生の最終段階において、本人の意思に沿った医療・ケアを受けるためには、事前に家族や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有することが重要です。この取組みを「アドバンス・ケア・プランニング（ACP）」といい、厚生労働省では「人生会議」という愛称をつけて普及・啓発に努めています。

医療的ケアが必要な状態になっても、本人の意思が家族及び医療と介護の連携チームの間で共有されることで、在宅での看取りにつながっています。医療・介護等の多職種連携強化と同時に、本人や家族が「人生の最終段階も含め、自分がどのように生活をしていかたいか」がイメージできるよう、ACPやエンディング支援事業について、市民への普及・啓発を進めます。

図表 55 高齢者の状態像の変化と出来事のイメージ



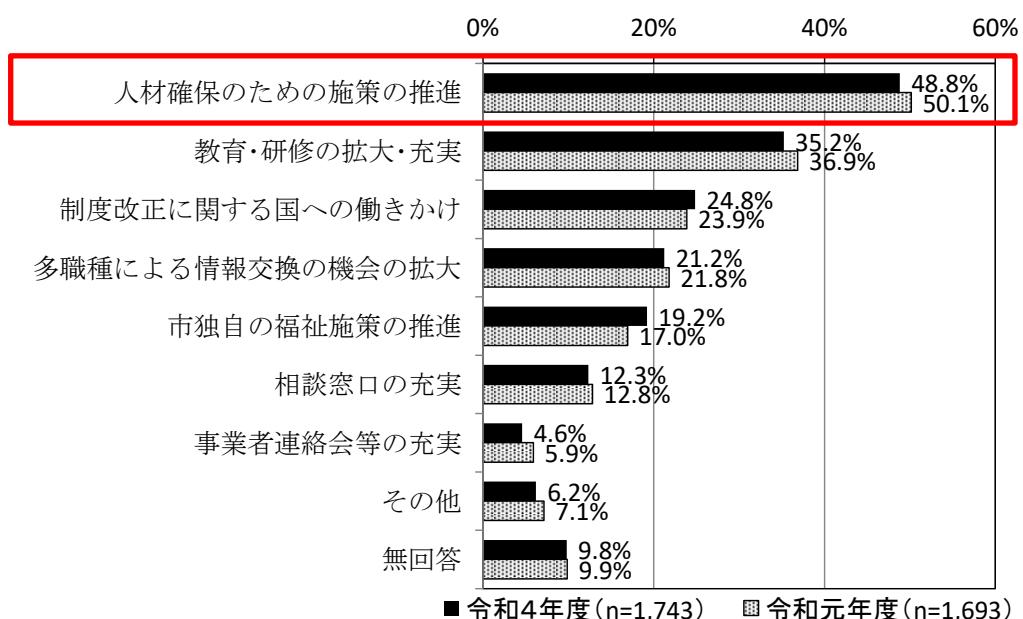
出典：厚生労働省「在宅医療・介護連携推進事業の手引き Ver.3」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000666660.pdf>)

視点 10：総合的な人材確保・育成事業の推進

○地域包括ケア人材育成センターによる、総合的な人材確保・育成事業の充実

- 本市の訪問介護員、ケアマネジャーの高年齢化が進んでいます。約半数の介護職員・看護職員が、本市で働き続けるため市に求めることとして「人材確保のための施策の推進」を挙げており、人材の確保・育成が喫緊の課題となっています。

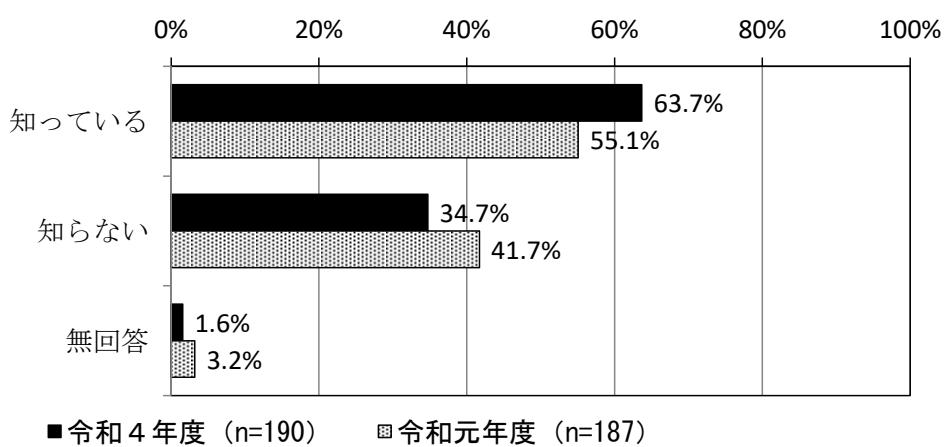
図表 56 武蔵野市で働き続けるために市に求めること



出典：介護職員・看護職員等実態調査

- このような状況を踏まえ、平成 30 (2018) 年 12 月に「地域包括ケア人材育成センター」を開設しました。人材養成、研修・相談支援、就職支援、事業者・団体支援の 4 事業を柱に事業展開を図ることで、介護保険のみならず障害福祉分野を含めた介護従事者に向けた一体的かつ総合的な支援を行っています。
- ツイッターや路線バスデジタルサイネージ等の活用により、同センターの周知は進みましたが、研修や就職相談会の実施等、同センターが行っている取組みの認知度・活用度はまだ十分なものではありません。同センターの取組みの活用促進のため、情報発信の強化が必要です。

図表 57 地域包括ケア人材育成センターの認知度



出典：ケアマネジャーアンケート調査

○介護人材の発掘と定着支援

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、介護人材の確保が一層懸念されたことから、令和2（2020）年度より「介護職・看護職Reスタート支援金」の支給を開始しました。市内の介護施設等に就職し、継続して6か月以上の勤務が見込まれる常勤職員・非常勤職員に支援金を支給しています。
- 福祉公社の老後福祉基金を活用した、既存の介護職員初任者研修受講料の一部をキャッシュバックする制度や、武蔵野市認定ヘルパー制度に加えて、外国人介護職員の受け入れ支援などもさらに進めていくことが求められています。
- また、本市では「ケアリンピック武蔵野」を開催し、永年従事者表彰や先進的事例の紹介、演題発表等を行っています。令和3（2021）年度、令和4（2022）年度はオンラインを併用して開催し、多くの方にご視聴頂きました。介護職員・看護職員のモチベーション向上につながる取組みを更に推進する必要があります。
- 介護人材の教育・研修を更に進めていくことも重要です。本市では、「武蔵野市ケアマネジャー研修センター」において、①体系的な研修会の開催、②ケアプランに関する相談・助言、③ケアプラン指導研修事業を3本柱として、ケアマネジャーの質向上やスキルアップを支援してきましたが、平成26（2014）年7月に同センターを発展的に解消し、ケアマネジャーに限らず、広く福祉人材の育成を検討していくことになりました。ケアプラン指導研修事業は、基幹型地域包括支援センターにて継続的に実施されています。
- 加えて、介護現場の業務改善や文書量削減、ロボット・ＩＣＴの活用の推進等による業務の効率化の取組みも重要です。

○重点的取組み6－1：地域包括ケア人材育成センターによる総合的な人材確保・育成事業の充実

「武蔵野市地域包括ケア人材育成センター」開設後5年が経過し、本市の介護事業者及び介護従事者への認知度は徐々に高まってきたが、まだ支援が十分に行き届いているとは言えない状況です。そのため、今後も様々な機会を通じて、地域包括ケア人材育成センターの認知度・活用度を高め、研修事業や相談事業等、人材の確保及び定着のための取組みを推進します。

○重点的取組み6－2：介護職・看護職Reスタート支援金の継続

より多くの方に市内事業所で働いていただけるよう、令和4（2022）年度以降、「武蔵野市介護職・看護職Reスタート支援金」の対象となる事業所や資格を拡充し、また非常勤職員（有資格者）も対象に加えています。今後、同事業を一層活用してもらうため、広範囲への周知を図ります。

図表 58 介護職・看護職Reスタート支援金の概要

介護施設等の人材確保が一層懸念されることから、市内の介護施設等に就職し、継続して6か月以上の勤務が見込まれる常勤職員に対し、支援金を支給。

令和4年度から、より多くの方に市内事業所で働いていただけるよう、対象となる事業所や資格を拡充し、また非常勤職員（有資格者）も対象に加えて事業を継続している。

【支給金額】

資格を有する常勤職員：15万円

資格を有する非常勤職員・資格を有しない常勤職員：5万円

| 年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 介護サービス (件) | 51 (うち資格を有さない11) | 43 (うち資格を有さない12) | 23 (うち資格を有さない5) |
| 障害福祉サービス (件) | 5 (うち資格を有さない2) | 2 (うち資格を有さない0) | 17 (うち資格を有さない9) |
| 総支給件数・金額 | 56件 7,100,000円 | 45件 5,550,000円 | 40件 4,400,000円 |

○重点的取組み6－3：介護現場の生産性向上の取組み

介護現場がより働きやすく、魅力ある職場となるよう、在宅医療・介護連携推進事業にICT連携部会を設置し、MCS（ICT連携ツール）を活用した医療・介護関係者の情報提供支援、ペーパレス化や業務時間短縮などの業務の効率化にもつながる取組み等を行います。

また、「ケアリンピック武藏野」は、介護や看護に従事する方々が誇りとやりがいをもつて働き続けることを目的に開催されていますが、デジタル技術の活用による業務改善や業務内容の可視化等を通じて、生産性向上と働きやすい職場づくりに取り組む事例の発表も行われています。これらの先進的な事例の周知を図り、各事業者における取組みの促進を図ります。

図表 59 ケアリンピック武藏野における生産性向上の取組みの発表

 **訪問介護にICタグ導入！**

＜ホームヘルプセンター武藏野＞

介護人材を確保し、その業務負担を軽減して、サービス提供環境を可能な限り改善することが、現在、喫緊の課題として求められています。

ホームヘルプセンター武藏野は、これらの解決のために、まず、4月よりICタグとスマートフォンを使っての記録システムを導入しました。初めてスマホでの記録に挑んだHヘルパーに同行取材をしました。

「事前研修を受けたけど、ちゃんとスマホがICタグを読み取ってくれるか、ドキドキするわね（写真①）」読み取りはバッチリ！とありますホッ。

ICタグの読み取りにより、ご利用者宅でのヘルパーの出退勤が自動で記録されます。

その後、いつも通り掃除のケアを終了したHヘルパー、今まで紙の報告書に手書きで記録を記入していましたが、今日のミッションは、スマホを使っての記録です。「チェック項目の確認をしてと……最後はここを押すのね（写真②）」、こうして記録した情報が事務所のパソコンへと送られ、無事にケアが完了したことが即時に事務所で把握できます。

ホームヘルプセンター武藏野は、今後も様々な最新手段を講じてサービスの向上を目指し、市内のサービス事業者も支えてまいります。



出典：福祉公社通信「羅針盤（令和2（2020）年4月）」

視点 11：災害や感染症への備え

○災害時避難行動支援体制の推進

- 本市は、「武蔵野市地域防災計画（令和4（2022）年度修正）」に基づき、避難行動支援体制の整備を推進しています。災害時の被害を軽減するため、家具の転倒・移動・落下防止や生活用品の備蓄の推進、避難所に避難しなくても自宅で生活が継続できる「在宅避難」や「分散避難」の推進、市が情報や水、食料、生活用品などを避難所以外にも提供できる仕組みづくりが必要です。
- そこで令和2（2022）年度から、家具転倒防止金具等の取付け状況の点検、及び取付け後も安全な住環境で在宅避難が可能となるための支援をしています。今後も自助の備えのひとつとして取組みの周知を行います。
- また、優先度の高い避難行動要支援者の範囲、避難支援者等関係者となる者、個人情報の入手・管理方法及び共有範囲、更新に関する事項等、地域防災計画において定める必須事項の検討を行います。

○福祉避難所運営体制の検討

- 令和5（2023）年10月現在、市内21か所の高齢者施設・障害者施設と、災害時に要援護者の「福祉避難所」として使用する協定を締結しています。令和5（2023）年度武蔵野市総合防災訓練では、桜堤地区の施設と連携して福祉避難所開設訓練を実施しました。
- 災害時に特別な配慮を必要とする要援護者を中心とした避難所を円滑に開設・運営するため、各施設における福祉避難所運営マニュアルの作成、訓練による流れの確認などが必要です。

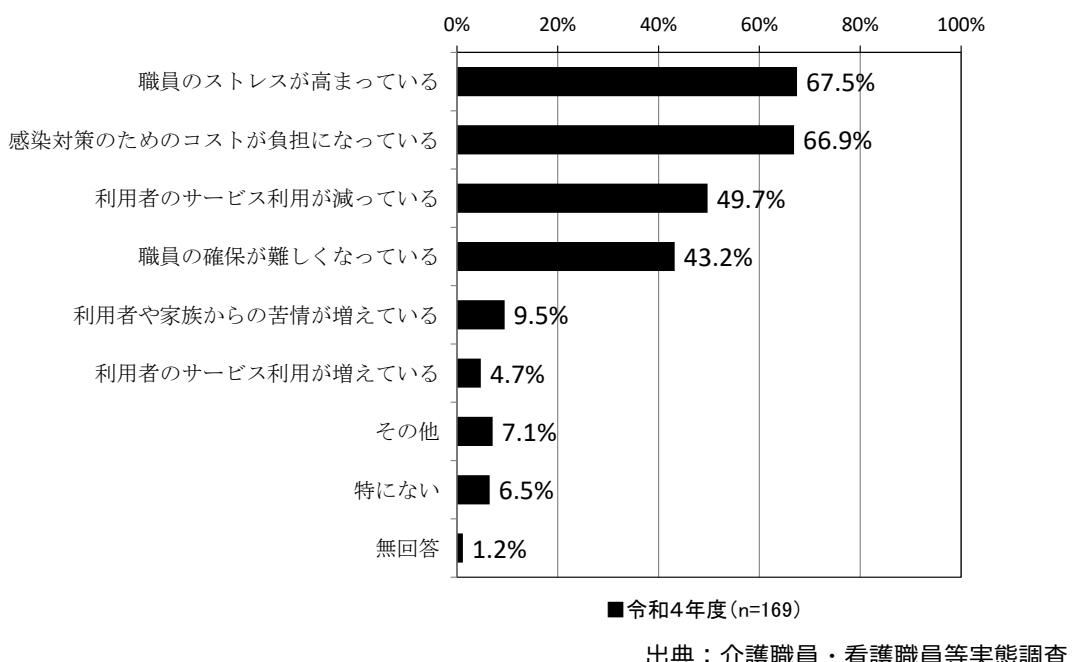
○要配慮者トリアージの具体的運用の検討

- 避難者を一般避難所、おもいやりルーム、福祉避難所、医療機関等に振り分けるための「介護トリアージ（仮称）」について、令和4（2022）年度に策定された武蔵野市地域防災計画（令和4（2022）年度修正）において、「要配慮者トリアージ」への名称変更が行われました。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2（2020）年度、令和3（2021）年度の要配慮者トリアージ訓練は中止となりましたが、令和4（2022）年度の総合防災訓練から再開しています。要配慮者トリアージのさらなる周知と技術の向上のため、引き続き具体的運用の検討を進めます。

○介護サービス事業所・施設への支援

- 市内の介護事業所へのアンケート調査において、コロナ禍における業務への影響を尋ねたところ、「職員のストレスが高まっている」が 67.5%、「感染対策のためのコストが負担となっている」が 66.9%でした。
- 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行しましたが、利用者・介護職員等において引き続き感染者が発生することが見込まれます。このような状況においても、安全かつ安定的に介護サービスを提供するため、介護サービス事業者・施設への支援を行います。

図表 60 コロナ禍における業務への影響



- 令和3（2021）年度報酬改定において、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、すべての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務づけられました（令和6（2024）年3月31日までは努力義務）。
- また、感染症の発生予防やまん延防止等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催や指針の整備、研修・訓練の実施が義務づけられました（令和6（2024）年3月31日までは努力義務）。第9期計画期間以降は、すべての介護サービス事業者において策定・実施されていることが前提となるため着実に準備を進め、策定した業務継続計画が十分に機能するよう対策を講じます。

視点 12：市独自の介護保険事業の検討

○武藏野市利用者負担額助成事業（5%助成）

- 介護保険は制度施行時より、保険料については応能負担、サービス利用については応益負担が堅持されてきましたが、第6期計画期間より利用者負担割合に2割負担が、第7期計画期間より現役並み所得のある方には3割負担が導入されました。
- 一方、本市では、在宅介護を支えるうえで重要な役割を持つサービスである訪問介護について、非課税世帯には、本来1割負担であるところ半額相当の5%を助成してきました。
- この事業は第6期計画期間において終了することとなっていましたが、中高所得者との公平性への配慮と低所得者層への支援のあり方等を十分に検討し、第7期計画期間においては継続実施することとなりました。その後、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、経済的な影響を受けている方や通所系サービスを訪問系サービスに切り替えて生活を維持されている方がいること、本市はひとり暮らしの高齢者が多いことからレスパイト効果の高い通所介護の利用率が全国平均・都平均に比して低い反面、訪問介護の利用率が高いこと等の理由により、第8期計画期間中も継続することになりました。以降の事業のあり方については第9期介護保険事業計画策定時において再検討することになっています。
- 訪問介護の利用については、平成30（2018）年をピークに令和2（2020）年実績まで減少傾向でした。しかしながら、令和3（2021）年以降は、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴って訪問系サービスの利用量が増加したため、当該事業の対象量も増加したと考えられ、在宅生活継続のため、本事業が効果的に活用されたことがうかがえます。

図表 61 武藏野市利用者負担額助成事業（5%助成）直近3年間の推移

| | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|-------------|------------|-------|------------|--------|------------|--------|
| | | 前年度比 | | 前年度比 | | 前年度比 |
| 実人数（人） | 824 | 97.5% | 859 | 104.2% | 923 | 107.5% |
| 支給件数（件） | 7,161 | 93.8% | 7,917 | 110.6% | 8,414 | 106.3% |
| 支給額（円） | 25,048,592 | 95.2% | 27,157,704 | 108.4% | 28,321,017 | 104.3% |
| 1件当たり支給額（円） | 3,498 | | 3,430 | | 3,366 | |

○武藏野市訪問看護と介護の連携強化事業

- 本市では、中・重度の要介護者の在宅生活継続を支援するため、平成 27（2015）年度より「武藏野市訪問看護と介護の連携強化事業」を実施しています。
- 当初は、市内の被保険者に関する医療情報を訪問看護ステーションがケアマネジャーに提供した場合、1 件につき一律に 1,500 円を支給していました。しかしながら、市内に居住し早朝夜間に緊急に訪問できる医師が少ない現状を鑑み、急増していく医療ニーズの高い在宅の単身高齢者等に対し、安心して在宅生活を継続できる支援体制を構築していく必要があることから、平成 30（2018）年度より事業のあり方を見直しました。連携費単価にインセンティブを付することにより、深夜等の時間帯に医療ニーズが必要となる要介護者等の受入れを促進し、もって医療ニーズの高い単身高齢者等の在宅生活継続支援を図っています。
- 令和 4（2022）年度の助成件数（延べ利用者数）は 10,027 件、延べ事業所数は 292 事業所で、毎年増加傾向にあります。また、令和 5（2023）年 5 月末現在の協定事業者数は 31 事業所、令和 5（2023）年 5 月支給実績の利用者数実人数は 785 名と、対象となる国保連 3 月審査分の訪問看護利用者数 1,134 名に対し 69.2%（参考値）もの医療情報が提供されています。
- また、事業見直し後の平成 30（2018）年 7 月支給分（国保連 5 月審査分）からの件数は、令和 4（2022）年度末時点で、インセンティブ有の 2,000 円が 55.8% と過半数を超え、事業見直しの趣旨が一定達せられているものと評価しています。

図表 62 武藏野市訪問看護と介護の連携強化事業 平成 30(2018)年度見直しの内容

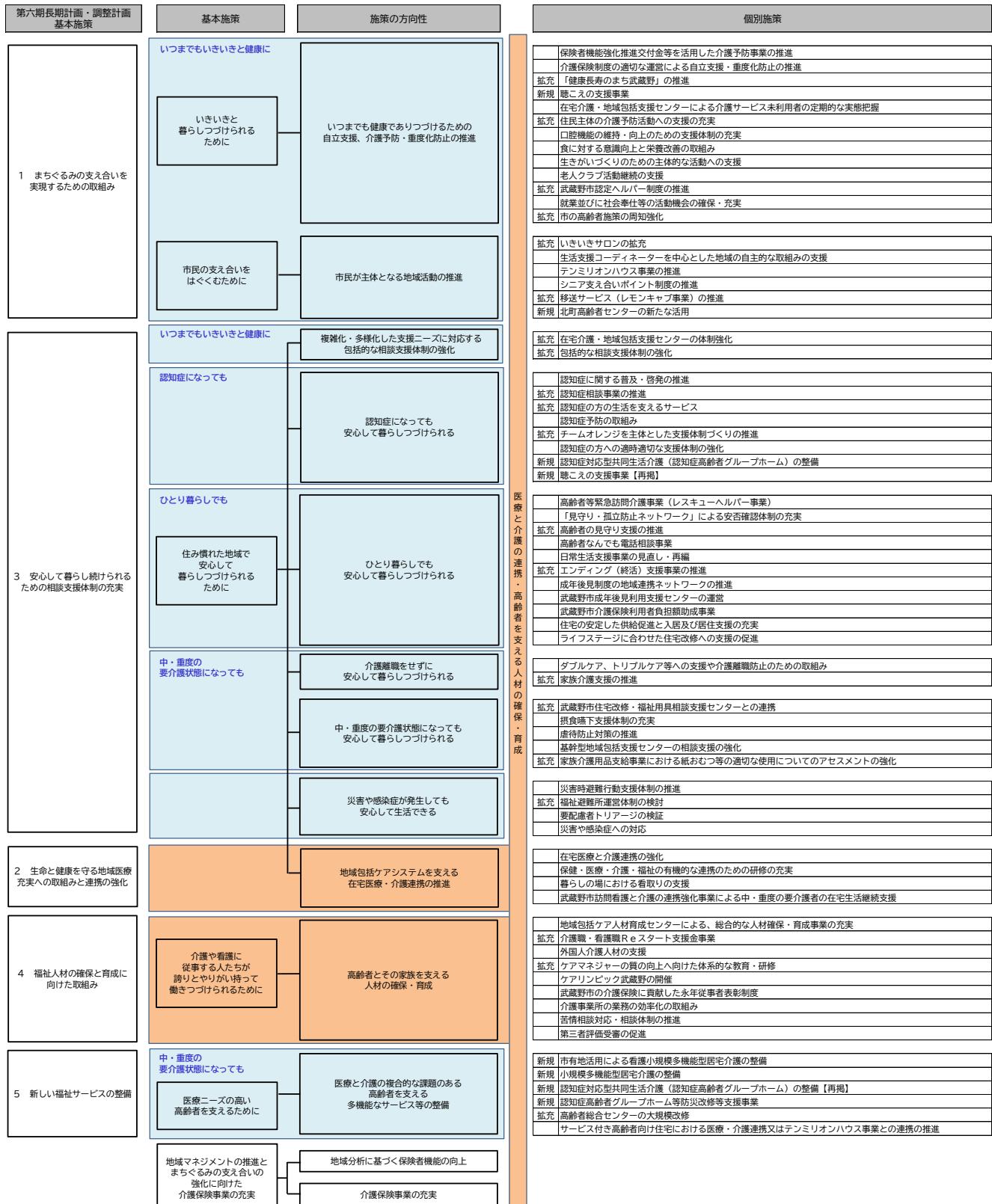
| 現行事業 | | 4月からの医療情報提供分より | |
|-----------------|--------|---|--------|
| 被保険者 1 名、1 月につき | 1,500円 | 24時間365日の連絡態勢のある事業所（緊急時訪問看護加算を算定している場合） | 2,000円 |
| | | 夜間深夜早朝に予め居宅計画に組み込んで中重度要介護高齢者等を訪問した場合 | |
| | | 上記以外の場合 | 1,000円 |

図表 63 武藏野市訪問看護と介護の連携強化事業 直近 3 年間の推移

| | 令和 2 年度 | | 令和 3 年度 | | 令和 4 年度 | |
|-------------------------|------------|--------|------------|--------|------------|--------|
| | | 前年度比 | | 前年度比 | | 前年度比 |
| 助成件数（件） =（延べ）利用者数（人） | 8,866 | 101.6% | 9,730 | 109.7% | 10,027 | 103.1% |
| （延べ）事業所数（事業所） | 273 | 99.3% | 290 | 106.2% | 292 | 100.7% |
| 助成額（円） | 13,781,000 | 102.2% | 15,151,000 | 109.9% | 15,618,000 | 103.1% |
| 当初予算額（補助金）（円） | 14,323,000 | 103.3% | 14,200,000 | 99.1% | 16,000,000 | 112.7% |
| 執行率 | 96.2% | — | 106.7% | — | 97.6% | — |

第4章 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業 計画の施策体系と具体的な個別施策

図表 64 武蔵野市の高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画における施策体系



第1節 いきいきと暮らしつづけられるために

1 いつまでも健康でありつづけるための自立支援、介護予防・重度化防止の推進

高齢者が自ら健康でありつづけるための取組みへの支援（セルフケアの支援）

市民がいつまでもいきいきと健康でありつづけるため、高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止の取組みを推進します。

高齢者が主体的にフレイル予防・介護予防に取組むように介護予防の普及啓発を行い、「健康長寿のまち武蔵野」の推進の拡充、聴こえの支援事業へ新たに取り組むほか、在宅介護・地域包括支援センターによる介護サービス未利用者の定期的な実態把握、武蔵野市認定ヘルパー制度の推進、介護予防活動の支援、高齢者の口腔機能の維持・向上及び高齢者の主体的な活動や老人クラブ、シルバー人材センターの支援にも引き続き取り組んでいきます。

| 個別施策 | 内容 |
|------------------------------|--|
| 保険者機能強化推進交付金等を活用した介護予防事業の推進 | <ul style="list-style-type: none">高齢者の社会参加を促進する介護予防事業等を拡充するために、保険者機能強化推進交付金等を活用し、フレイル予防・介護予防の取組みを推進します。 |
| 介護保険制度の適切な運営による自立支援・重度化防止の推進 | <ul style="list-style-type: none">軽度者（要支援1・2、総合事業対象者）のサービス担当者会議に、基幹型地域包括支援センターが全件立ち合い、サービスの質の担保を図ります。 |
| 「健康長寿のまち武蔵野」の推進 | <ul style="list-style-type: none">介護予防事業関連部署、団体による「介護予防事業連絡調整会議」にて連携しながら、介護予防の普及啓発や各種講座を開催するなど、介護予防に取り組むためのきっかけづくりや、フレイル予防・介護予防の取組みを推進します。市民主体の活動とともに、民間企業やNPO等と連携、デジタル技術の活用等によりフレイル予防事業の実施数の増加及び内容の多様化を目指す取組みを検討します。健康寿命延伸のため、保健事業と介護予防の一体的実施を行います。 |
| 聴こえの支援事業 | <ul style="list-style-type: none">加齢とともに聴力が低下しても、その人らしい日常生活の継続を支援するため、聴こえの問題への支援を検討します。聴こえの問題は、認知症の要因となることがあるため、認知症の普及・啓発事業等との連携を検討します。 |

拡充

新規

| 個別施策 | 内容 |
|---------------------------------------|---|
| 在宅介護・地域包括支援センターによる介護サービス未利用者の定期的な実態把握 | <ul style="list-style-type: none"> ・在宅介護・地域包括支援センターが介護サービス未利用者の生活実態を定期的に把握し、適切な介護予防事業等につなげる仕組みを構築します。 |
| 住民主体の介護予防活動への支援の充実 拡充 | <ul style="list-style-type: none"> ・自主的な介護予防の活動の充実を図り、参加を促進するため、地域のリハビリ専門職等の参画を得ながら高齢者の通いの場に体操その他のプログラムの講師を派遣します。 |
| 口腔機能の維持・向上のための支援体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・「歯つらつ健康教室（口腔ケアプログラム）」、「協力歯科医事業」、「在宅高齢者訪問歯科健診事業」等を通じて、高齢者の口腔機能の維持・向上のための支援体制の充実を図ります。 |
| 食に対する意識向上と栄養改善の取組み | <ul style="list-style-type: none"> ・市の協力栄養士による「高齢者食事学事業」や「おいしく元気アップ教室」等の講座や配食・会食サービスを通じて、高齢者の栄養の改善とフレイル予防、重度化防止を図ります。 |
| 生きがいづくりのための主体的な活動への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が生きがいを持って充実した日々を送れるよう、趣味、文化・芸術、スポーツを通じて自己実現を図れる仕組みづくりを推進します。高齢者の主体的な活動支援に引き続き取り組みます。 |
| 老人クラブ活動継続の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の生きがいづくりや健康づくり、介護予防、見守り活動等の地域を支える役割を担う老人クラブの活動継続を支援します。 |
| 武蔵野市認定ヘルパー制度の推進 拡充 | <ul style="list-style-type: none"> ・認定ヘルパーの養成を継続的に行うことでもちぐるみの支え合いの推進を図るとともに、介護人材の不足への対応を図るために、活用方法を再検討します。 |
| 就業並びに社会奉仕等の活動機会の確保・充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターへの支援を通じて、高齢者の就業並びに社会奉仕等の活動機会の確保・充実を図ります。 ・最低賃金上昇、インボイス制度、フリーランス保護新法などの社会状況の変化に対応して安定した運営を行うことができるよう、シルバー人材センターへの支援を行います。 |
| 市の高齢者施策の周知強化 拡充 | <ul style="list-style-type: none"> ・市の高齢者施策について、従来の対面や市報等での周知に一層力を入れるとともに、団塊の世代が後期高齢期を迎えることから、インターネットやSNSの活用等、効果的な周知・広報の方法についても検討します。 ・高齢者のデジタルデバイドへの対応として、スマートフォン体験会などを開催し高齢者のICT活用を推進します。 |

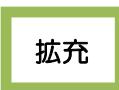
第2節 市民の支え合いをはぐくむために

1 市民が主体となる地域活動の推進

武蔵野市ならではの互助・共助の取組みの推進

本市では、いきいきサロン事業、テンミリオンハウス事業等、市民が主体となる、武蔵野市ならではの互助・共助の取組みを推進してきました。本計画の策定にあたり実施したアンケート調査でも、いきいきサロンや移送サービス（レモンキャブ事業）へのニーズが高く、広く市民に周知されていることから、これらの支え合いの取組みを推進し、生活支援コーディネーターが運営等の支援を行います。また、北町高齢者センターの新たな活用として、高齢者のフレイル予防や介護予防に関する新たな事業について実施に向けた検討を進めます。

| 個別施策 | 内容 |
|---------------------------------|--|
| いきいきサロン事業の拡充 | <p style="text-align: center;">拡充</p> <ul style="list-style-type: none">・「近所、支え合い、健康づくり」により介護予防及び健康寿命の延伸を図るいきいきサロンについて、各丁目への設置を最終的な目標として拡充していきます。・いきいきサロンの運営の担い手や活動場所の確保等の課題解消に向け、引き続き検討を進めます。・サロン同士の情報共有やつながりができるような仕組みを検討します。 |
| 生活支援コーディネーターを中心とした地域の自主的な取組みの支援 | <ul style="list-style-type: none">・各在宅介護・地域包括支援センターに配置した生活支援コーディネーターを中心に、いきいきサロンをはじめとした地域住民が自主的に運営する多様な通いの場の立上げや運営等を支援します。 |
| テンミリオンハウス事業の推進 | <ul style="list-style-type: none">・利用者の社会参加、地域の住民（団体）による運営、空き家の有効活用など、「身近で、小規模で、軽快なフットワーク」で実施するテンミリオンハウス事業を推進するため、空白地域の事業実施場所の確保等の課題解消に向け、引き続き検討を進めます。・既存施設の劣化度に応じた必要な改修を行い、テンミリオンハウス事業を継続して実施します。 |
| シニア支え合いポイント制度の推進 | <ul style="list-style-type: none">・シニア支え合いセンターの登録の促進及び協力施設・団体等の活動の場の拡大により、市民共助の取組みをさらに推進し、介護福祉人材の裾野の拡大も図ります。 |

| 個別施策 | 内容 |
|--|--|
| 移送サービス（レモンキャブ事業）の推進  | <ul style="list-style-type: none"> 利用料金、協力費、予約受付期間・時間の見直しを行い、運行協力員の確保・継続を図り、レモンキャブ事業を継続して実施します。 新たな予約・運行管理や予約方法、高齢者の移動手段の総合的な情報提供の仕組みの検討を行い、運行管理者の負担軽減とサービスの向上を図ります。 |
| 北町高齢者センターの新たな活用  | <ul style="list-style-type: none"> 小規模サービスハウスは現在の入居者をもって事業を終了し、地域の高齢者・ボランティアの交流・相談の場、食を通じた多世代交流や社会参加など、高齢者のフレイル予防や介護予防に関する新たな事業について実施に向けた検討を行います。 |

第3節 住み慣れた地域で安心して暮らしつづけられるために

1 複雑化・多様化した支援ニーズに対応する包括的な相談支援体制の強化

包括的な相談支援体制の構築・強化

50代の中高年のひきこもりの子の生活を80代の後期高齢者である親が支える「8050問題」や、子育てと介護や、複数人の介護をするダブルケア、トリプルケアなど、最近の市民の支援ニーズは複雑化・多様化しています。本市では、従前から府内連携における相談支援体制を構築しておりますが、さらにその先を見据えて困り事を抱えた方への伴走型支援等ができるような体制の構築を図ります。

また複雑化・多様化するニーズへの対応に向け、在宅介護・地域包括支援センターの体制強化を図ります。また、複雑化・多様化した課題に対して、分野横断的に対応するため府内連携組織における包括的な相談支援体制を強化します。

| 個別施策 | 内容 |
|---|---|
| 在宅介護・地域包括支援センターの体制強化 拡充 | <ul style="list-style-type: none">平成29（2017）年度の介護保険法改正により、地域包括支援センターの事業について評価を行うことが義務付けられたことを受け、市独自のきめ細かな評価スキームとP D C Aサイクルを構築し、評価結果を地域包括ケア推進協議会に諮ります。各センターの運営状況を把握しながら、引き続き必要な機能強化を図ります。高齢者人口の増加や、複雑化・多様化する市民の支援ニーズへの対応などにより、地域包括ケアシステムの要となる在宅介護・地域包括支援センターの業務は増大をしており、体制強化を検討します。 |
| 包括的な相談支援体制の強化 拡充 | <ul style="list-style-type: none">「8050問題」等の複雑化・多様化した支援ニーズに対応するため、府内外の連携会議である総合支援調整会議を活用し、課題についての発見や検討、情報共有を図るとともに適宜適切な支援につなげられるよう、分野横断的な連携を強化します。ひきこもり当事者の活動の場や、ひきこもりに関する地域の理解を深めるための講座などを開催します。孤立防止の観点における「見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会」等とも引き続き連携を図ります。 |

2 認知症になっても安心して暮らしつづけられる

認知症高齢者とその家族を支える取組み

認知症状への対応については、多くの介護者が不安に感じています。認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしつづけられるよう、認知症のある方とその家族の支援に取り組みます。

認知症についての不安軽減のため、引き続き認知症専門相談員や医師による相談を実施するとともに、認知症のある方とその家族のニーズの把握に努めます。

また、認知症への理解促進、見守り意識の醸成、地域住民による支援体制の構築を図るため、「認知症サポーター養成講座」や「認知症サポートステップアップ講座」を実施します。

高齢者が身近で通える場所の拡充による認知症予防の取組みや、認知症初期集中支援チームによる早期対応の取組みなど、従来の施策にも引き続き取り組んでいきます。

| 個別施策 | 内容 |
|-----------------|---|
| 認知症に関する普及・啓発の推進 | <ul style="list-style-type: none">・認知症のある方とその家族が暮らしやすいまちづくりのため、地域住民向け、事業者向けの「認知症サポーター養成講座」等を他分野との連携も図りながら実施することにより、認知症理解の促進、地域の認知症高齢者見守り意識の醸成を図るなど、心のバリアフリーの取組みを進めます。・市民社協の協力のもと、小中学校を中心に認知症サポーター養成講座の出前講座を実施します。・冊子「みんなで知ろう認知症」（認知症ケアパス）を講座や研修において活用します。 |
| 認知症相談事業の推進 | <p>拡充</p> <ul style="list-style-type: none">・認知症への不安を抱える高齢者や認知症状への対応に戸惑う家族を支えるため、認知症専門相談員や医師による面談相談を実施し、精神的な支援と早期対応を図ります。また、事業の効果的な周知方法を検討します。・相談者の生活様式に柔軟に対応するため、面談相談に加え、認知症専門相談員による電話相談を実施します。・認知症に不安を持つ方が相談から早期に医療機関の受診につながるよう、「もの忘れ相談シート」等を積極的に活用し、医療との連携を図ります。 |

| 個別施策 | 内容 |
|---|--|
| 認知症の方の生活を支えるサービス  | <ul style="list-style-type: none"> ・認知症のある方の在宅生活の継続にあたり、「認知症高齢者見守り支援事業」の利用状況の分析を行い、本人・家族介護者のニーズの把握に努めます。本人の生活の質の維持・向上及び家族介護者の負担軽減のため、事業の充実を図ります。 ・高齢者はいかい探索サービスについて、より効果的な探索サービスを検討します。 |
| 認知症予防の取組み | <ul style="list-style-type: none"> ・運動不足の改善、生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症予防に資する可能性が示唆されていることから、いきいきサロン等の身近で通える場所などを拡充していきます。 |
| チームオレンジを主体とした支援体制づくりの推進  | <ul style="list-style-type: none"> ・認知症になっても、本人・家族が地域で安心して暮らしていくように、認知症コーディネーターが中心となり、「チームオレンジ」を主体とした支援体制づくりを推進します。 ・市と認知症サポートステップアップ講座の受講者が連携し、認知症カフェの実施等を推進します。 |
| 認知症の方への適時適切な支援体制の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・武蔵野赤十字病院認知症疾患医療センター、武蔵野市医師会、在宅介護・地域包括支援センターによる認知症初期集中支援チームを市内6か所の在宅介護・地域包括支援センターに設置し、認知症状の自覚がない等医療につながりにくい認知症が疑われる方に対する早期対応に取り組みます。 ・在宅医療・介護連携推進協議会の認知症連携部会において、医療・介護・福祉関係者が連携し、ニーズを的確に把握しながら、認知症のある方と家族介護者を支える体制強化に取り組みます。 ・若年性認知症の方への相談やサービス提供等の支援体制について、東京都の専門機関と連携を図り対応します。 |
| 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）の整備  | <ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者の増加、市内の認知症高齢者グループホームの入居者数の現状等を考慮し、認知症高齢者グループホーム（3ユニット27名）を整備します。 |
| 聴こえの支援事業【再掲】  | <ul style="list-style-type: none"> ・加齢とともに聴力が低下しても、その人らしい日常生活の継続を支援するため、聴こえの問題への支援を検討します。 ・聴こえの問題は、認知症の要因となることがあるため、認知症の普及・啓発事業等との連携を検討します。 |

3 ひとり暮らしでも安心して暮らしつづけられる

ひとり暮らし高齢者が多い武蔵野市における生活支援サービスの拡充

本市は、ひとり暮らし高齢者が多いことが特徴です。そのため、様々な市独自の生活支援サービスや、福祉公社ではつながりサポート事業なども行っています。今後もひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等の支援を重点的に取り組み、必要とする人が適切な支援を受けられるよう、既存事業における対象要件や市民のニーズに合わせた事業内容等について検討します。

また、ひとり暮らしの高齢者の増加に伴い、住まいの確保、入院や施設入居時の身元保証を手助けするサービスの必要性が高まっています。一方、サービスの質を担保する仕組みがない等の課題が社会問題化していることを踏まえ、今後の動向を注視していきます。

| 個別施策 | 内容 |
|-------------------------------|---|
| 高齢者等緊急訪問介護事業 (レスキューヘルパー事業) | <ul style="list-style-type: none">ひとり暮らし、高齢者ののみの世帯の高齢者の在宅生活の継続を支援するため、疾病などの緊急時に身体介護、家事援助の支援を行います。 |
| 「見守り・孤立防止ネットワーク」による安否確認体制の充実 | <ul style="list-style-type: none">「見守り・孤立防止ネットワーク」参加団体（住宅供給系、サービス提供事業者）によるそれぞれの通常業務の中での異変の発見・速やかな通報・相談窓口の周知の取組みを引き続き推進していきます。ひとり暮らし高齢者の増加や消費者被害・認知症・生活困窮者・自殺対策等の課題に対応するため、高齢者支援のみならず様々な分野における参加団体の拡大と連携の強化を図ります。 |
| 高齢者の見守り支援の推進 | <p style="text-align: center;">拡充</p> <ul style="list-style-type: none">主にひとり暮らし高齢者の孤立防止、安否確認を目的として、専門職等が週1回、決まった曜日・時間帯に電話による訪問を行う「高齢者安心コール事業」を継続します。デジタル技術を活用した効果的かつ効率的な見守り方法を検討します。 |
| 高齢者なんでも電話相談事業 | <ul style="list-style-type: none">市役所が閉庁しているときでも、24時間365日高齢者とその家族が抱える不安等について、専門職の相談員が電話で話をうかがい、適切なサービスや窓口を案内する体制を継続します。 |
| 日常生活支援事業の見直し・再編 | <ul style="list-style-type: none">配食サービス等、民間企業のサービスの充実により利用者数が減少傾向にあるサービスもみられます。高齢者の嗜好に合わせたサービスの多様化等の変化を捉え、既存のサービスを見直し、事業の再編を検討します。 |

| 個別施策 | 内容 |
|-----------------------------|--|
| エンディング（終活）支援事業の推進 拡充 | <ul style="list-style-type: none"> 自己決定ができるうちに、介護や医療、人生最期の過ごし方等について考え、備えるきっかけとしてもらう「エンディング（終活）支援事業」を引き続き実施します。 エンディング支援事業と密接にかかわるACPもあわせて、高齢者本人に加え、その家族への普及啓発を進めます。 エンディングノートは従来の配布場所に加えて、より効果的な配布方法について、検討します。 |
| 成年後見制度の地域連携ネットワークの推進 | <ul style="list-style-type: none"> 武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会において、本市と福祉公社が中核機関となり、サービス提供事業者や地域の関係機関と成年後見人等が連携し、地域の成年後見制度に関する様々な課題を共有していきます。 |
| 武蔵野市成年後見利用支援センターの運営 | <ul style="list-style-type: none"> 武蔵野市成年後見利用支援センターを、成年後見制度利用促進に係る中核機関として、本市と福祉公社が連携して運営し、成年後見制度の総合相談や普及・啓発に関する事業を実施していきます。 |
| 武蔵野市介護保険利用者負担額助成事業 | <ul style="list-style-type: none"> 在宅介護を支えるうえで重要な役割を持つサービスである訪問介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のうち訪問介護部分、第1号訪問事業、基準該当訪問介護の5サービスについて、所得の低い方の経済的負担を軽減し、安心して在宅サービスが継続できるように、非課税世帯には、利用者負担額10%のうち5%を助成します。 |
| 住宅の安定した供給促進と入居及び居住支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 高齢者をはじめとした住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居及び居住を図るために、福祉部局・住宅部局を含めた行政のほか不動産や福祉の関係団体と連携して「あんしん住まい推進事業」の実施を継続し、安心して暮らしつづけられる入居支援・居住支援を促進していきます。 住宅困窮世帯を対象とする市営・都営住宅等の公営住宅への入居や、UR住宅を含めた民間賃貸住宅の各種支援制度等の情報提供を実施していきます。 |
| ライフステージに合わせた住宅改修への支援の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ライフステージに合わせて、長く快適に暮らし続けられるよう、引き続き武蔵野市住宅改修・福祉用具相談支援センターと連携し、住宅改修等に取組みます。 |

4 介護離職をせずに安心して暮らしつづけられる

介護離職防止のための本人及び家族支援の強化

「介護離職ゼロ」の実現に向けて、子育てと介護や、複数人の介護をするダブルケア、トリプルケアなどの複雑化・多様化した支援ニーズに十分に応えられるよう、関係各課等と連携し分野横断的に取り組んでいきます。

また、在宅介護・地域包括支援センターや市内デイサービスセンターと協力し、家族介護支援のさらなる推進を図ります。

| 個別施策 | 内容 |
|-------------------------------------|--|
| ダブルケア、トリプルケア等への支援や 介護離職防止のための取組み | <ul style="list-style-type: none">・親と子、自分の親と配偶者の親と子など、複数の家族に対する介護や育児の担い手及びヤングケアラーを支えるため、関係各課等との連携を図ります。・介護者の年代や、子育てと介護、複数人の介護などケアを必要とする対象者の違いによるニーズを把握し、支援を進めていきます。・就労している家族が参加しやすい曜日・時間帯での認知症や介護に関する講座を開催します。 |
| 家族介護支援の推進 | <p>拡充</p> <ul style="list-style-type: none">・在宅介護・地域包括支援センターや市内デイサービスセンターなどで、介護の知識や対応方法が得られる講座や相談・情報交換の機会を提供し、精神面と介護の手間軽減の面から家族介護者を支援します。・レスキューヘルパー事業により、介護者の急病、けが等により一時的に支援が必要な高齢者にヘルパーを派遣します。 |

5 中・重度の要介護状態になっても安心して暮らしつづけられる

多職種連携による在宅生活を継続するための取組み

中・重度の要介護状態になっても、誰もが住み慣れた地域で暮らしつづけられるよう、多職種連携による在宅生活継続のための取組みを重点的に進めていきます。

低所得で中・重度の要介護者本人及び中・重度の要介護者を在宅で介護している家族を対象に、紙おむつ等の介護用品を支給し、家族介護用品支給事業のアセスメントの強化を図ります。

さらに、今後医療ニーズを抱えた高齢者が増加することに備え、武蔵野市住宅改修・福祉用具相談センターとの連携、摂食嚥下支援体制の充実、虐待の防止、基幹型地域包括支援センターの相談支援の強化にも取り組みます。

| 個別施策 | 内容 |
|---|--|
| 武蔵野市住宅改修・福祉用具相談支援センターとの連携 拡充 | <ul style="list-style-type: none">・在宅生活を継続するうえで、住環境の整備や福祉用具の利用は重要です。・介護負担の大きな要因である排泄ケアに関する相談機能の強化、ケアプラン指導研修事業によるケアマネジャー支援の充実により、住宅改修・福祉用具相談支援センターが市民やケアマネジャーにとって身近で専門的な相談窓口となるための取組みをさらに進めます。 |
| 摂食嚥下支援体制の充実 | <ul style="list-style-type: none">・高齢者の生活の質の向上や低栄養の予防等を図るため、デイサービスや在宅高齢者への摂食嚥下の取組みをより一層推進します。・摂食嚥下の必要性を知ってもらうため、市民へ向けて普及啓発を行います。 |
| 虐待防止対策の推進 | <ul style="list-style-type: none">・虐待の早期発見及び適切な援助を行うために、高齢者及び障害者虐待防止連絡会議の開催、介護サービス事業者及びケアマネジャーに対する虐待に関する研修の実施等を行います。・虐待による一時避難が必要な場合に備え、高齢者の安全を確保するための緊急一時保護施設を引き続き確保します。 |

| 個別施策 | 内容 |
|---|--|
| 基幹型地域包括支援センターの相談支援の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・基幹型地域包括支援センターは、全市的な視点に立って、市内6か所の在宅介護・地域包括支援センター間の総合調整や後方支援を行います。 ・また、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮等の複合的な課題を抱えた相談について、武蔵野市重層的支援体制整備調整委員会等の場において介護分野の専門職の立場として積極的に関与し、関係各課等とさらなる連携を図ります。 |
| 家族介護用品支給事業における紙おむつ等の適切な使用についてのアセスメントの強化 | <p style="text-align: center;">拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低所得で中・重度の要介護者本人及び中・重度の要介護者を在宅で介護している家族に、紙おむつ等の介護用品を支給する家族介護用品支給事業を継続します。 ・住宅改修・福祉用具相談支援センターと連携し、利用者のQOL向上のため、紙おむつ等の適切な使用についてアセスメントの充実を図ります。 |

6 災害や感染症が発生しても安心して生活できる

関係部署・関係機関との密接な連携に基づく災害時要援護者対策の推進

高齢者が、災害が発生しても安心して生活できるよう、関係部署・関係機関と密接に連携し、災害時要援護者対策を推進します。

本市では、令和5（2023）年4月現在、市内17か所の高齢者施設と「福祉避難所」の協定を締結しており、その運営体制の強化を図ります。各福祉避難所に応じた物資、人材、移送手段の確保など、運営体制の検討を行います。

また、災害や感染症への対応として、介護サービス事業所の業務継続計画（BCP）の訓練・検証を支援し、安定した高齢福祉サービス事業の継続を図ります。

| 個別施策 | 内容 |
|----------------|---|
| 災害時避難行動支援体制の推進 | <ul style="list-style-type: none">・武蔵野市地域防災計画に基づき、避難行動支援体制を推進します。・個別避難計画について、優先度の高い避難行動要支援者の範囲、避難支援者等関係者となる者、個人情報の入手・管理方法及び共有範囲、更新に関する事項など地域防災計画において定める必須事項の検討を行います。 |
| 福祉避難所運営体制の検討 | <p>拡充</p> <ul style="list-style-type: none">・武蔵野市総合防災訓練等で福祉避難所開設・運営訓練を実施し、各福祉避難所に応じた物資、人材、移送手段の確保など運営体制の検討を行い、各福祉避難所の運営マニュアルの作成・見直しを進めます。 |
| 要配慮者トリアージの検証 | <ul style="list-style-type: none">・武蔵野市総合防災訓練等で要配慮者トリアージを用いた避難者振り分け訓練を継続して実施し、各福祉避難所に応じた物資、人材、振分け先への移送手段の確保など運用の検証を行い、さらなる周知と技術の向上を図ります。 |
| 災害や感染症への対応 | <ul style="list-style-type: none">・事業所支援や高齢福祉分野で働く職員の安全確保について取組みを進めるとともに、介護サービス事業所の業務継続計画（BCP）の訓練・検証を支援し、安心して利用できる安定した高齢福祉サービス事業の継続を図ります。 |

7 地域包括ケアシステムを支える在宅医療・介護連携の推進

住み慣れた地域で安心して暮らしつづけられるための基盤としての医療と介護の連携

在宅医療と介護の連携は、武蔵野市が目指す“高齢者の姿とまちづくり”を支える基盤となるものであるため、これからも強化していきます。

「脳卒中地域連携パス」をはじめとする、これまで本市が開発してきた情報共有と連携の仕組みをさらに活用するとともに、「武蔵野市在宅医療介護連携支援室」の調整機能を高めていきます。また、多職種が参加する研修等の充実を図ります。

さらに、本人や家族が希望する場所で看取りが行われるよう、情報提供や普及啓発を行うとともに、支援体制の充実を図ります。

| 個別施策 | 内容 |
|-----------------------------|---|
| 在宅医療と介護連携の強化 | <ul style="list-style-type: none">・医療的ケアを必要とする高齢者が安心して在宅生活を送れるよう、医療と介護の連携した対応が求められる「日常の療養支援」「入退院支援」「急変時の対応」「看取り」の場面を意識し、さらに連携を深めます。・「脳卒中地域連携パス」や「もの忘れ相談シート」、「武蔵野市介護情報提供書」「入院時支援シート」等の情報共有と連携の仕組みを活用し、多職種による支援体制を推進します。・連携にあたっては、武蔵野市医師会が導入しているＩＣＴの活用を促進することで、効率的・効果的かつ正確な情報共有を行い、在宅で療養する市民の生活の質の向上につなげます。・また支援者の業務負担の軽減にもつながることが考えられるためＩＣＴの活用を進めています。・武蔵野市医師会と協力し、医療・介護関係者の相談窓口である「武蔵野市在宅医療介護連携支援室」をさらに周知し、相談・調整機能の充実を図ります。・加えて、介護職による質の高い医療的ケアを推進するため、訪問介護事業者に対する支援策を検討します。 |
| 保健・医療・介護・福祉の有機的な連携のための研修の充実 | <ul style="list-style-type: none">・医療職を対象とした介護サービス等の情報提供や、介護関係者向けの医療知識を得る研修の実施等、医療職と介護職が相互に理解することを目的とした研修を実施します。 |

| 個別施策 | 内容 |
|---|--|
| 暮らしの場における看取りの支援 | <ul style="list-style-type: none"> 人生の最期の過ごし方についての希望は様々ですが、自分や家族の老後や介護について、考えておくことは重要です。看取りも含めた医療や介護についての情報提供や普及啓発を行います。 |
| 武蔵野市訪問看護と介護の連携強化事業による中・重度の要介護者の在宅生活継続支援 | <ul style="list-style-type: none"> 平成 27（2015）年度より要介護認定者に係る医療情報を、訪問看護事業者からケアマネジャーに提供し、事業者間の医療連携が行われた場合に交付する連携交付事業を実施しています。 平成 30（2018）年 7 月支給分（国保連 5 月審査分）より、医療ニーズの高い単身高齢者等の在宅生活継続支援を図るため、24 時間 365 日の連絡態勢のある事業所等は 2,000 円、それ以外の場合には 1,000 円と連携費単価にインセンティブを付する等、事業のあり方を見直しました。 引き続き、本計画期間においても実施していきます。 |

第4節 介護や看護に従事する人たちが誇りとやりがいを持って働きつづけられるために

1 高齢者とその家族を支える人材の確保・育成

最大の課題である介護人材の確保に向けた取組み

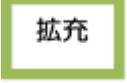
本市は、介護人材の確保を、武蔵野市が目指す“高齢者の姿とまちづくり”を実現するための最大の課題であると認識しています。

そのため、各種研修・支援を体系的に整理し、オンラインでの方法も活用し、ケアマネジャーの質の向上へ向けた体系的な教育・研修を強化します。

地域包括ケア人材育成センターでの取組み、介護人材の発掘・養成育成・定着の支援、ケアリンピック武蔵野の開催等を通じた介護職のモチベーションアップの取組み、介護現場の業務の効率化にも引き続き取り組んでいきます。

また、複雑化・多様化している課題に日々取り組む職員の精神的ケアやハラスメント対策も重要であるため、職員をサポートできる体制について検討し、より安心して働きつづけられる環境づくりを進めます。

| 個別施策 | 内容 |
|---|---|
| 地域包括ケア人材育成センターによる、総合的な人材確保・育成事業の充実 | <ul style="list-style-type: none">①人材養成事業、②研修・相談事業、③就職支援事業、④事業者・団体支援事業の4つの事業について、一体的に実施を継続します。オンライン研修など介護従事者がアプローチしやすい事業実施を検討するほか、介護の仕事に関する啓発事業についても継続して実施します。 |
| 介護職・看護職Reスタート支援金事業  | <ul style="list-style-type: none">介護人材の発掘、養成、育成、定着の推進を図るため、即戦力となる潜在的な有資格者の再就職や福祉分野への新たな就職に対する支援策として継続して実施しています。さらなる人材発掘や資格を生かした活躍ができるよう必要な支援を行います。 |
| 外国人介護人材の支援 | <ul style="list-style-type: none">受け入れ先となる事業者への支援と外国人介護人材本人への支援について、国や都の動向に注視しつつ、ヒアリング等によって実態や課題の把握に努めます。また、関係団体と連携して介護用語の読み書きに関する日本語講座の開催や情報提供など現状のニーズに沿った支援を行います。 |

| 個別施策 | 内容 |
|--|--|
| ケアマネジャーの質の向上へ向けた体系的な教育・研修  | <ul style="list-style-type: none"> 「武藏野市ケアマネジャーガイドライン」を始め、ケアマネジャー全体研修会、地区別ケース検討会、ケアプラン指導研修、主任介護支援専門員研修等のケアマネジャー支援の取組みを体系的に整理し、オンラインでの方法も活用しながら、教育・研修を行っていきます。 人材の新たな確保や定着のため、資格取得や更新に係る負担の軽減について検討します。 |
| ケアリンピック武藏野の開催 | <ul style="list-style-type: none"> 介護と看護に従事する方々が誇りとやりがいを持って働きつづけられるよう、先進的な取組み事例発表やポスターセッション（パネル展示）、介護サービス紹介等を引き続き行います。テンミリオンハウスやいきいきサロンなどの地域の支え合いの活動をしている方々も参加し、介護・看護の専門職だけでなく、地域住民参加による文字どおりの「まちぐるみの支え合い」を推進します。 |
| 武藏野市の介護保険に貢献した永年従事者表彰制度 | <ul style="list-style-type: none"> 永年介護現場で本市の市民生活を支え続けた介護・看護職員に対し、市長が永年従事者表彰を行います。 |
| 介護現場の業務の効率化の取組み | <ul style="list-style-type: none"> 介護事業所のＩＣＴの活用の推進等による業務効率化への取組みの情報提供を行います。 |
| 苦情相談対応・相談体制の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 介護保険に関する苦情相談対応・相談機能の充実を図るために、武藏野市介護保険条例に位置付けたサービス相談調整専門員による相談体制を維持し、事業所に対する適正化指導を行います。 |
| 第三者評価受審の促進 | <ul style="list-style-type: none"> 福祉サービス事業者のサービスの質向上と利用者へ事業者の情報を提供するため、事業者の第三者評価の受審費の助成を行います。 |

第5節 医療ニーズの高い高齢者を支えるために

1 医療と介護の複合的な課題のある高齢者を支える多機能なサービスの整備

高まる医療ケアのニーズに対応した多機能なサービスと施設の充実

今後さらに高まる医療ニーズに対応するため、大規模な土地の確保が困難な本市の地域特性にあった施設整備を進めていきます。

市有地活用による看護小規模多機能型居宅介護の整備、小規模多機能型居宅介護の整備、認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業について進めていきます。

| 個別施策 | 内容 |
|--|--|
| 市有地活用による看護小規模多機能型居宅介護の整備  | <ul style="list-style-type: none">中重度の要介護者が在宅生活を継続するために看護小規模多機能型居宅介護（登録定員 29名）の整備を推進します。地価の高さや市域の狭さ等の課題へ対応するため、吉祥寺南町三丁目市有地を活用し、市独自のインフラ要綱に基づき土地貸付料の減額を行い整備を促進します。 |
| 小規模多機能型居宅介護の整備  | <ul style="list-style-type: none">要介護者が在宅生活を継続するために小規模多機能型居宅介護（登録定員 29名）の整備を推進します。 |
| 認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム) の整備【再掲】  | <ul style="list-style-type: none">認知症高齢者の増加、市内の認知症高齢者グループホームの入居者数の現状等を考慮し、認知症高齢者グループホーム（3ユニット 27名）を整備します。 |
| 認知症高齢者グループホーム等防災改修等 支援事業  | <ul style="list-style-type: none">認知症高齢者グループホーム等における老朽化に伴う大規模修繕等に要する経費に対し、国の交付金等を活用し補助することにより、利用者の安心・安全を確保します。 |
| 高齢者総合センターの大規模改修  | <ul style="list-style-type: none">高齢者総合センターは、開設から約 30 年が経過し、建物及び付属設備の経年劣化が進んでいることから、施設の長寿命化のための大規模改修を実施します。工事期間中は仮設施設を設置して事業を継続します。なお、改修期間中に休止する社会活動センター事業については、さらなる健康増進や社会参加のきっかけとなるように事業内容の検討を行います。 |
| サービス付き高齢者向け住宅における医療・介護連携またはテンミリオンハウス事業との連携の推進 | <ul style="list-style-type: none">高齢者が医療や介護が必要となっても、安心して住み続けることができる住まいを充実させるため、サービス付き高齢者向け住宅の整備における本市独自基準として、医療・介護連携型またはテンミリオンハウス併設とすることを引き続き求めていきます。 |

第5章 地域マネジメントの推進とまちぐるみの支え合いの強化に向けた介護保険事業の充実

第1節 第9期介護保険事業計画のポイント

我が国における高齢化率は、ここ数十年にわたり上昇を続け、令和4（2022）年10月1日時点で29.0%に達し、令和19（2037）年には33.3%に到達、国民の3人に1人が65歳以上という超高齢社会を迎えます。

- 第9期介護保険事業計画においても、総人口の減少と高齢者の増加が予想されており、
- 一 計画期間中に、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎える。
 - 二 高齢者人口がピークを迎える2040年に向け、85歳以上人口が増大し医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する。
 - 三 要介護高齢者の増加に対し、生産年齢人口の減少が見込まれている。
 - 四 不足する介護人材の確保と、定着に関する取組みが求められる。
 - 五 現有する介護力の効率的運用を意識し、介護現場の生産性を高める必要がある。

大きく上記5点について、着目する必要があると考えます。

1 2040年を見据えた「まちぐるみの支え合い」の強化（ポイント一、二関連）

本市は、我が国初のリバースモーゲージや福祉公社による有償在宅サービス、全国初の都市型小規模特別養護老人ホームの整備など、全国に先駆けた様々な高齢者施策を展開するとともに、在宅介護支援センターを中心とした従来の小地域完結型の福祉サービスや、平成12（2000）年の介護保険制度施行時に制定した「武蔵野市高齢者福祉総合条例」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまちづくりを総合的に進めました。

本市では、平成25（2013）年6月に市役所関係部署と関係機関の代表者による「武蔵野市地域包括ケアシステム検討委員会」を設置し、平成26（2014）年3月に「地域包括ケアシステムとは…『武蔵野市における2025年へ向けた“まちぐるみの支え合いの仕組みづくり”』」と位置付け、「武蔵野市の地域包括ケアシステム推進に向けた課題整理と今後の方向性」について、報告書にまとめました。

この報告書に沿って、本市の地域包括ケア計画である「武蔵野市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」（平成27（2015）～29（2017）年度）では、「2025年に向けて武蔵野市が目指す高齢者の姿」を基本目標に掲げました。さらには、「武蔵野市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」（平成30（2018）～令和2（2020）年度）では、高齢者の生活を

支える人材の確保と育成、まちぐるみの支え合いの基盤をつくっていくことを目標に「2025年に向けて武蔵野市が目指す“高齢者の姿とまちづくり”」を本市が目指すビジョンとして設定しました。このビジョンを達成するために、具体的には、地域包括ケア人材育成センターの設置、市内初の看護小規模多機能型居宅介護事業所1施設の開設、都有地と市有地の一体的な活用による介護老人保健施設を中心とした高齢者サービスと障害者サービスが連携した地域共生型の施設整備等に取り組み、「武蔵野市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）においても継続して本市の地域包括ケアシステムを着実に進めてきました。

これらの蓄積と成果を基に、団塊の世代が後期高齢期を迎える2025年、さらにはその子（団塊ジュニア）世代が65歳となる2040年を見据え、地域共生社会の理念に基づき、「武蔵野市高齢者福祉総合条例」の総合的な施策体系を基礎として、医療・介護、様々な生活支援サービスを包括的・継続的に享受できる“武蔵野市らしい地域包括ケアシステム”を、行政・関係機関・市民が力を合わせ、さらに強化させていく必要があります。

2 令和6（2024）年度からの介護保険制度改正（ポイント三～五関連）

介護保険制度改革については、社会保障審議会介護保険部会において令和4（2022）年度に議論されました。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 1 生活を支える介護サービス等の基盤の整備
- 2 様々な生活上の困難を支え合う地域共生社会の実現
- 3 保険者機能の強化

II 介護現場の生産性の向上の推進、制度持続可能性の確保

- 1 介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進
- 2 納付と負担

上記内容について検討がなされ、法の整備が必要な事項については、令和5（2023）年5月19日に交付された「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（以下「改正法律」という）」において、諸般の改正が行われました。しかしながら一部の議論については、次期計画に向けて結論を得ることが適當とされ、その後令和5（2023）年末までに結論を得ることとして先延ばしされたものがあるため、今後もその動向を注視する必要があります。

改正法律の主な内容としては、

（施行日の明記の無いものは令和6（2024）年4月1日施行）

- ①サービス事業所等における生産性の向上
- ②複合型サービスの定義の見直しに関する事項

- ③地域包括支援センターの業務の見直しに関する事項
- ④介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する事項
- ⑤介護情報の収集・提供等に係る事業の創設に関する事項
(一部公布の日から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日)
- ⑥介護保険事業計画の見直しに関する事項(一部令和7(2025)年4月1日)
- ⑦その他所要の改正

とされ、その中でも、市町村介護保険事業計画において定める、または、定めるよう努めるものとされた内容や市町村として具体的に対応が必要なものとして、

- ①サービス事業所等における生産性の向上
 - ・・・サービス提供事業所の業務効率化、質の向上、生産性の向上に資する都道府県と連携した取組に関する事項について定めるよう努めるものとすること。
- ⑤介護情報の収集・提供等に係る事業の創設に関する事項
 - ・・・市町村が行う地域支援事業に、被保険者の保険医療の向上及び福祉の増進を図るため、被保険者、介護サービス事業者その他の関係者が被保険者に係る情報を共有し、及び活用することを促進する事業を追加する。
- ⑥介護保険事業計画の見直しに関する事項
 - ・・・都道府県における外来医療に係る医療提供体制の確保に関する協議の結果を考慮して介護保険事業計画を作成すること。
 - ・・・住民の加齢に伴う身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえた医療及び介護の効果的かつ効率的な提供の重要性に留意すること。

という記載がなされており、市町村はこれらの改正点を踏まえ、計画を策定しなければなりません。

3 武蔵野市の介護保険制度改革への対応

各々の事項への対応としては、

①介護従事者の減少を見据えたサービス提供事業者における生産性の向上

- 法令の文面上でも、都道府県と連携した取組みを求められており、今後、当該取組みに関する東京都からの照会や、高齢者・介護保険担当課長会議等において、どのような取組みとするべきか問われることになります。
- 2040年を見据える際、高齢者人口の増加と生産年齢人口の減少に伴う介護サービス提供者不足は避けられない課題ではありますが、あくまでもサービス水準の維持・向上を満たしたうえで効率化が図れるよう取り組むことが絶対条件であると考えております。各事業所の職員とも密に連携を取り、相互に相談しながら具体的な取組みを定めていきます。

②安全な環境下での各種データの提供によるデータ利便性の向上

- 介護情報の収集・提供等に係る事業の創設に関する事項については法律に記載があるものの、事業を実現するための詳細については、今後検討会が開催され第9期中に内容が示される予定となっています。
- 本市としては、被保険者、介護サービス事業者の利便性向上に資する事業であるととらえておりますが、同時に被保険者に紐づくセンシティブな情報を取扱うことを常に意識し、運用面でのリスクがないか国等に対して、指摘、確認を行っていきます。

③医療介護連携のさらなる促進

- 東京都保健医療計画等を注視し、医療と介護の両方を必要とする市民が安心して生活が続けられるよう、地域包括ケアシステムを医療的観点から支える仕組みとして、外来医療と在宅医療が切れ目なく提供できる体制づくりについても検討していきます。また、医療と介護の連携について、現場においてよりサービスの向上に資するような取組みが無いか、引き続き検討していきます。

上記のとおり、各機関、職能団体等とも連携を取りながら取り組んでいきます。

第2節 武蔵野市の介護保険事業の実態把握と分析

1 人口及び被保険者数の実績

総人口は増加傾向で、高齢化率は22.5%、後期高齢化率は12.7%

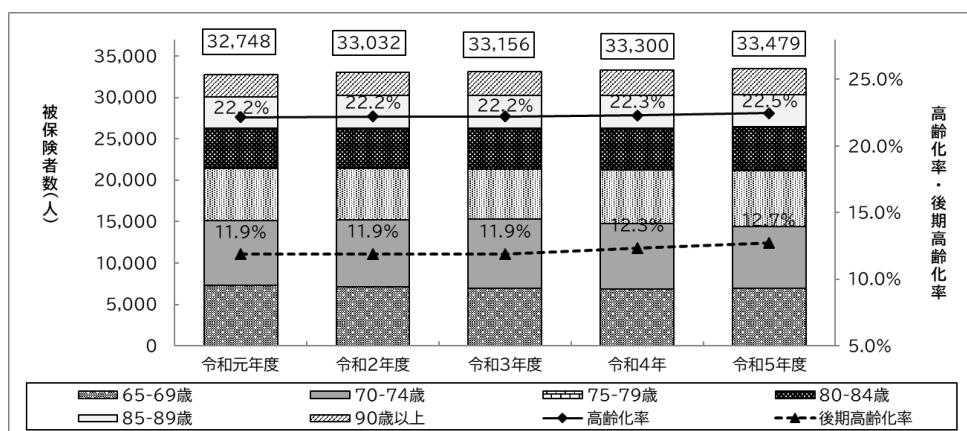
本市の総人口は、昭和62（1987）年に137,729人に達した後、平成9（1997）年には132,525人まで減少しました（ともに1月1日の住民基本台帳人口）。その後、再度増加基調に移り、令和5（2023）年10月1日現在、148,070人となっています。そのうち、65歳以上人口は33,265人、75歳以上人口は18,869人で、高齢化率は22.5%、後期高齢化率は12.7%となっています。

図表65 人口及び被保険者数の実績（令和元（2019）年度から令和5（2023）年度）

（単位：人）

| 区分 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年 | 令和5年度 |
|------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総人口 | 146,847 | 147,677 | 148,235 | 148,260 | 148,070 |
| 65歳以上人口 | 32,534 | 32,802 | 32,926 | 33,082 | 33,265 |
| （うち、75歳以上人口） | 17,430 | 17,569 | 17,631 | 18,298 | 18,869 |
| （うち、他市区町村住所地特例者） | 314 | 310 | 329 | 320 | 310 |
| 被保険者全体 | 84,215 | 85,282 | 86,033 | 86,643 | 87,129 |
| 40-64歳 | 51,467 | 52,250 | 52,877 | 53,343 | 53,650 |
| 65歳以上被保険者数 | 32,748 | 33,032 | 33,156 | 33,300 | 33,479 |
| 65-69歳 | 7,341 | 7,086 | 6,903 | 6,814 | 6,907 |
| 70-74歳 | 7,766 | 8,152 | 8,401 | 7,978 | 7,500 |
| 75-79歳 | 6,350 | 6,228 | 6,067 | 6,459 | 6,784 |
| 80-84歳 | 4,857 | 4,844 | 4,933 | 5,029 | 5,234 |
| 85-89歳 | 3,787 | 3,955 | 3,944 | 3,983 | 3,924 |
| 90歳以上 | 2,647 | 2,767 | 2,908 | 3,037 | 3,130 |
| （うち、住所地特例者） | 531 | 542 | 560 | 540 | 531 |
| 高齢化率 | 22.2% | 22.2% | 22.2% | 22.3% | 22.5% |
| 後期高齢化率 | 11.9% | 11.9% | 11.9% | 12.3% | 12.7% |

（基準日：各年度10月1日）



2 要支援・要介護認定者数の実績

第1号被保険者数に占める要支援・要介護認定者数の割合は20.5%

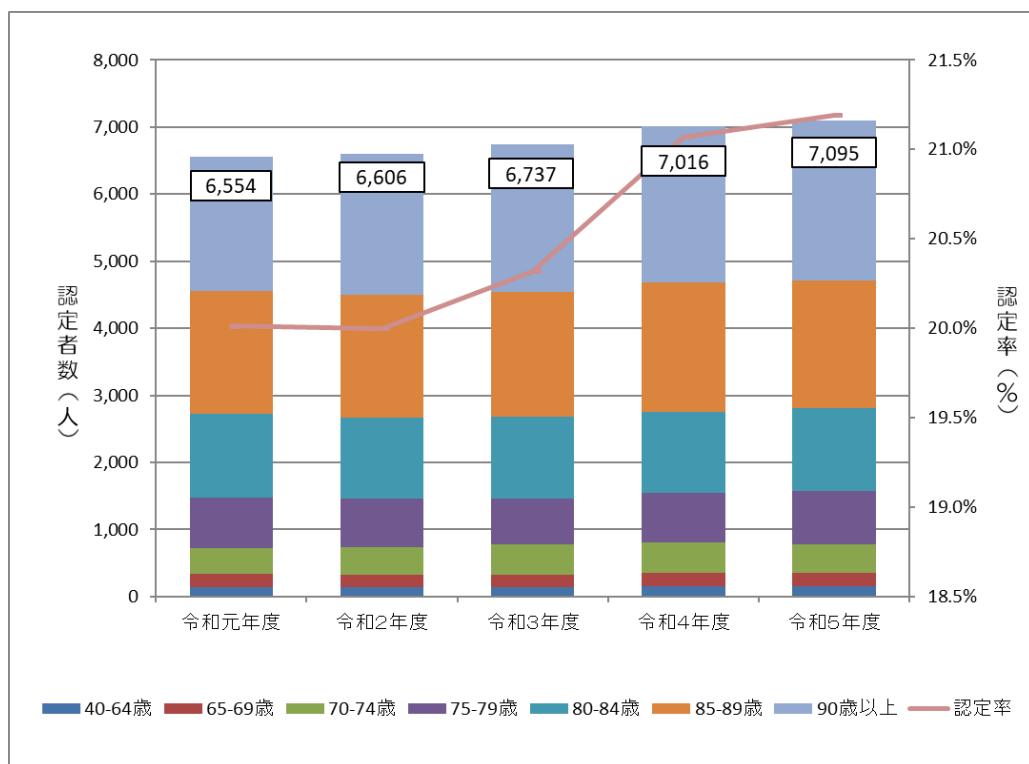
後期高齢者の増加を背景に、本市の要支援・要介護認定者数は全体として増加傾向にあります。令和元（2019）年度の6,554人から、令和5（2023）年度は7,095人と、5年間で541人、8.3ポイント増となっています。第1号被保険者数に占める要支援・要介護認定者数の割合（65歳以上）は、令和5（2023）年10月1日現在、21.2%となっています。

図表66 要支援・要介護認定者数の実績
(令和元(2019)年度から令和5(2023)年度)

(単位：人)

| 区分 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 認定者数 全体 | 6,554 | 6,606 | 6,737 | 7,016 | 7,095 |
| 要支援1 | 524 | 472 | 500 | 540 | 599 |
| 要支援2 | 450 | 417 | 384 | 423 | 433 |
| 要介護1 | 1,502 | 1,607 | 1,685 | 1,755 | 1,717 |
| 要介護2 | 1,437 | 1,491 | 1,532 | 1,627 | 1,651 |
| 要介護3 | 1,055 | 1,012 | 1,015 | 999 | 1,025 |
| 要介護4 | 891 | 918 | 924 | 973 | 980 |
| 要介護5 | 695 | 689 | 697 | 699 | 690 |
| 認定再掲数 | 40～64歳 | 132 | 140 | 144 | 156 |
| | 65～69歳 | 201 | 188 | 177 | 191 |
| | 70～74歳 | 383 | 408 | 451 | 455 |
| | 75～79歳 | 754 | 729 | 684 | 739 |
| | 80～84歳 | 1,258 | 1,200 | 1,229 | 1,212 |
| | 85～89歳 | 1,823 | 1,840 | 1,857 | 1,934 |
| | 90歳以上 | 2,003 | 2,101 | 2,195 | 2,329 |
| 被保険者数 | 65歳以上 | 32,748 | 33,032 | 33,156 | 33,300 |
| 65歳以上（認定者/被保険者） | 20.0% | 20.0% | 20.3% | 21.1% | 21.2% |
| 被占める者認定率 | 40～64歳 | 0.3% | 0.3% | 0.3% | 0.3% |
| | 65～69歳 | 2.7% | 2.7% | 2.6% | 2.8% |
| | 70～74歳 | 4.9% | 5.0% | 5.4% | 5.7% |
| | 75～79歳 | 11.9% | 11.7% | 11.3% | 11.4% |
| | 80～84歳 | 25.9% | 24.8% | 24.9% | 24.1% |
| | 85～89歳 | 48.1% | 46.5% | 47.1% | 48.6% |
| | 90歳以上 | 75.7% | 75.9% | 75.5% | 76.7% |
| 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）対象者数 | 132 | 104 | 79 | 69 | 66 |

(基準日：各年度10月1日)



要支援+要介護の対前年比をみると、令和3年（2021）年度が102.0%、令和4（2022）年度が104.1%、令和5（2023）年度は101.1%と、増加傾向の一方、近年の伸び率は鈍化傾向となっています。また、令和3年（2021）年度以降の実績は推計値を下回って推移しており、介護予防・重度化防止の取組み等による一定の効果が現れています。

図表67 第8期中の要支援・要介護認定者数の前年度比と推計値比

| 区分 | 7期 | 第8期 | | | | | | |
|-----------|-----|-----------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| | | 令和2 年度 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
| | | | 前年度比 | 推計値比 | 前年度比 | 推計値比 | 前年度比 | 推計値比 |
| 要介護1～5 | 実績 | 5,717 | 5,853 | 102.4% | 6,053 | 103.4% | 6,063 | 100.2% |
| | 推計値 | | 5,888 | 99.4% | 6,065 | 99.8% | 6,227 | 97.4% |
| 事業対象者+要支援 | 実績 | 1,051 | 988 | 94.0% | 1,042 | 105.5% | 1,101 | 105.7% |
| | 推計値 | | 1,108 | 89.2% | 1,138 | 91.6% | 1,167 | 94.3% |
| 要支援+要介護 | 実績 | 6,606 | 6,737 | 102.0% | 7,016 | 104.1% | 7,095 | 101.1% |
| | 推計値 | | 6,865 | 98.1% | 7,069 | 99.3% | 7,257 | 97.8% |

（基準日：各年度10月1日）

3 日常生活圏域の設定と地域分析

(1) 日常生活圏域の設定

在宅介護・地域包括支援センターを拠点とした6圏域を設定

本市では、平成28（2016）年度に市内6か所すべての在宅介護支援センターに地域包括支援センターの機能を持たせ、市域全体を管轄する直営の基幹型地域包括支援センター1か所と、市域を分けて担当する在宅介護・地域包括支援センター6か所による重層的な地域相談体制を整備しました。

平成29（2017）年度には、市内6か所すべての在宅介護・地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置し、いきいきサロンをはじめとした地域の社会資源の活用及び支援を行っています。

また、本市で活動するケアマネジャーは、いずれかの在宅介護・地域包括支援センターに登録することになっており、地区別ケース検討会の開催等、活発な活動が行われています。

在宅介護・地域包括支援センターは、老人福祉法に基づく在宅介護支援センターと介護保険法に基づく地域包括支援センターの両方の機能を有しています。例えば、在宅介護・地域包括支援センターの職員が、新規の要介護認定申請者の自宅を調査員と一緒に訪問することで、担当エリアにおけるすべての要支援・要介護高齢者の状況を把握するなど、小地域完結型の相談・サービス提供を行っています。

第9期の日常生活圏域については、本市が目指してきた小地域完結型の相談・サービス提供体制を継続し、より強化していくために、在宅介護・地域包括支援センターを地域包括ケアシステムの拠点と位置付け、第8期計画と同様、6圏域を設定します。

(2) 日常生活圏域ごとの地域分析

要介護認定者、認知症高齢者とも出現率は桜堤ケアハウスの圏域が高い

本市の高齢化率について、圏域別にみると、ゆとりえ在宅介護・地域包括支援センター（以下「ゆとりえ」という。）が24.4%と最も高くなっています。次いで、吉祥寺ナーシングホーム在宅介護・地域包括支援センター（以下「吉祥寺ナーシングホーム」という。）が23.3%となっています。

図表 68 在宅介護・地域包括支援センター圏域別 高齢者人口等

| 在宅介護・地域包括支援センター名 | ゆとりえ | 吉祥寺本町 | 高齢者総合センター | 吉祥寺ナーシングホーム | 桜堤ケアハウス | 武蔵野赤十字 | 総数 |
|------------------|--------------------------|-----------------|-----------|------------------|---------|--------|---------|
| 担当地区 | 吉祥寺東町 吉祥寺南町 御殿山1丁目 | 御殿山2丁目 吉祥寺本町 | 吉祥寺北町 | 中町・西久保 緑町・八幡町 | 関前・境・桜堤 | 境南町 | |
| 職員配置数 | 7 | 4.5 | 9 | 5 | 7 | 5 | 37.5 |
| 人口 | 28,307 | 13,900 | 39,470 | 16,339 | 34,864 | 15,190 | 148,070 |
| 高齢者人口 | 6,914 | 2,951 | 8,967 | 3,810 | 7,123 | 3,500 | 33,265 |
| 高齢化率 | 24.4% | 21.2% | 22.7% | 23.3% | 20.4% | 23.0% | 22.5% |
| 75歳以上高齢者人口 | 4,040 | 1,647 | 4,985 | 2,212 | 4,007 | 1,978 | 18,869 |
| 後期高齢化率 | 14.3% | 11.9% | 12.6% | 13.5% | 11.5% | 13.0% | 12.74% |
| 職員一人当たりの高齢者数 | 988 | 656 | 996 | 762 | 1,018 | 700 | 875 |

※1 兼務者については0.5人とする。

(令和5(2023)年10月1日現在)

要介護認定者数（6,054人）の分布をみると、高齢者総合センター在宅介護・地域包括支援センター（以下「高齢者総合センター」という。）が30.7%（1,857人）、桜堤ケアハウス在宅介護・地域包括支援センター（以下「桜堤ケアハウス」という。）が21.9%（1,326人）となっています。

出現率（高齢者人口比）では、高齢者総合センターが24.4%と最も多くなっています。また、認知症高齢者数の出現率は、吉祥寺ナーシングホームが13.5%と最も高く、次いで桜堤ケアハウスが13.4%となっています。

図表 69 在宅介護・地域包括支援センター圏域別
要支援・要介護認定者数・認知症高齢者数

| 在宅介護・地域包括支援センター名 | ゆとりえ | 吉祥寺本町 | 高齢者 総合センター | 吉祥寺 ナーシングホーム | 桜堤ケアハウス | 武蔵野赤十字 | 総数 |
|-----------------------|--------------------------|-----------------|------------------|-----------------|----------------|--------------|----------------|
| 担当地区 | 吉祥寺東町 吉祥寺南町 御殿山1丁目 | 御殿山2丁目 吉祥寺本町 | 中町・西久保 緑町・八幡町 | 吉祥寺北町 | 関前・境 桜堤 | 境南町 | |
| 要支援認定者数 ※2 | 281 | 88 | 324 | 114 | 189 | 102 | 1,098 |
| 総合事業 | 26 | 4 | 17 | 5 | 12 | 2 | 66 |
| 要支援 1 | 153 | 42 | 181 | 56 | 107 | 59 | 598 |
| 要支援 2 | 102 | 42 | 126 | 53 | 70 | 41 | 434 |
| 要介護認定者数 (構成比) | 1,118 18.5% | 493 8.1% | 1,857 30.7% | 646 10.7% | 1,326 21.9% | 614 10.1% | 6,054 16.7% |
| 要介護 1 | 322 | 137 | 533 | 176 | 326 | 207 | 1701 |
| 要介護 2 | 313 | 137 | 456 | 202 | 383 | 156 | 1647 |
| 要介護 3 | 191 | 92 | 330 | 93 | 247 | 84 | 1037 |
| 要介護 4 | 163 | 81 | 330 | 102 | 227 | 98 | 1001 |
| 要介護 5 | 131 | 50 | 218 | 74 | 148 | 70 | 691 |
| 要介護（支援）認定者 ／高齢者人口比 | 20.3% | 19.8% | 24.4% | 20.0% | 21.3% | 20.5% | 21.1% |
| 認知症高齢者数 ／高齢者人口比 | 814 11.8% | 304 10.3% | 952 10.6% | 515 13.5% | 956 13.4% | 435 12.4% | 3,976 12.0% |
| 生活保護受給者数 (65歳以上) | 64 | 44 | 284 | 43 | 257 | 98 | 790 |
| ／高齢者人口比 | 0.9% | 1.5% | 3.2% | 1.1% | 3.6% | 2.8% | 2.2% |

（令和5（2023）年10月1日現在）

※1 住所地特例者、市内特別養護老人ホームに住所を置く者及び第2号被保険者を除く。年齢は10月1日で算出。

※2 要介護認定者で認定調査時の認知症高齢者の自立度がⅡ以上。（住所地特例者、転入継続者及び第2号被保険者を除く。）

※3 原則として市内住民登録者。（一部長期入院者及び福祉施設入所者等を含む。）

サービスの利用状況についてみると、食事サービスの利用者数は、武蔵野赤十字で最も多くなっています（10人）。高齢者安心コールの利用者数は、高齢者総合センターで最も多くなっています（11人）。

図表 70 在宅介護・地域包括支援センター圏域別 サービス利用者数

単位（人）

| 在宅介護・地域包括支援センター名 | ゆとりえ | 吉祥寺本町 | 高齢者 総合センター | 吉祥寺 ナーシングホーム | 桜堤ケアハウス | 武蔵野赤十字 | 総数 |
|----------------------|--------------------------|-----------------|------------------|-----------------|---------|--------|-----|
| 担当地区 | 吉祥寺東町 吉祥寺南町 御殿山1丁目 | 御殿山2丁目 吉祥寺本町 | 中町・西久保 緑町・八幡町 | 吉祥寺北町 | 関前・境・桜堤 | 境南町 | |
| 食事サービス利用者数 | 1 | 0 | 1 | 2 | 3 | 10 | 17 |
| 認知症見守り支援ヘルパー利用者数 | 6 | 3 | 4 | 4 | 8 | 4 | 29 |
| 高齢者安心コール利用者数 | 6 | 5 | 11 | 1 | 9 | 5 | 37 |
| 地区別ケース検討会ケアマネジャー登録者数 | 16 | 18 | 28 | 22 | 26 | 29 | 139 |

(令和5(2023)年10月1日現在)

4 第8期介護保険事業計画の給付の分析

(1) 武蔵野市の介護保険給付の特徴

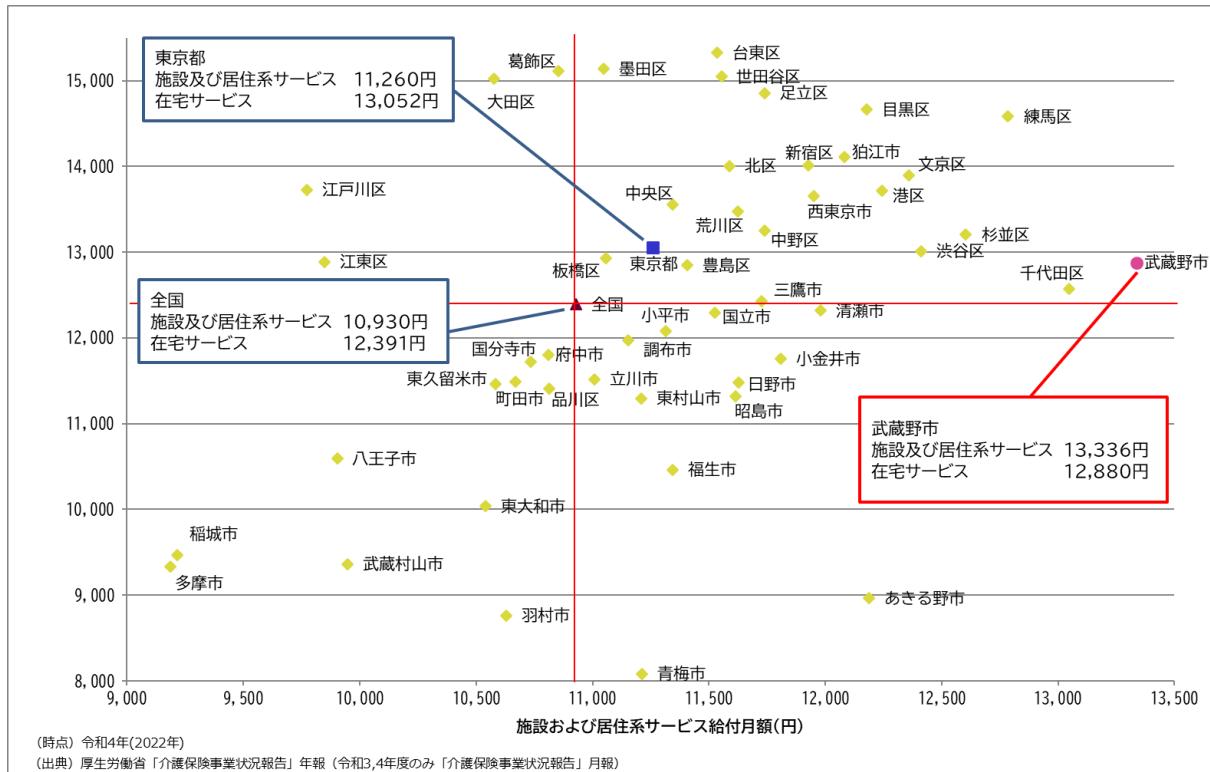
在宅及び居住系サービス・施設サービスとともに全国平均を上回っている

図表71は、縦軸に「第1号被保険者1人当たり給付月額（在宅サービス）」、横軸に「第1号被保険者1人当たり給付月額（施設・居住系サービス）」をとり、散布図で都内の保険者ごとの比較をしたものです。

実線の交点を全国平均として、実線より上部に位置する保険者は在宅サービスの給付月額が高く、右に位置する保険者は施設・居住系サービスの給付月額が高いということになります。

本市は、在宅サービス、施設・居住系サービス共に全国平均を上回る「在宅大、施設・居住系大」のエリアに位置します。地域包括ケアシステム推進のための在宅重視の施策を推進してきた成果とともに、これまでの施設整備によって施設サービスが充実していることを示しています。在宅サービス、施設・居住系サービスともに利用が活発であることが本市の特徴です。

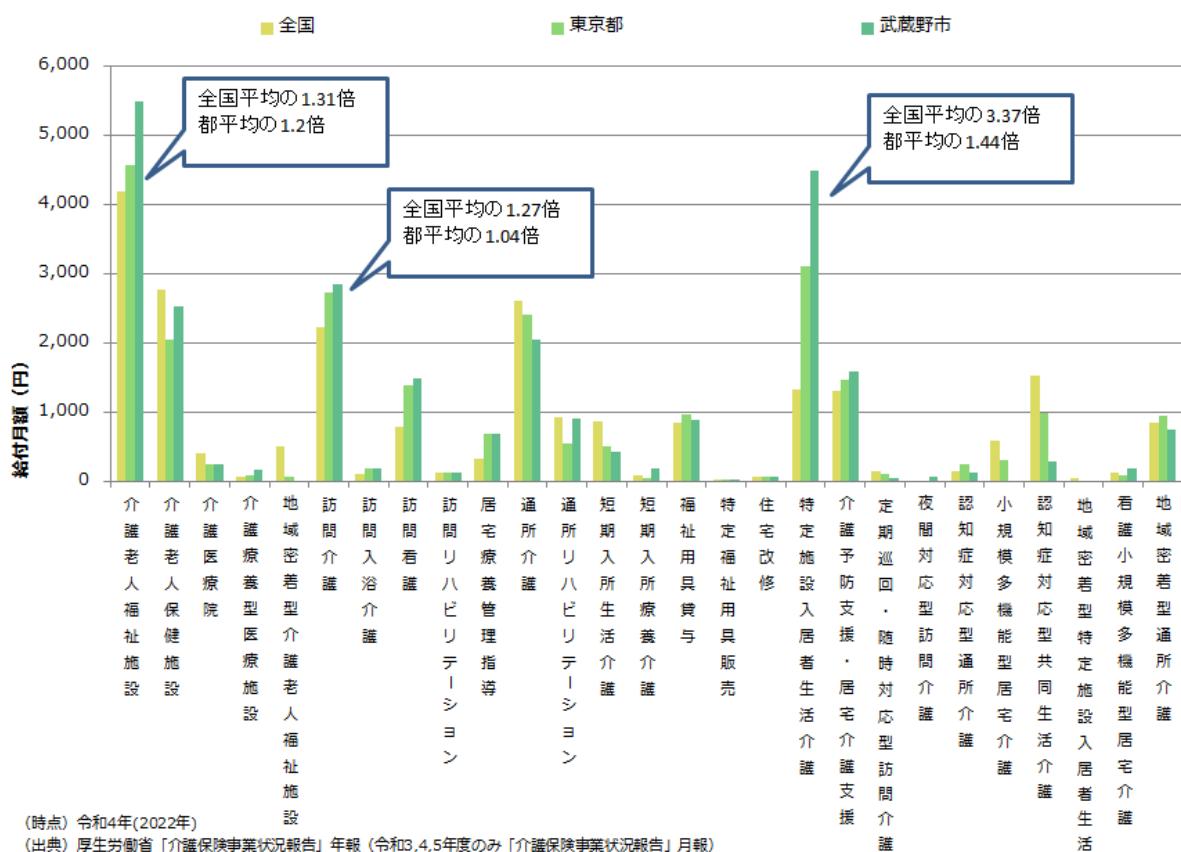
図表71 第1号被保険者1人当たり給付月額（令和4（2022）年時点）



出典：地域包括ケア「見える化システム」指標D6

サービス別にみると、施設サービスである介護老人福祉施設と居住系サービスである特定施設入居者生活介護については全国平均、東京都平均よりも顕著に利用量が多くなっており、これが前頁図表71において、全国平均、都平均、他自治体よりも右側に位置している大きな要因と考えられます。また、特定施設入居者生活介護、いわゆる介護付きの有料老人ホームについては、入居費が高額な場合が多くあるにも関わらず市民利用が多いということから、所得の高い、保有資産の多い市民が他自治体に比べて、多いことを示しています。

図表72 第1号被保険者1人当たり給付月額（サービス別）



出典：地域包括ケア「見える化システム」指標D13

(2) サービス種類別給付費実績・事業計画との比較（介護・介護予防）

図表 73 は、第8期介護保険事業計画期間における給付費の実績額の推移を一覧にしたものとなっています。

計画期間を通じて、以下の居宅サービス給付費が顕著に伸びました。

○医療系訪問型サービス ・・・ 訪問看護、居宅療養管理指導

○福祉用具・住宅改修関連サービス

・・・ 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修

○居宅介護・介護予防支援

いずれのサービスにおいても共通しているのは、新型コロナウイルス感染症による外出機会の減少や外出意欲の低下に伴い、居宅内での生活時間が増えたことや、在宅で生活を継続する意欲が高まったこと等により、その実現に適したサービスの利用が増えたと考えられます。

それに対し計画期間中に想定よりも伸長しなかったサービスが、

・通所介護

・通所リハビリテーション

等の通所系サービスであり、これも先程と同じく新型コロナウイルス感染症の蔓延による外出機会の減少を受けて利用実績がそこまで伸長しなかったと考えられます。

介護療養型医療施設については、令和6（2024）年3月31日をもって廃止となるため、それに先んじて介護医療院に転換している事業者が多くあり、実績数字のみを見ると減少したように見えますが、実際は介護医療院に実績が移っています。

高額介護サービス費等については、第8期計画期間初年度において制度改正が行われ、高額介護サービス費の上限額が細分化されたこと、及び、特定入所者介護サービス費の対象者要件が変更されたことに伴い、対象者や給付額が前年度に比べ減額したことにより、実績が一旦令和4（2022）年度で減少しています。令和5（2023）年度以降は、高齢者人口の自然増等により、対前年実績に比して伸びています。

地域支援事業費に関しては、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、事業の休止や利用者の参加が控えられたこと等により、令和3（2021）年度は実績が伸び悩みましたが、令和4（2022）年度以降は利用者も徐々に戻りつつあり、5類に移行した令和5（2023）年度以降は更に利用が戻ると考えられます。

訪問介護、医療系訪問型サービス、福祉用具関連サービスは計画値を超過

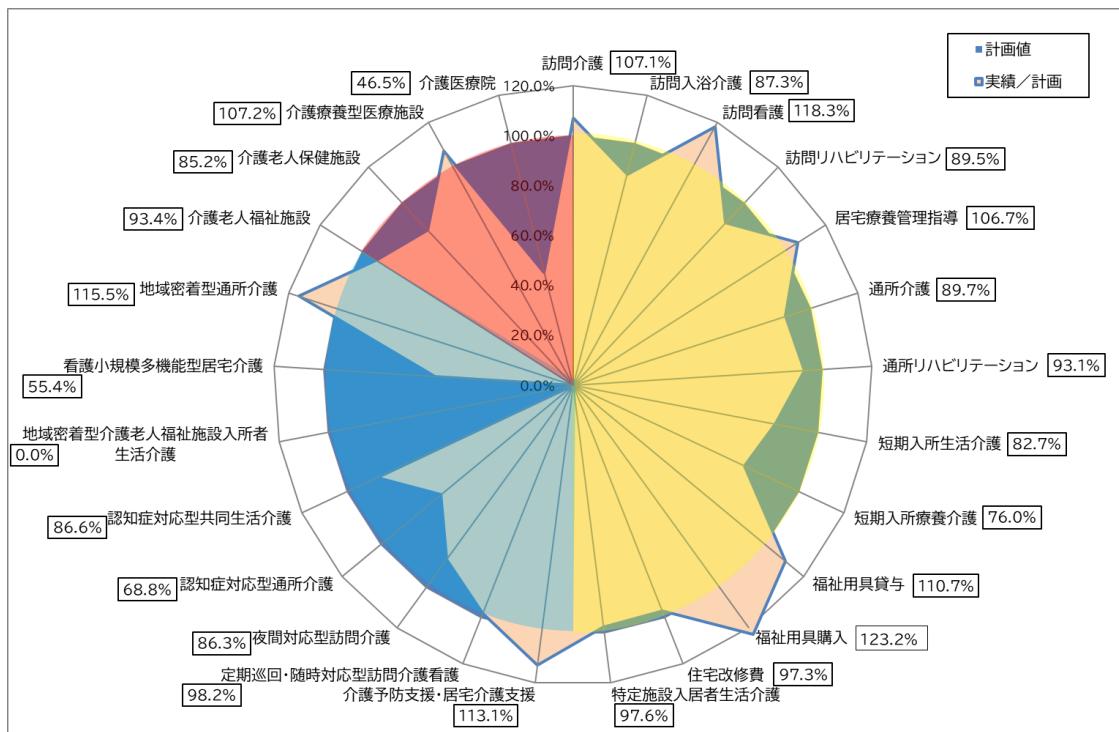
図表 74 は、図表 73 のうち、第8期計画期間における実績と計画値比をグラフに示したもので、3年間の計画値合計を 100.0% として内部の正円で示しており、円外が計画値超過、円内が計画値に達していないサービスです。

先程述べた通り、実績が伸長した医療系訪問型サービスや福祉用具関連サービス、居宅介護（予防）支援については、各々計画値よりも高い実績を示しており、内部の正円よりも外側に位置しています。また、訪問介護の利用が多い本市の特徴も維持されており、当該サービスについても計画値を上回る結果となっています。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特養）については、市内にて当該施設運営がなされていないため、実績値は 0 となっています。

介護医療院については、前述のとおり令和6（2024）年3月31日で廃止の予定となっている介護療養型医療施設の転換先の一つとされていますが、第8期計画期間中に想定されていた数字よりも利用者が移ってきておらず、計画値を下回っています。

図表 74 サービス種類別介護給付費計画値比
(令和3(2021)年度～令和5(2023)年度実績)



(3) サービス種類別給付事業量実績・事業計画との比較（介護・介護予防）

図表 75 サービス種類別給付事業量実績・事業計画との比較（介護給付）

| | サービス種類 | 単位 | 実績 | | | | | 計画値 | | | | | |
|----------|-----------------------|-------|--------|--------|--------|-----------------|--------|--------|------------|--------|------------|---------------|------------|
| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 前年度比 | 令和5年度 (見込)※1 | 前年度比 | 令和3年度 | 実績/ 計画値 | 令和4年度 | 実績/ 計画値 | 令和5年度 (見込) | 実績/ 計画値 |
| 居宅サービス | 訪問介護 | (回／月) | 29,356 | 29,073 | 99.0% | 29,031 | 99.9% | 28,125 | 104.4% | 28,360 | 102.5% | 27,978 | 103.8% |
| | 訪問入浴介護 | (回／月) | 512 | 467 | 91.2% | 448 | 95.9% | 585 | 87.6% | 603 | 77.5% | 621 | 72.2% |
| | 訪問看護 | (回／月) | 9,861 | 10,947 | 111.0% | 12,385 | 113.1% | 8,339 | 118.3% | 8,772 | 124.8% | 8,980 | 137.9% |
| | 訪問リハビリテーション | (回／月) | 1,686 | 1,568 | 93.0% | 1,437 | 91.6% | 1,852 | 91.1% | 1,916 | 81.8% | 1,979 | 72.6% |
| | 通所介護 | (回／月) | 9,208 | 9,023 | 98.0% | 9,291 | 103.0% | 10,094 | 91.2% | 10,628 | 84.9% | 10,907 | 85.2% |
| | 通所リハビリテーション | (回／月) | 3,503 | 3,415 | 97.5% | 3,658 | 107.1% | 3,649 | 96.0% | 3,830 | 89.2% | 4,028 | 90.8% |
| | 福祉用具貸与 | (人／月) | 2,089 | 2,182 | 104.4% | 2,221 | 101.8% | 1,911 | 109.3% | 1,933 | 112.9% | 1,950 | 113.9% |
| | 短期入所生活介護 | (日／月) | 1,573 | 1,604 | 102.0% | 1,558 | 97.1% | 1,928 | 81.6% | 2,141 | 74.9% | 2,372 | 65.7% |
| | 短期入所療養介護 | (日／月) | 555 | 509 | 91.8% | 510 | 100.2% | 651 | 85.2% | 748 | 68.1% | 844 | 60.4% |
| | 居宅療養管理指導 | (人／月) | 1,521 | 1,637 | 107.6% | 1,751 | 107.0% | 1,410 | 107.9% | 1,488 | 110.0% | 1,538 | 113.8% |
| 地域密着型 | 特定施設入居者生活介護(短期利用)(※2) | (日／月) | 99 | 154 | 155.9% | 222 | 144.2% | — | — | — | — | — | — |
| | 特定施設入居者生活介護 | (人／月) | 683 | 726 | 106.3% | 744 | 102.5% | 699 | 97.7% | 740 | 98.1% | 760 | 97.9% |
| | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | (人／月) | 12 | 9 | 77.1% | 12 | 133.3% | 10 | 116.7% | 10 | 90.0% | 10 | 120.0% |
| | 夜間対応型訪問介護 | (人／月) | 111 | 107 | 96.0% | 109 | 101.9% | 95 | 117.3% | 100 | 107.0% | 100 | 109.0% |
| | 認知症対応型通所介護 | (回／月) | 378 | 386 | 102.0% | 451 | 116.8% | 600 | 63.1% | 639 | 60.4% | 644 | 70.1% |
| | 小規模多機能型居宅介護 | (人／月) | 0 | 0 | — | 0 | — | 0 | — | 0 | — | 0 | — |
| | 認知症対応型共同生活介護 | (人／月) | 38 | 35 | 92.7% | 37 | 105.7% | 42 | 89.9% | 42 | 83.3% | 60 | 61.7% |
| | 地域密着型特定施設入居者生活介護 | (人／月) | 0 | 0 | — | 0 | — | 0 | — | 0 | — | 0 | — |
| | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | (人／月) | 0 | 0 | — | 0 | — | 0 | — | 0 | — | 0 | — |
| | 看護小規模多機能型居宅介護 | (人／月) | 19 | 21 | 110.0% | 23 | 109.5% | 29 | 65.8% | 29 | 72.4% | 58 | 39.7% |
| サードセグメント | 特定福祉用具販売 | (人／月) | 42 | 45 | 106.3% | 47 | 104.4% | 38 | 111.4% | 42 | 107.1% | 40 | 117.5% |
| | 住宅改修 | (人／月) | 23 | 25 | 107.9% | 22 | 88.0% | 27 | 85.8% | 28 | 89.3% | 29 | 75.9% |
| | 居宅介護支援 | (件／月) | 3,285 | 3,373 | 102.7% | 3,407 | 101.0% | 3,050 | 107.7% | 3,125 | 107.9% | 3,159 | 107.9% |
| | 介護老人福祉施設 | (人／月) | 671 | 664 | 99.0% | 662 | 99.7% | 704 | 95.3% | 719 | 92.4% | 736 | 89.9% |
| サードセグメント | 介護老人保健施設 | (人／月) | 265 | 275 | 103.9% | 283 | 102.9% | 336 | 78.7% | 341 | 80.6% | 343 | 82.5% |
| | 介護療養型医療施設 | (人／月) | 35 | 17 | 48.3% | 5 | 29.4% | 44 | 79.9% | 42 | 40.5% | 0 | — |
| | 介護医療院 | (人／月) | 12 | 20 | 170.2% | 23 | 115.0% | 25 | 47.0% | 26 | 76.9% | 68 | 33.8% |

※1 令和5年度見込み：令和5年4月～8月審査分までの5か月実績に1／5を乗じたもの。

※2 特定施設入居者生活介護(短期利用)事業量：参考値

図表 76 サービス種類別給付事業量実績・事業計画との比較（介護予防給付）

| | サービス種類 | 単位 | 実績 | | | | | 計画値 | | | | | |
|--------------|-------------------------|-------|-------|-------|--------|-----------------|--------|-------|------------|-------|------------|-------|------------|
| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 前年度比 | 令和5年度 (見込)※1 | 前年度比 | 令和3年度 | 実績/ 計画値 | 令和4年度 | 実績/ 計画値 | 令和5年度 | 実績/ 計画値 |
| 介護予防サードセグメント | 介護予防訪問介護 | (人／月) | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 介護予防訪問入浴介護 | (回／月) | 0 | 0 | — | 0 | — | 0 | — | 0 | — | 0 | — |
| | 介護予防訪問看護 | (回／月) | 104 | 77 | 74.0% | 87 | 113.0% | 139 | 74.8% | 139 | 55.4% | 139 | 62.6% |
| | 介護予防訪問リハビリテーション | (回／月) | 14 | 30 | 214.3% | 48 | 160.0% | 0 | — | 0 | — | 0 | — |
| | 介護予防治通所介護 | (人／月) | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 介護予防治通所リハビリテーション | (人／月) | 29 | 29 | 100.0% | 35 | 120.7% | 37 | 78.4% | 34 | 85.3% | 36 | 97.2% |
| | 介護予防福祉用具貸与 | (人／月) | 91 | 94 | 103.3% | 104 | 110.6% | 81 | 112.3% | 82 | 114.6% | 85 | 122.4% |
| | 介護予防短期入所生活介護 | (日／月) | 0 | 1 | 皆増 | 0 | 皆減 | 0 | — | 0 | — | 0 | — |
| | 介護予防短期入所療養介護 | (日／月) | 0 | 0 | — | 0 | — | 0 | — | 0 | — | 0 | — |
| | 介護予防居宅療養管理指導 | (人／月) | 84 | 81 | 96.4% | 91 | 112.3% | 94 | 89.4% | 104 | 77.9% | 107 | 85.0% |
| 地域密着型 | 介護予防特定施設入居者生活介護(短期利用)※2 | (日／月) | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 介護予防特定施設入居者生活介護 | (人／月) | 73 | 69 | 94.5% | 75 | 108.7% | 93 | 78.5% | 103 | 67.0% | 107 | 70.1% |
| | 介護予防認知症対応型通所介護 | (回／月) | 0 | 0 | — | 0 | — | 0 | — | 0 | — | 0 | — |
| | 介護予防小規模多機能型居宅介護 | (人／月) | 0 | 0 | — | 0 | — | 0 | — | 0 | — | 0 | — |
| 介護予防サードセグメント | 介護予防認知症対応型共同生活介護 | (人／月) | 0 | 0 | — | 0 | — | 0 | — | 0 | — | 0 | — |
| | 介護予防特定福祉用具販売 | (人／月) | 4 | 4 | 100.0% | 5 | 125.0% | 4 | 100.0% | 4 | 100.0% | 4 | 125.0% |
| | 介護予防住宅改修 | (人／月) | 6 | 6 | 100.0% | 7 | 116.7% | 5 | 120.0% | 5 | 120.0% | 5 | 140.0% |
| | 介護予防支援 | (件／月) | 127 | 128 | 100.8% | 142 | 110.9% | 121 | 105.0% | 119 | 107.6% | 122 | 116.4% |

※1 令和5年度見込み：令和5年4月～8月審査分までの5か月実績に1／5を乗じたもの。

※2 介護予防特定施設入居者生活介護(短期利用)事業量：参考値

(4) 地域支援事業の分析

地域支援事業は、被保険者が要介護状態または要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とした事業で、大きく分けて「包括的支援事業」、「総合事業」、「任意事業」があります。地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携、及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進しています。

① 包括的支援事業・任意事業

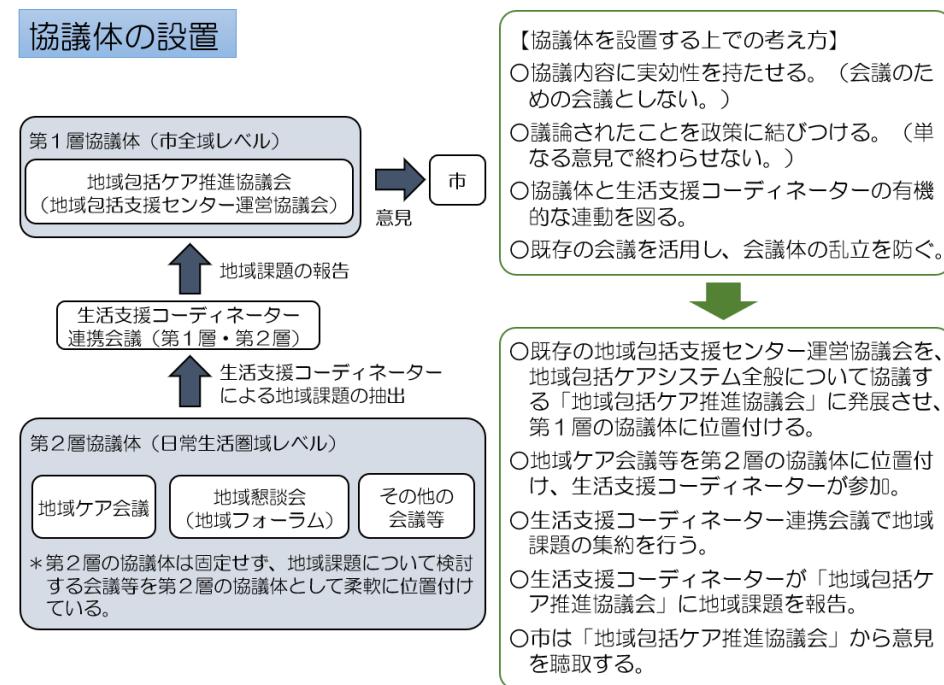
地域包括支援センターの運営など、5つの包括的支援事業を実施

本市では、地域包括支援センターの運営、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業の5つの包括的支援事業を実施しています。

図表 77 武蔵野市の包括的支援事業

| | 事業 | 実施体制 |
|---------|--|--|
| 包括的支援事業 | 地域包括支援センターの運営（総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務） | <ul style="list-style-type: none">■地域包括支援センターに3職種（保健師・主任ケアマネジャー、社会福祉士）を配置し、在宅介護・地域包括支援センターとして設置し、小地域完結型の相談支援体制を構築。■市直営の基幹型地域包括支援センターは、全市的な視点に立って、総合調整や後方支援を実施。 |
| | 在宅医療・介護連携推進事業 | <ul style="list-style-type: none">■武蔵野市在宅医療・介護連携推進協議会の設置、在宅医療介護連携支援室の設置等、国の定める8事業を実施。 |
| | 生活支援体制整備事業 | <ul style="list-style-type: none">■地域包括ケア推進協議会（地域包括支援センター運営協議会を拡充）を市全域レベル（第1層）の協議体として位置付けて実施■市全域を担当する第1層の生活支援コーディネーターを基幹型地域包括支援センターに配置。日常生活圏域を担当する第2層の生活支援コーディネーターを各在宅介護・地域包括支援センターに配置。 |
| | 認知症総合支援事業 | <ul style="list-style-type: none">■基幹型地域包括支援センター及び各在宅介護・地域包括支援センターに認知症コーディネーターを配置。■認知症初期集中支援チームを設置。 |
| | 地域ケア会議推進事業 | <ul style="list-style-type: none">■個別地域ケア会議、予防支援会議、エリア別地域ケア会議、市レベルの地域ケア会議を重層的に実施。 |

図表 78 生活支援体制整備事業の構成



図表 79 包括的支援事業及び任意事業の実績及び事業計画との比較

| 事業の種類 | 実績 | | | | | 計画値 | | | | | |
|-----------------|----------|----------|-------------|-----------------|-------------|----------|--------|----------|--------|----------|--------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 前年度比 4/3 | 令和5年度 (見込)※1 | 前年度比 4/5 | 令和3年度 | 実績/計画値 | 令和4年度 | 実績/計画値 | 令和5年度 | 実績/計画値 |
| 包括的支援事業 | 209,413 | 209,564 | 100.1% | 211,390 | 100.9% | 225,018 | 93.1% | 225,018 | 93.1% | 225,018 | 93.9% |
| 地域包括支援センターの運営 | 174,587 | 173,124 | 99.2% | 179,572 | 103.7% | 182,174 | 95.8% | 182,174 | 95.0% | 182,174 | 98.6% |
| 在宅医療・介護連携推進事業 | 一般会計にて実施 | 一般会計にて実施 | — | 一般会計にて実施 | — | 一般会計にて実施 | — | 一般会計にて実施 | — | 一般会計にて実施 | — |
| 生活支援体制整備事業 | 27,961 | 29,066 | 104.0% | 29,074 | 100.0% | 30,100 | 92.9% | 30,100 | 96.6% | 30,100 | 96.6% |
| 認知症総合支援事業 | 5,316 | 5,638 | 106.1% | 962 | 17.1% | 10,962 | 48.5% | 10,962 | 51.4% | 10,962 | 8.8% |
| 地域ケア会議推進事業 | 1,550 | 1,737 | 112.1% | 1,782 | 102.6% | 1,782 | 87.0% | 1,782 | 97.5% | 1,782 | 100.0% |
| 任意事業 | 19,413 | 21,169 | 109.0% | 23,921 | 113.0% | 22,178 | 87.5% | 22,186 | 95.4% | 22,194 | 107.8% |
| 介護給付等費用適正化事業 | 407 | 357 | 87.7% | 515 | 144.2% | 461 | 88.3% | 469 | 76.1% | 477 | 108.0% |
| 給付費通知 | 407 | 357 | 87.7% | 515 | 144.2% | 461 | 88.3% | 469 | 76.1% | 477 | 108.0% |
| 家族介護支援事業 | 18,541 | 20,106 | 108.4% | 22,298 | 110.9% | 21,154 | 87.6% | 21,154 | 95.0% | 21,154 | 105.4% |
| 家族介護支援事業 | 2,477 | 3,300 | 133.2% | 3,300 | 100.0% | 3,300 | 75.0% | 3,300 | 100.0% | 3,300 | 100.0% |
| 徘徊探索システム事業 | 166 | 174 | 104.8% | 403 | 231.3% | 794 | 20.9% | 794 | 21.9% | 794 | 50.8% |
| 家族介護用品支給事業 | 15,899 | 16,632 | 104.6% | 18,394 | 110.6% | 16,859 | 94.3% | 16,859 | 98.7% | 16,859 | 109.1% |
| 家族介護慰労金 | 0 | 0 | — | 201 | — | 201 | — | 201 | — | 201 | 100.0% |
| その他の事業 | 465 | 706 | 152.0% | 1,108 | 156.9% | 563 | 82.5% | 563 | 125.4% | 563 | 196.8% |
| 住宅改修支援事業補助金 | 162 | 164 | 101.2% | 240 | 146.3% | 260 | 62.3% | 260 | 63.1% | 260 | 92.3% |
| 住宅改修事前申請審査 | 303 | 303 | 100.0% | 396 | 130.9% | 303 | 99.8% | 303 | 99.8% | 303 | 130.7% |
| 認知症サポーター等養成講座※2 | | 240 | | 472 | 196.9% | | | | | | |
| 合計 | 228,826 | 230,734 | 100.8% | 235,311 | 102.0% | 247,196 | 92.6% | 247,204 | 93.3% | 247,212 | 95.2% |

※1. 令和5年度見込みは予算額

単位（千円） ※千円未満四捨五入

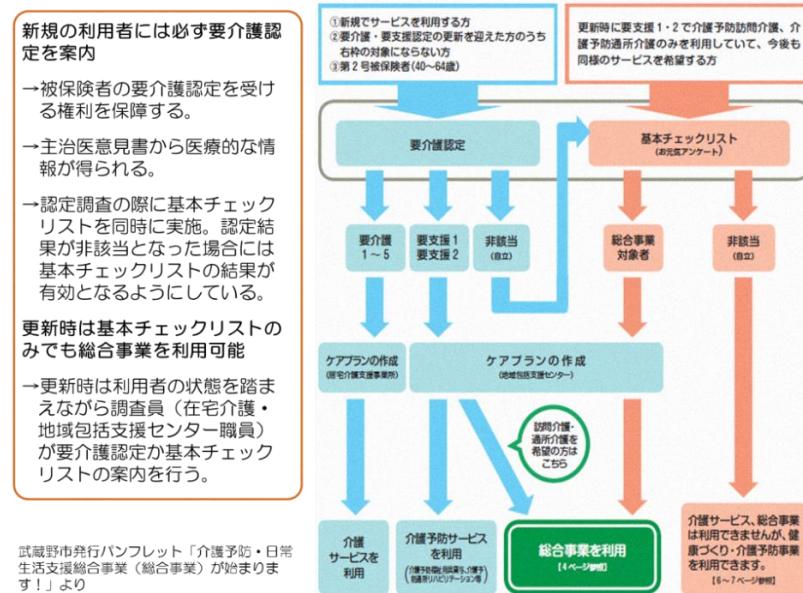
※2. 認知症サポーター等養成講座は令和4年度より一般会計から移行

② 介護予防・日常生活支援総合事業

新規利用の場合は要介護認定を受けることで、被保険者の権利を保障

本市では平成 27（2015）年 10 月に総合事業を開始しました。サービスの利用にあたっては、「要介護認定を受けるという被保険者の権利を保障する」等の理由から、新規の利用の場合は要介護認定を受けることとし、更新の場合に基本チェックリストの実施による継続利用も可能な仕組みを設けました。

図表 80 総合事業の利用までの流れ



また、介護予防ケアマネジメントの独自様式を作成しました。本人記入欄を設けることで、利用者のセルフマネジメントを促進しています。

図表 81 総合事業・介護予防サービス・支援計画表

| No. | | 利用者名 | | 緒 | | 計画作成(変更)日 年 月 日 | |
|--|--|---|--|-----------------------|--|--|--|
| 【健康状態について：主治医意見書、生活機能評価等を踏まえた回答】 | | | | 【お元気アンケート結果】 | | | |
| 現在の状況について | | いざがいに○付けて下さい | | 【ご本人】 | | 6か月後 (評価日) 年 月 日 | |
| 運動・歩動について | | できるようになると良いこと、目標、そのための取り組みなど | | 集計 | | 6か月後 (評価日) 年 月 日 | |
| 1 自宅内を軽く歩くことができますか 2 家事を安全に手こなすことができますか 3 15分くらいで歩けますか 4 階段などの段差を何歩つかまらずのぼれますか 5 地道標識を利用して出かけていますか | | はい いいえ | | 1 2 3 4 5 | | 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 | |
| 日常生活（家事等）について | | 活動量の機能向上 米菓改善 口腔機能の向上 閉じこもり 物忘れ予防 うつ予防 | | 集計 | | 6か月後 (評価日) 年 月 日 | |
| 6 食事の用意は自分でしていますか 7 洗濯を自分でしていますか 8 整理整頓とんち掃除を自分でしていますか 9 日用品の買い物を自分でしていますか 10 手帳金の出し入れや支払いを自分でしていますか | | はい いいえ | | 6 | | 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 | |
| 社会人等・対人関係・コミュニケーションについて | | ○ 1枚でアセスメントから6か月後の評価まで対応。 ○ご本人欄を設け、利用者が自ら記入するようにすることで、主体的な目標設定とその達成（セルフマネジメント）を支援。 | | サービス提供事業所 | | 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 | |
| 11 1週間に1回以上外出していますか 12 家や友人と1日1回以上話をしていますか 13 動機や興味などで頑張っていることがありますか 14 地域活動で何か参加していることがありますか 15 テレビ、新聞など社会の出来事に興味がありますか | | はい いいえ | | サービス提供事業所 | | 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 | |
| 健康習慣について | | ○ 1枚でアセスメントから6か月後の評価まで対応。 ○ご本人欄を設け、利用者が自ら記入するようにすることで、主体的な目標設定とその達成（セルフマネジメント）を支援。 | | ケアマネジャー | | 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 | |
| 16 飲酒はあると思いますか 17 文部省的要諦っていますか 18 トイレの失敗はありますか 19 犬はよく散れますか 20 カの九江が気になりますか | | はい いいえ | | 地域包括支援センター | | 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 | |
| その他の事項について | | はい いいえ | | 計 | | 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 | |
| 21 | | /20 | | 21 | | /20 | |
| 【ご本人記入欄】総合事業・介護予防サービス・支援計画について、同意します。 年 月 日 氏名 | | | | | | | |

独自の研修修了者による「武蔵野市認定ヘルパー制度」を実施

総合事業には、訪問型サービスと通所型サービスがあります。訪問型サービスについては、国の基準による訪問型サービスと、市の独自の基準による訪問型サービス（①介護保険事業所に所属する有資格者が提供するサービス、②市の独自の研修の修了者（認定ヘルパー）が提供するサービスの2種類）を設定しました。

また、通所型サービスについては、国の基準による通所型サービスと、市の独自の基準による通所型サービスを設定しました。現在では、訪問型サービス、通所型サービスとともに、ほぼ市独自基準のサービスを利用しています。

図表 82 訪問型サービス・通所型サービスの利用者数（月ごとの審査数）

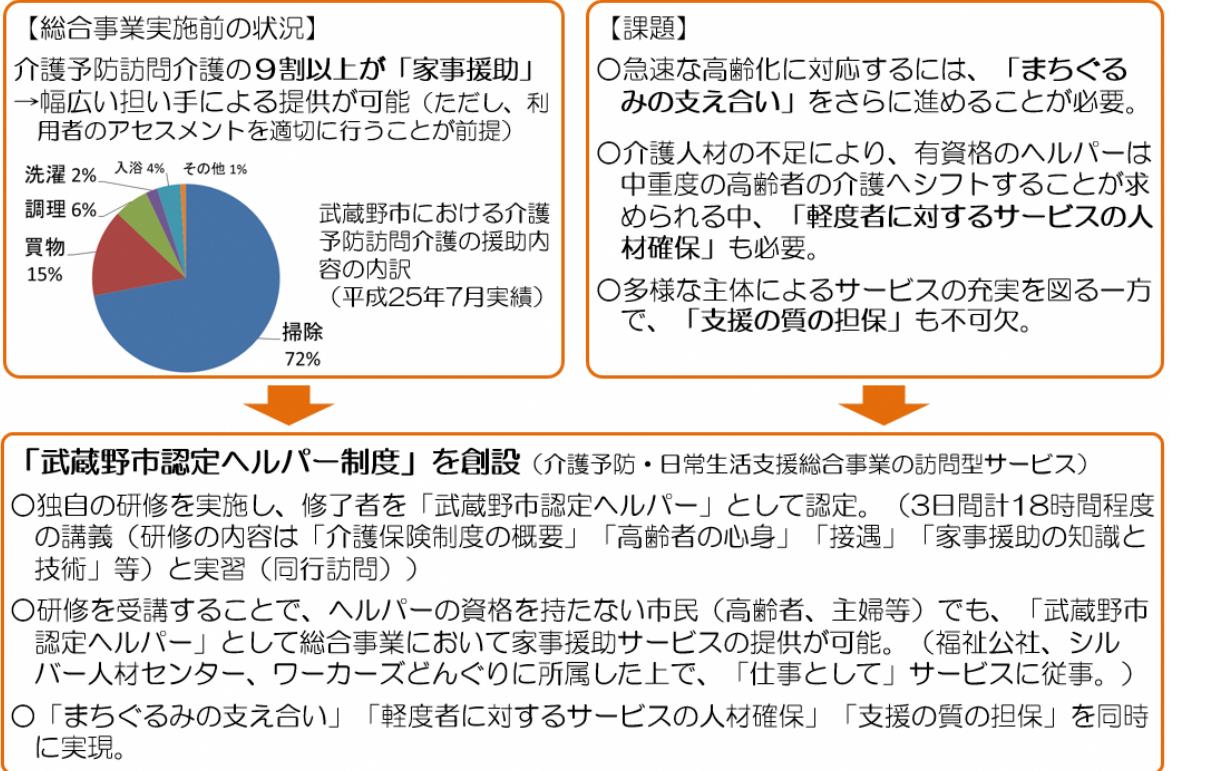
| サービスの種類 | 年度 | 令和3年度 | | | | | | 令和4年度 | | | | | | | | | | | | 令和5年度 | | | | | |
|---------|--------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
| 訪問型 | 国基準 | 1 | 3 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 3 | 3 | 3 | 4 | 2 |
| | 市独自基準① | 16 | 12 | 11 | 11 | 13 | 12 | 11 | 13 | 15 | 11 | 12 | 19 | 12 | 21 | 22 | 22 | 27 | 23 | 33 | 26 | 27 | 30 | 37 | 38 |
| | 市独自基準② | 55 | 55 | 52 | 49 | 49 | 48 | 48 | 46 | 44 | 46 | 51 | 53 | 54 | 54 | 57 | 58 | 57 | 60 | 57 | 60 | 62 | 61 | 60 | 60 |
| | 訪問型計 | 72 | 70 | 65 | 61 | 63 | 61 | 60 | 60 | 60 | 58 | 64 | 73 | 67 | 76 | 80 | 81 | 85 | 85 | 92 | 89 | 92 | 94 | 101 | 100 |
| 通所型 | 国基準 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 市独自基準 | 134 | 136 | 141 | 146 | 139 | 132 | 132 | 139 | 154 | 156 | 165 | 165 | 169 | 175 | 173 | 177 | 188 | 206 | 204 | 204 | 207 | 210 | 219 | 225 |
| | 通所型計 | 134 | 136 | 141 | 146 | 139 | 132 | 132 | 139 | 154 | 156 | 165 | 165 | 169 | 175 | 173 | 177 | 188 | 207 | 204 | 204 | 207 | 210 | 219 | 225 |

市の独自の基準によるサービスの単価等の設定にあたっては、事業所との協議を行いました。今後も十分なサービス供給の体制を維持できるよう、事業所に対する適切な支援を行いながら、円滑な制度運営を図る必要があります。

「武蔵野市認定ヘルパー制度」の利用者数は、平成29（2017）年度には30人、令和元（2019）年度には63人と倍増した後、新型コロナウイルス感染症の影響で、サービスの利用控えが発生し、令和2（2020）年度から減少傾向にありましたが、令和4（2022）年度後半から増加傾向にあります。高齢者の増加とともに要支援者等による家事援助の支援のニーズが高まる一方で、介護人材の不足がさらに進むことが予想されることから、今後、継続的な認定ヘルパーの養成が必要になります。

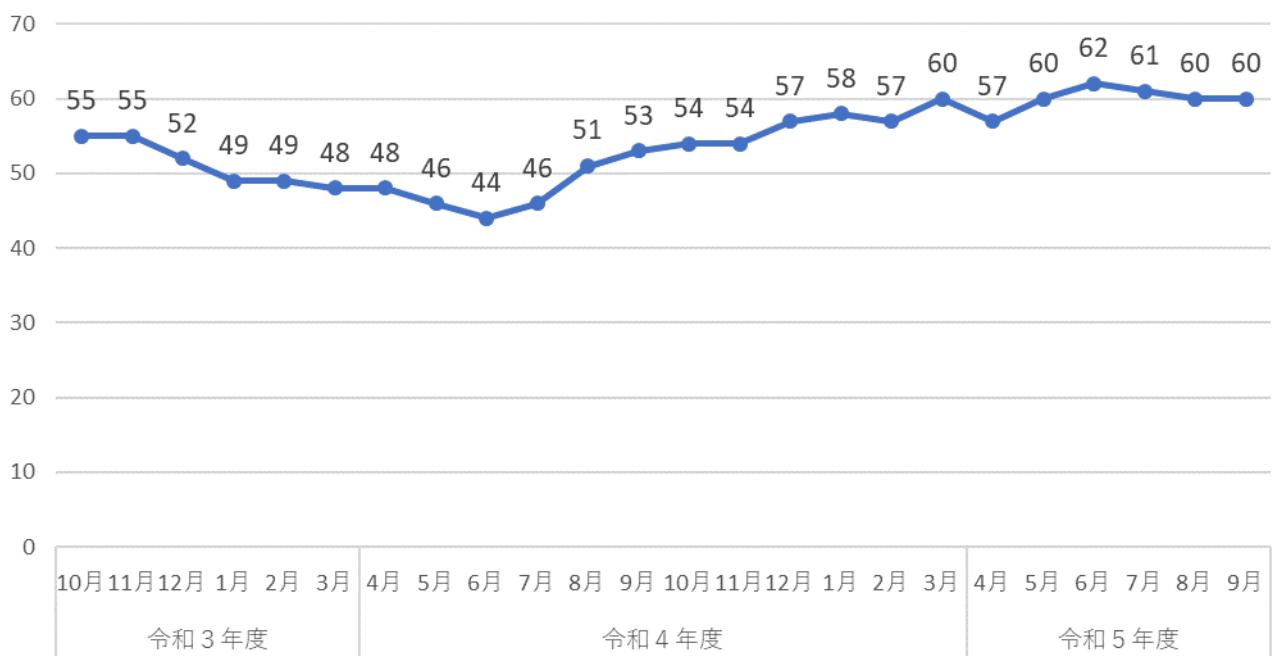
図表 83 武蔵野市認定ヘルパー制度の概要

「武蔵野市認定ヘルパー」制度



図表 84 武蔵野市認定ヘルパー利用者数

（単位：人）

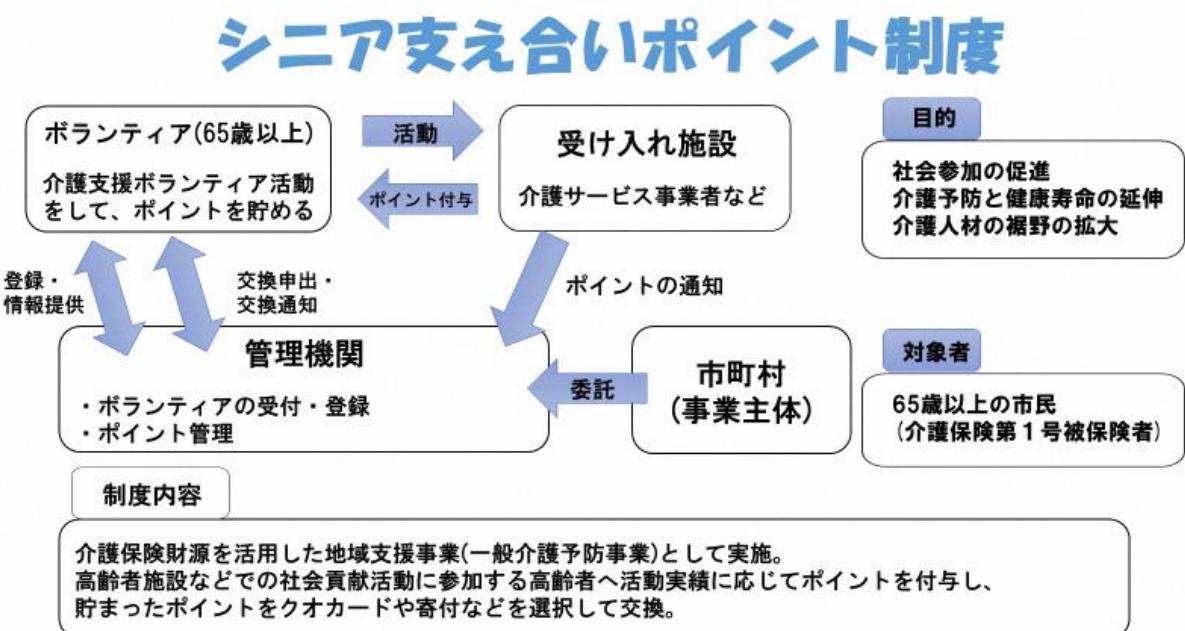


高齢者の社会参加を進め、地域の共助を広げる「シニア支え合いポイント制度」を実施

総合事業の一般介護予防事業において、平成 28（2016）年 10 月から、「シニア支え合いポイント制度」を実施しています。「シニア支え合いポイント制度」とは、高齢者の社会参加を進め、地域の共助を広げるため、指定のボランティア活動に参加した場合にポイントが付与され、それを寄付やギフト券等に交換できる取組みです。

また、いきいきサロン等の自主的に介護予防活動を行う団体に対して講師を派遣し、体操等の指導を行う「介護予防活動団体支援事業」を平成 29（2017）年 10 月から実施しています。

図表 85 シニア支え合いポイント制度の実施

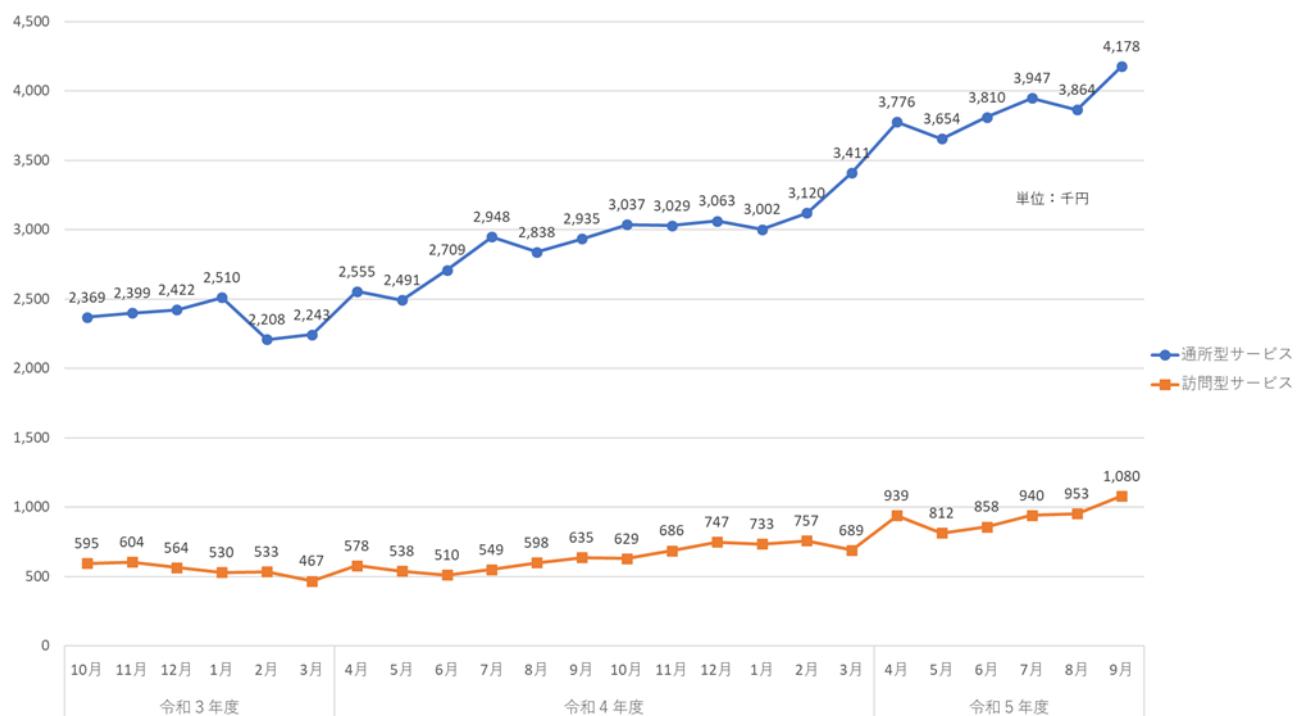


介護予防・日常生活支援総合事業の支給額はおむね横ばい傾向で推移

介護予防給付から総合事業への移行が完了して以降、訪問型サービス、通所型サービスとも、おむね横ばい傾向で支給額が推移してきました。新型コロナウイルス感染症の影響で、サービスの利用控えが発生し、令和2（2020）年度前半の支給額が減少しましたが、その後は徐々に戻り、令和4（2022）年度後半からは増加傾向にあります。

図表 86 訪問型サービス・通所型サービスの支給額の推移（審査月ごと）

（単位：千円）



図表 87 介護予防・日常生活支援総合事業費の実績及び事業計画との比較

| 事業の種類 | 実績 | | | | | 計画値 | | | | | |
|----------------------|--------|--------|-------------|---------------|-------------|--------|------------|--------|------------|--------|------------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 前年度比 4/3 | 令和5年度 (見込) | 前年度比 5/4 | 令和3年度 | 実績/ 計画値 | 令和4年度 | 実績/ 計画値 | 令和5年度 | 実績/ 計画値 |
| 介護予防・生活支援サービス事業 | 40,203 | 50,620 | 125.9% | 56,629 | 111.9% | 56,944 | 70.6% | 58,181 | 87.0% | 58,788 | 96.3% |
| 訪問型サービス | 6,671 | 7,650 | 114.7% | 8,182 | 107.0% | 8,968 | 74.4% | 9,069 | 84.4% | 9,170 | 89.2% |
| 通所型サービス | 27,038 | 35,137 | 130.0% | 39,542 | 112.5% | 38,900 | 69.5% | 39,297 | 89.4% | 39,694 | 99.6% |
| 介護予防ケアマネジメント | 6,494 | 7,833 | 120.6% | 8,905 | 113.7% | 9,076 | 71.6% | 9,815 | 79.8% | 9,924 | 89.7% |
| 審査支払手数料 | 107 | 142 | 132.4% | 228 | 160.2% | 251 | 42.8% | 254 | 56.0% | 256 | 89.1% |
| 高額介護予防サービス費相当事業 | 51 | 84 | 163.6% | 159 | 188.8% | 148 | 34.8% | 150 | 56.1% | 152 | 104.6% |
| 高額医療合算介護予防サービス費相当事業費 | 118 | 60 | — | 200 | — | 348 | — | 354 | — | 357 | — |
| 一般介護予防事業 | 8,793 | 11,497 | 130.8% | 11,389 | 99.1% | 12,300 | 71.5% | 14,630 | 78.6% | 16,630 | 68.5% |
| 合計 | 49,273 | 62,404 | 126.6% | 68,605 | 109.9% | 69,991 | 70.4% | 73,569 | 84.8% | 76,183 | 90.1% |

※1. 令和5（2023）年度見込みは予算額

単位（千円） ※千円未満四捨五入

5 介護保険事業会計の推移

図表 88 介護保険事業会計の推移

【歳入歳出決算】

(単位 : 円)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 対前年度比 | 令和4年度 | 対前年度比 | 令和5年度 | 対前年度比 |
|----|-------------------|----------------|--------|----------------|--------|----------------|--------|
| 歳入 | 予算 11,988,522,000 | 12,262,470,000 | 102.3% | 12,264,706,000 | 100.0% | 12,541,661,000 | 102.3% |
| | 決算 11,855,736,253 | 12,220,068,112 | 103.1% | 12,422,187,259 | 101.7% | - | - |
| 歳出 | 予算 11,988,522,000 | 12,262,470,000 | 102.3% | 12,264,706,000 | 100.0% | 12,541,661,000 | 102.3% |
| | 決算 11,461,954,045 | 11,740,766,943 | 102.4% | 11,839,855,627 | 100.8% | - | - |

【歳入内訳】

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 対前年度比 | 令和4年度 | 対前年度比 | 令和5年度 | 対前年度比 |
|----------|-------------------|----------------|--------|----------------|--------|----------------|--------|
| 保険料 | 予算 2,596,355,000 | 2,551,791,000 | 98.3% | 2,614,443,000 | 102.5% | 2,661,615,000 | 101.8% |
| | 決算 2,602,427,000 | 2,599,256,800 | 99.9% | 2,632,455,700 | 101.3% | - | - |
| 使用料及び手数料 | 予算 172,000 | 130,000 | 75.6% | 70,000 | 53.8% | 70,000 | 100.0% |
| | 決算 62,500 | 26,000 | 41.6% | 33,900 | 130.4% | - | - |
| 国庫支出金 | 予算 2,540,928,000 | 2,683,243,000 | 105.6% | 2,692,849,000 | 100.4% | 2,748,361,000 | 102.1% |
| | 決算 2,585,552,585 | 2,668,119,476 | 103.2% | 2,704,125,350 | 101.3% | - | - |
| 支払基金交付金 | 予算 3,066,314,000 | 3,135,020,000 | 102.2% | 3,140,314,000 | 100.2% | 3,221,503,000 | 102.6% |
| | 決算 2,966,636,000 | 2,989,931,000 | 100.8% | 3,022,769,000 | 101.1% | - | - |
| 都支出金 | 予算 1,746,766,000 | 1,792,393,000 | 102.6% | 1,782,680,000 | 99.5% | 1,828,209,000 | 102.6% |
| | 決算 1,702,509,842 | 1,731,025,490 | 101.7% | 1,733,453,772 | 100.1% | - | - |
| 財産収入 | 予算 69,000 | 37,000 | 53.6% | 32,000 | 86.5% | 23,000 | 71.9% |
| | 決算 91,786 | 20,831 | 22.7% | 22,669 | 108.8% | - | - |
| 繰入金 | 予算 2,036,818,000 | 2,098,706,000 | 103.0% | 2,033,118,000 | 96.9% | 2,080,680,000 | 102.3% |
| | 決算 1,806,643,758 | 1,836,003,702 | 101.6% | 1,848,346,650 | 100.7% | - | - |
| 繰越金 | 予算 1,000,000 | 1,000,000 | 100.0% | 1,000,000 | 100.0% | 1,000,000 | 100.0% |
| | 決算 191,501,821 | 393,782,208 | 205.6% | 479,301,169 | 121.7% | - | - |
| 諸収入 | 予算 100,000 | 150,000 | 150.0% | 200,000 | 133.3% | 200,000 | 100.0% |
| | 決算 310,961 | 1,902,605 | 611.8% | 1,679,049 | 88.3% | - | - |
| 計 | 予算 11,988,522,000 | 12,262,470,000 | 102.3% | 12,264,706,000 | 100.0% | 12,541,661,000 | 102.3% |
| | 決算 11,855,736,253 | 12,220,068,112 | 103.1% | 12,422,187,259 | 101.7% | - | - |

【歳出内訳】

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 対前年度比 | 令和4年度 | 対前年度比 | 令和5年度 | 対前年度比 |
|---------|-------------------|----------------|--------|----------------|--------|----------------|--------|
| 総務費 | 予算 376,608,000 | 393,002,000 | 104.4% | 371,954,000 | 94.6% | 347,983,000 | 93.6% |
| | 決算 301,775,476 | 310,186,073 | 102.8% | 298,248,720 | 96.2% | - | - |
| 保険給付費 | 予算 11,285,277,000 | 11,540,577,000 | 102.3% | 11,565,580,000 | 100.2% | 11,862,890,000 | 102.6% |
| | 決算 10,707,732,424 | 10,831,684,855 | 101.2% | 10,964,412,268 | 101.2% | - | - |
| 財政安定化基金 | 予算 - | - | - | - | - | - | - |
| | 決算 - | - | - | - | - | - | - |
| 拠出金 | 予算 - | - | - | - | - | - | - |
| | 決算 - | - | - | - | - | - | - |
| 地域支援事業費 | 予算 316,338,000 | 310,828,000 | 98.3% | 308,194,000 | 99.2% | 313,198,000 | 101.6% |
| | 決算 270,048,085 | 278,098,683 | 103.0% | 293,137,404 | 105.4% | - | - |
| 基金積立金 | 予算 69,000 | 37,000 | 53.6% | 32,000 | 86.5% | 23,000 | 71.9% |
| | 決算 123,732,000 | 91,863,000 | 74.2% | 79,852,000 | 86.9% | - | - |
| 公債費 | 予算 - | - | - | - | - | - | - |
| | 決算 - | - | - | - | - | - | - |
| 諸支出金 | 予算 7,230,000 | 15,026,000 | 207.8% | 15,946,000 | 106.1% | 14,567,000 | 91.4% |
| | 決算 58,666,060 | 228,934,332 | 390.2% | 204,205,235 | 89.2% | - | - |
| 予備費 | 予算 3,000,000 | 3,000,000 | 100.0% | 3,000,000 | 100.0% | 3,000,000 | 100.0% |
| | 決算 - | - | - | - | - | - | - |
| 計 | 予算 11,988,522,000 | 12,262,470,000 | 102.3% | 12,264,706,000 | 100.0% | 12,541,661,000 | 102.3% |
| | 決算 11,461,954,045 | 11,740,766,943 | 102.4% | 11,839,855,627 | 100.8% | - | - |

第3節 2040年を見据えた介護保険事業のさらなる充実及び 地域分析に基づく保険者機能の向上

1 武蔵野市の第9期介護保険事業計画の基本的方向性

これまでのことから、第9期介護保険事業計画の策定に関して具体的な方針を考える際には既に起こる、または起こることが見込まれることへの対応という、対処療法の視点と、事象の発生を防いだり、遅らせたりする予防の視点が重要であると考えます。

高齢者人口のさらなる増加、生産年齢人口の減少とともに介護従事者総数に不足が生ずるのは免れない事実であることや、国の法改正の中でも盛り込まれている業務の効率化が必須事項であること等に関しては、今後発生する事象、すなわち対処療法の視点が必要となります。

それに対して、そもそも介護サービスが必要な状態とならないように健康寿命の増進を図ることや、ひとり暮らし高齢者の在宅生活継続の限界点を高めること、介護サービスによらない自立した生活を少しでも長くすることなど、発生しうる事象に対して予防的に働きかける視点も必要となります。

先に示しましたこの2つの視点を持ち、更に進む超高齢社会に対応すべく、武蔵野市は、第9期介護保険事業計画の策定に関して、以下の6点を基本的方向性として取り組んでいきます。

- 1 介護予防の推進と、多様な資源を活用した地域づくりの推進
- 2 ひとり暮らし高齢者等を支える見守りや生活支援サービスの環境整備
- 3 共生と予防の考えに基づく、認知症高齢者とその家族を支える取組みの実施
- 4 中長期的な介護ニーズと社会状況の変化に対応した計画的な施設整備
- 5 在宅医療・介護のさらなる連携強化
- 6 介護人材確保・定着と介護現場の生産性向上の取組み

図表 89 自立支援、介護予防、重度化防止の取組みと目標

| 事業名 | 現状と課題・取組状況・目標 |
|-------------------------------------|--|
| 健康長寿のまち 武蔵野の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●現状と課題：高齢者は、フレイル（虚弱状態）と呼ばれる身体機能や認知機能の低下を経て徐々に要介護状態となる傾向があることから、フレイルの予防や改善に取り組み、誰もが、より長く元気で暮らすことができる社会を目指している。 ●取組状況：9月に実施する健康長寿のまち武蔵野推進月間を認知症及びフレイル予防の普及・啓発の機会と位置付け、普及・啓発の観点から、アンケートを通じて初めて市の事業に参加する人の割合を把握していく。 ●目標：健康長寿のまち武蔵野推進月間の新規参加者率の向上 令和6年度：50%、令和7年度：50%、令和8年度：50% |
| 認知症に関する 普及、啓発の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●現状と課題：認知症は誰もが関わる可能性のある身近な病気であり、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、理解することが必要である。 ●取組状況：平成18（2006）年度より、認知症理解の促進と地域における認知症高齢者見守り意識醸成のため、認知症センター養成講座を実施しているほか、意欲ある認知症センターによる地域支援活動のための環境整備等を目的とした認知症サポーターステップアップ講座を実施している。 ●目標：認知症センター養成講座の参加者アンケートで認知症に対する認識が変わったと回答した割合 令和6年度：74%、令和7年度：73%、令和8年度：72% |
| 生活支援コーディネーターを中心とした地域の 自主的な取組みの支援 | <ul style="list-style-type: none"> ●現状と課題：社会参加が効果的な介護予防や健康寿命の延伸につながるという考え方のもと、高齢者の社会参加を促進し、地域活動の担い手の裾野を広げる必要がある。 ●取組状況：各在宅介護・地域包括支援センターに配置した生活支援コーディネーターを中心に、いきいきサロンをはじめとした地域住民が自主的に運営する多様な通いの場の立上げや運営等を支援している。 ●目標：生活支援コーディネーターは、市内の社会資源を把握しているか 令和6年度：把握している、令和7年度：把握している、令和8年度：把握している |
| 地域ケア会議推進事業 | <ul style="list-style-type: none"> ●現状と課題：武蔵野市の地域包括ケアシステムの構築のため、多職種が連携し、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めるために、日常生活圏域毎に個人及び地域課題を協議している。 ●取組状況：個別課題の解決と、地域課題の発見のために、個別地域ケア会議として在宅介護・地域包括支援センターのエリアごとに「地区別ケース検討会」を開催している。 ●目標：個別地域ケア会議の着実な開催（件数） 令和6年度：12回、令和7年度：12回、令和8年度：12回 |

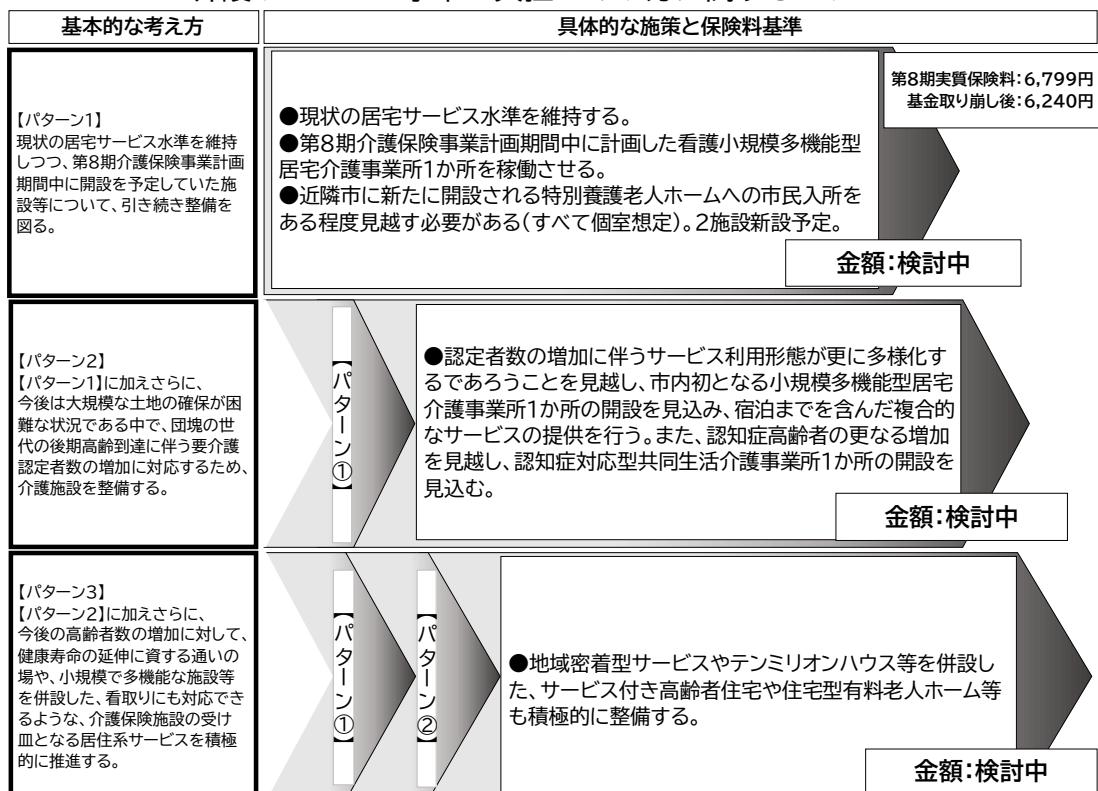
2 保険料負担と施策実現、施設整備との関係

本市では、これまでの様々な取組みにより、在宅生活継続の限界点を高めてきました。社会保険方式を採用する介護保険制度において給付費が高くなればなるほど負担する介護保険料も高くなりますが、施設・居住系サービスは1人当たり費用額が居宅サービスに比べ高く、給付費への圧迫が課題となります。2025年に加え2040年を見据えたサービス基盤と人的基盤の整備にあたっては、それぞれのサービス需要の見込を踏まえ、施設、居住系、地域密着型の各サービスをバランス良く組み合わせて整備することが必要です。そのため、制度の持続可能性、負担可能な保険料水準と給付のバランスに配慮しつつ、基盤整備を検討する必要があります。

第8期介護保険事業計画においては、認知症対応型共同生活介護事業所を1か所新設し、今後大規模な土地の確保が困難な状況であることや後期高齢者の人口が更に増えることを加味して、新たな方策（ショートステイや特別養護老人ホームの定員増等）により介護施設を整備することを目指し、実現しました。また、未利用の市有地を活用した看護小規模多機能型居宅介護事業所の公募を実施し、整備を進めてきました。

上記を踏まえ、第9期に関しましては、大規模な土地の確保が困難であること、後期高齢者人口が増加し、介護、医療双方のニーズを持った利用者が増えること等を加味し、介護サービスの水準と負担のあり方に関し、次の3パターンを検討することとしました。

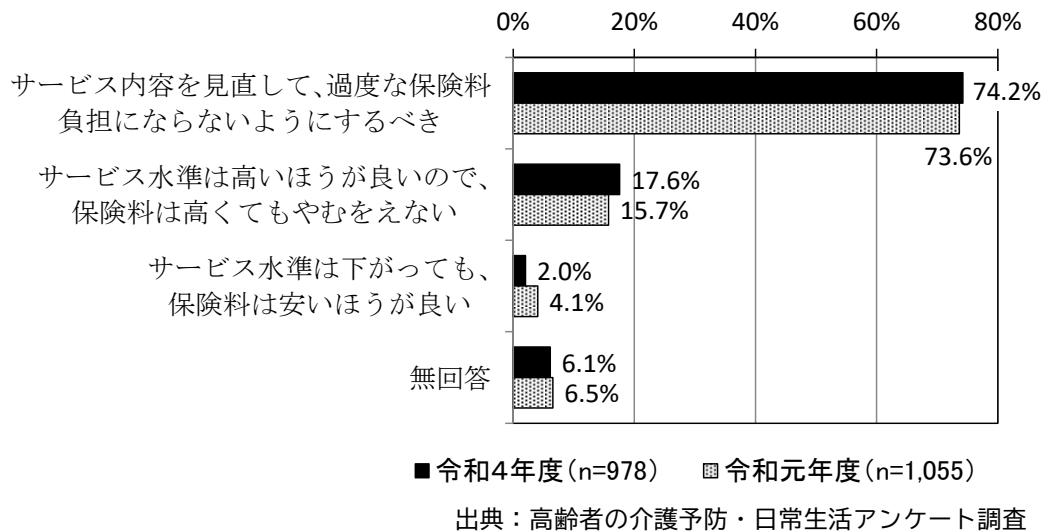
図表 90 第9期介護保険事業計画における
介護サービスの水準と負担のあり方に関するパターン



※保険料基準額の算定に必要な係数や報酬単価などは現時点では明確になっていないため、要介護認定者数やサービス利用状況等を踏まえつつ、国から示される係数等の確定後(令和5(2023)年12月末頃)に最終的な第1号被保険者の保険料基準額を算出します。

本市では、高齢者の介護予防・日常生活アンケート調査において、「サービス内容を見直して、過度な保険料負担にならないようにするべき」との回答が多かったことを踏まえ、パターン2を前提として検討を進めてまいります。

図表 91 サービス水準と保険料の関係について



出典：高齢者の介護予防・日常生活アンケート調査

3 介護保険サービス事業量及び給付費の推計

(1) 介護保険の財源構成

介護保険制度は、高齢化により要介護状態となるリスクを、国民相互に助け合う社会保険です。加入するのは原則として、市内に住所のある 65 歳以上の方（第1号被保険者）と市内に住所があり、医療保険に加入する 40 歳以上 65 歳未満の方（第2号被保険者）となります。

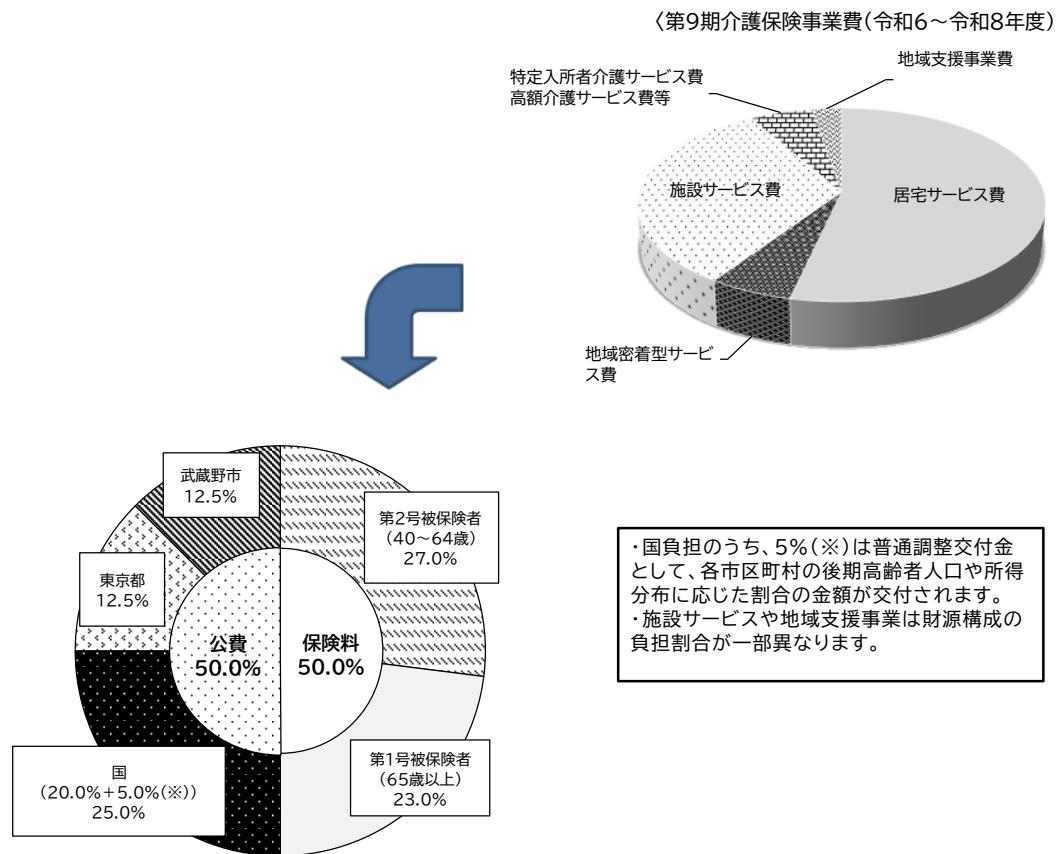
介護サービス・介護予防サービスに要する費用（介護給付費）や地域支援事業に要する費用は、公費 50%、保険料 50% でまかなわれています（地域支援事業の包括的支援事業、任意事業を除く）。

保険料の第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は人口構成の比率を基準とし、事業期ごとに国により政令で定められ、第1号被保険者保険料に大きな影響を与えます。第6期計画期間（平成27（2015）年度～平成29（2017）年度）は、第1号被保険者 22%、第2号被保険者 28% でしたが、第7期（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）及び第8期（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）では高齢者人口の増加により、第1号被保険者の負担割合が 23% に引き上げられ、第2号被保険者の負担割合は 27% となりました。第9期（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）についても第7期及び第8期と同様に据え置かれました。

なお、第2号被保険者の保険料は、医療保険者が徴収し、社会保険診療報酬支払基金から各保険者に交付されます。その保険料の算定方法は加入する医療保険者ごとに定められ、第1号被保険者の算定方法とは異なります。被用者保険等保険者に係る介護納付金については、平成29（2017）年7月1日より段階的に人頭割から総報酬割へ移行する制度改正が施行され、令和2（2020）年度より全面移行しています。

公費の負担割合は、市12.5%、東京都12.5%、国25%（施設給付費、地域支援事業費の一部を除く）となっています。なお、国の25%のうち5%は普通調整交付金で、65歳以上の被保険者に占める「後期高齢者比率が高いことによる給付増」と、「被保険者の所得水準が低いことによる収入減」とを全国の保険者間で財政調整する仕組みになっています。今後、2025年、2040年にかけて全国的に後期高齢者比率が高くなることから、交付基準の年齢区分について、平成30（2018）年度より、従来の2区分（①65～74歳、②75歳以上）から3区分（①65～74歳、②75～84歳、③85歳以上）に細分化され、第7期においては、激変緩和措置として2区分と3区分を2分の1ずつ組み合わせた交付割合となりました。この改正により、特に年齢の高い高齢者の多い本市においては交付割合が増加しました。また、第8期においては調整の精緻化を図るため、後期高齢者加入割合補正係数の計算にあたって、現行の要介護認定率により重み付けを行う方法から、新たに第1号被保険者1人当たりの介護給付費により重み付けを行う方法に見直す等、諸所の見直しが行われました。給付月額に影響を及ぼす、「第1号被保険者の性・年齢別人口構成」及び「地域区分別単価」の地域ごとの差を除外した「調整後」の本市の「第1号被保険者1人当たり給付月額」は全国や東京都とほぼ同水準であることからさらに交付割合が増加しましたが、第9期においては所得段階の多段階化等の検討がされており、第9期以降は交付割合の段階的な減少が見込まれています。

図表 92 介護保険の財源構成



(2) 介護保険料の推計方法

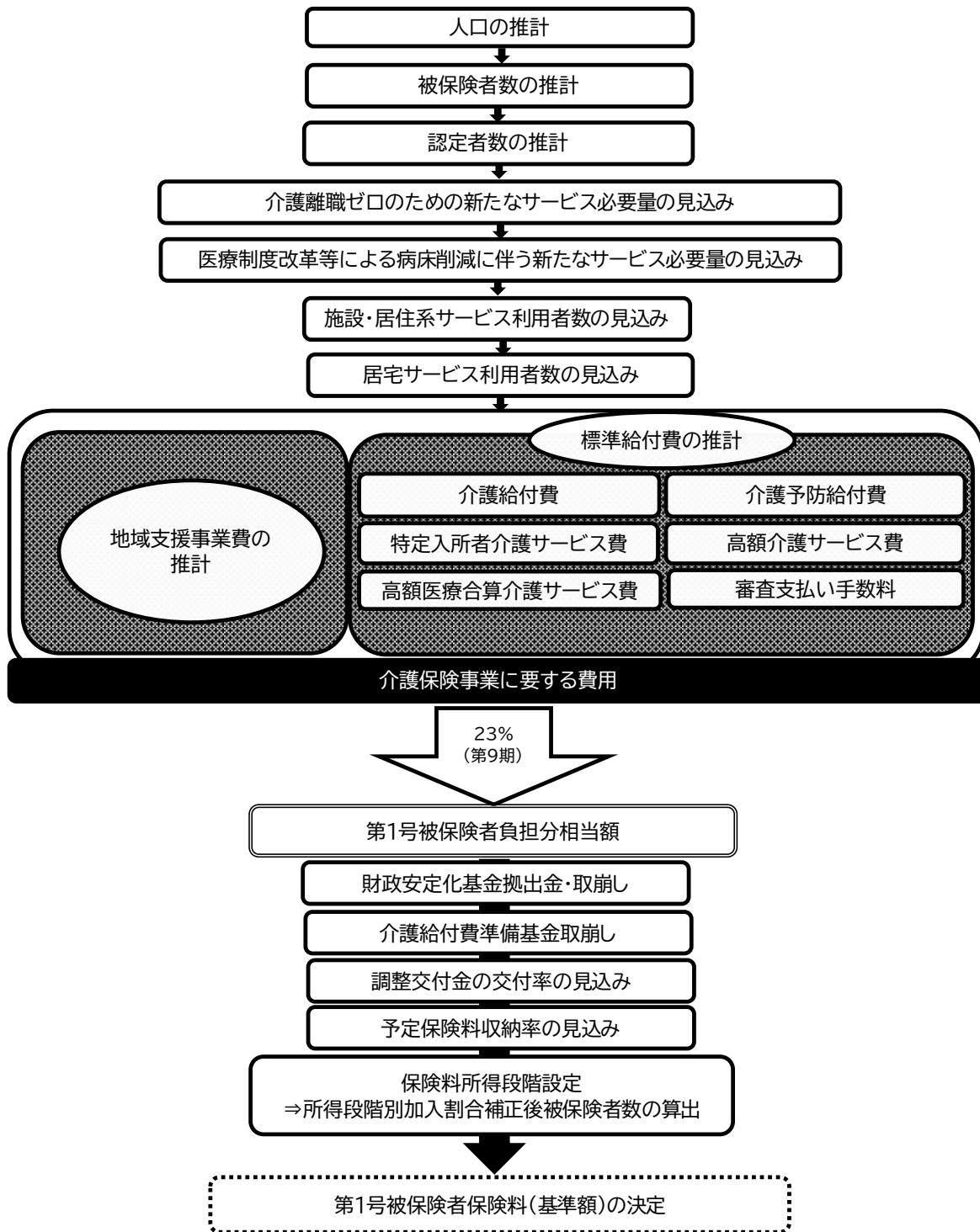
介護保険の財政運営は、3年間の単位で行われます。第8期計画期間の認定者数の推移や介護保険給付の推移をもとに、サービス基盤の整備等や介護保険制度の改正等の要素を勘案し、今後の事業量を推計します。

本市のさらなる地域包括ケアの推進・強化に向け、単に第8期計画期間中の給付費の傾向から今後3年間の給付費を推計して保険料を算定するだけでなく、団塊ジュニア世代（1971～74年生まれ）が高齢者（65歳以上）となり高齢者人口がピークになるとされる2040年のサービス水準、給付費や保険料水準、本市独自の介護予防の取組みによる効果等も見据えて推計する必要があります。

推計にあたっては、サービスの充実の方向性、基盤整備等により、将来的に保険料水準等がどのように変化するのかを検証しながら推計する必要があります。

(3) 給付推計・介護保険料推計の方法

図表 93 給付推計・介護保険料推計の方法



① 人口と被保険者数の推計

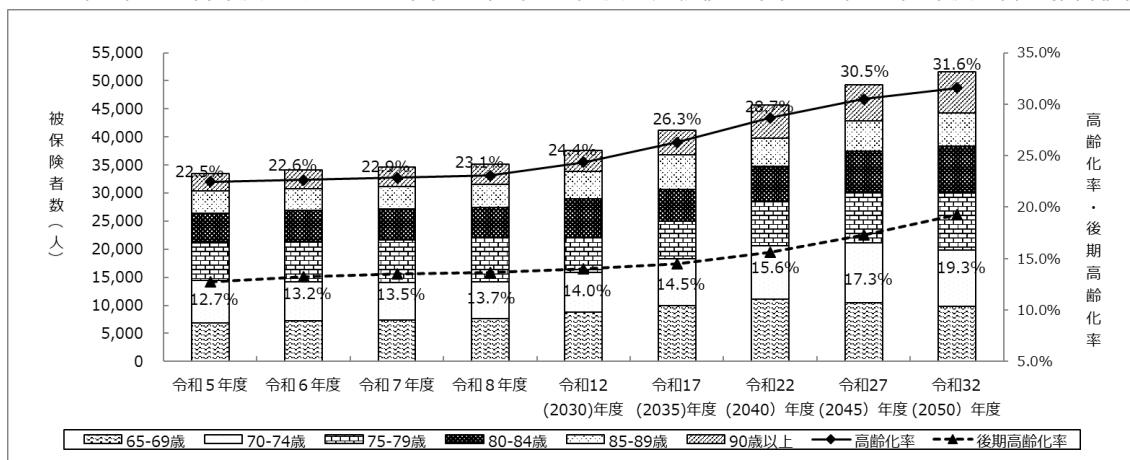
令和 12 (2030) 年は、令和 5 (2023) 年と比較すると高齢化率で 1.9 ポイント、後期高齢化率で 1.3 ポイント増加します。また、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和 22 (2040) 年には、高齢化率で 6.2 ポイント、後期高齢化率で 2.9 ポイント増加する見込みとなっています。

図表 94 人口と被保険者数の推計（令和 5 (2023) 年度～令和 32 (2050) 年度）

(単位：人)

| 区分 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和12(2030)年度 | 令和17(2035)年度 | 令和22(2040)年度 | 令和27(2045)年度 | 令和32(2050)年度 |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 総人口 | 148,070 | 149,716 | 150,306 | 150,874 | 152,742 | 154,961 | 157,155 | 159,227 | 160,621 |
| 65歳以上人口 | 33,265 | 33,907 | 34,369 | 34,821 | 37,217 | 40,755 | 45,076 | 48,542 | 50,734 |
| (うち、75歳以上人口) | 18,869 | 19,784 | 20,281 | 20,630 | 21,351 | 22,438 | 24,531 | 27,517 | 30,952 |
| (うち、他市町村住所地特例者) | 310 | 310 | 310 | 310 | 310 | 310 | 310 | 310 | 310 |
| 被保険者全体 | 87,129 | 88,308 | 89,078 | 89,774 | 91,691 | 93,764 | 95,384 | 96,760 | 98,032 |
| 40-64歳 | 53,650 | 54,162 | 54,449 | 54,668 | 54,102 | 52,526 | 49,717 | 47,517 | 46,486 |
| 65歳以上被保険者数 | 33,479 | 34,146 | 34,629 | 35,106 | 37,589 | 41,238 | 45,667 | 49,243 | 51,546 |
| 65-69歳 | 6,907 | 7,188 | 7,408 | 7,642 | 8,827 | 9,904 | 11,082 | 10,417 | 9,820 |
| 70-74歳 | 7,500 | 6,952 | 6,698 | 6,570 | 7,065 | 8,445 | 9,501 | 10,651 | 10,013 |
| 75-79歳 | 6,784 | 7,243 | 7,596 | 7,765 | 6,292 | 6,687 | 8,029 | 9,065 | 10,167 |
| 80-84歳 | 5,234 | 5,484 | 5,457 | 5,414 | 6,776 | 5,670 | 6,090 | 7,360 | 8,309 |
| 85-89歳 | 3,924 | 3,954 | 3,984 | 4,160 | 4,854 | 6,125 | 5,098 | 5,380 | 6,015 |
| 90歳以上 | 3,130 | 3,325 | 3,486 | 3,555 | 3,775 | 4,407 | 5,867 | 6,370 | 7,222 |
| (うち、住所地特例者) | 531 | 549 | 570 | 595 | 682 | 793 | 901 | 1,011 | 1,122 |
| 高齢化率 | 22.5% | 22.6% | 22.9% | 23.1% | 24.4% | 26.3% | 28.7% | 30.5% | 31.6% |
| 後期高齢化率 | 12.7% | 13.2% | 13.5% | 13.7% | 14.0% | 14.5% | 15.6% | 17.3% | 19.3% |

(基準日：各年度 10 月 1 日、令和 5 年 (2023) 度は実績値、令和 6 (2024) 年度以降は推計値)



② 要支援・要介護認定者数の推計

要支援・要介護認定者数及び総合事業対象者については、人口推計に基づいた被保険者数の推計値に、令和 3 (2021) 年度～令和 5 (2023) 年度の男女別・年齢別平均出現率を乗じて調整し推計しました。

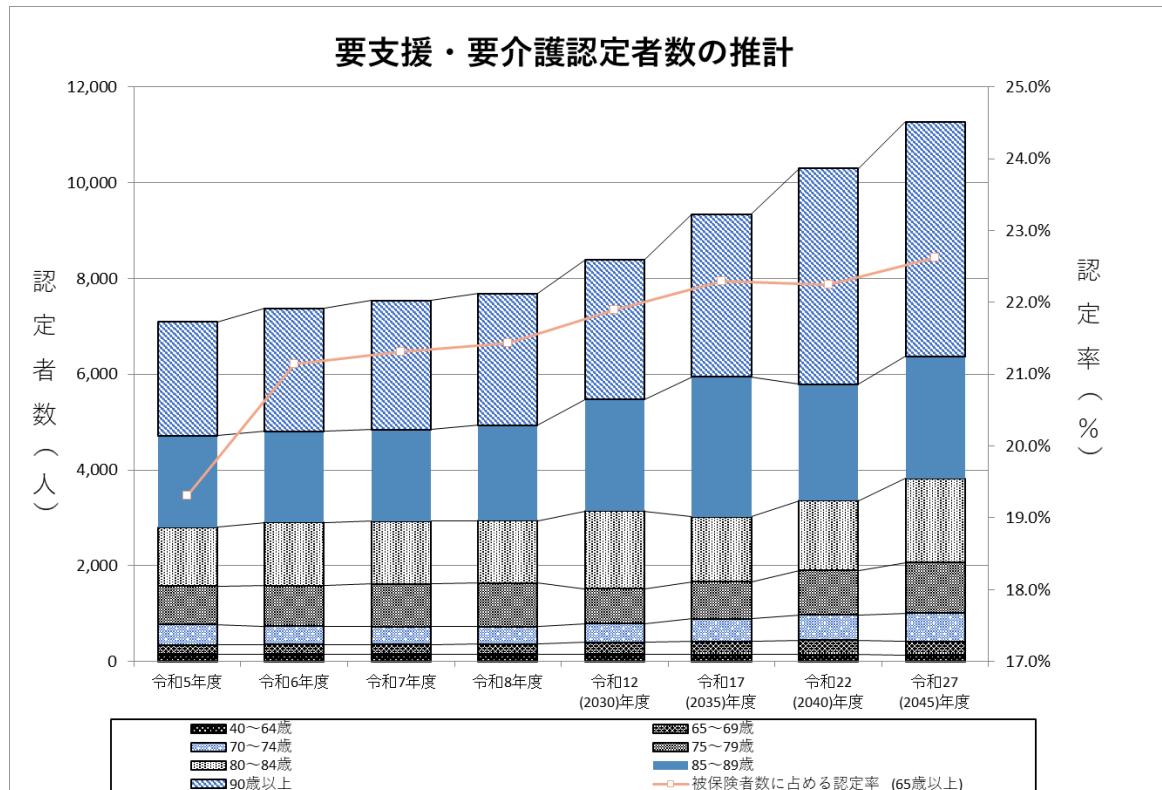
要支援・要介護認定者数は、2026 年度には 7,681 人となる見込みであり、令和5（2023）年度と比較すると、8.3%の増加が見込まれています。要支援・要介護認定者数の大幅な増加に備え、まちぐるみの支え合いの仕組みづくりを強化します。

図表 95 要支援・要介護認定者数の推計
(令和5（2023）年度～令和32（2050）年度) (単位：人)

| 区分 | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和12 (2030)年度 | 令和17 (2035)年度 | 令和22 (2040)年度 | 令和27 (2045)年度 | 令和32 (2050)年度 |
|---------------------------------|------------------|--------|--------|--------|--------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 認定者数 全体 | | 7,095 | 7,372 | 7,535 | 7,681 | 8,386 | 9,344 | 10,299 | 11,274 | 12,522 |
| 要 認 介 護 者 度 別 | 要支援1 | 599 | 601 | 612 | 623 | 686 | 752 | 808 | 893 | 997 |
| | 要支援2 | 433 | 441 | 449 | 457 | 503 | 551 | 599 | 660 | 734 |
| | 要介護1 | 1,717 | 1,822 | 1,860 | 1,897 | 2,070 | 2,299 | 2,498 | 2,739 | 3,043 |
| | 要介護2 | 1,651 | 1,696 | 1,732 | 1,765 | 1,928 | 2,149 | 2,369 | 2,590 | 2,869 |
| | 要介護3 | 1,025 | 1,059 | 1,085 | 1,107 | 1,203 | 1,353 | 1,498 | 1,635 | 1,818 |
| | 要介護4 | 980 | 1,024 | 1,050 | 1,071 | 1,168 | 1,311 | 1,488 | 1,625 | 1,808 |
| 年 代 別 認 定 者 数 | 要介護5 | 690 | 730 | 747 | 761 | 828 | 928 | 1,039 | 1,132 | 1,252 |
| | 40～64歳 | 158 | 154 | 155 | 155 | 153 | 149 | 141 | 134 | 131 |
| | 65～69歳 | 189 | 198 | 204 | 210 | 243 | 273 | 305 | 286 | 270 |
| | 70～74歳 | 430 | 386 | 372 | 365 | 393 | 469 | 528 | 592 | 557 |
| | 75～79歳 | 802 | 845 | 885 | 903 | 733 | 777 | 933 | 1,053 | 1,184 |
| | 80～84歳 | 1,226 | 1,321 | 1,315 | 1,305 | 1,620 | 1,355 | 1,452 | 1,754 | 1,980 |
| | 85～89歳 | 1,907 | 1,901 | 1,915 | 1,999 | 2,331 | 2,922 | 2,432 | 2,558 | 2,856 |
| 90歳以上 | | 2,383 | 2,567 | 2,689 | 2,743 | 2,913 | 3,399 | 4,509 | 4,897 | 5,544 |
| 被保険者数 65歳以上 | | 33,479 | 34,146 | 34,629 | 35,106 | 37,589 | 41,238 | 45,667 | 49,243 | 51,546 |
| 被保険者数に占める認定率 (65歳以上) | | 19.3% | 21.1% | 21.3% | 21.4% | 21.9% | 22.3% | 22.2% | 22.6% | 24.0% |
| | 65～69歳（認定者/被保険者） | 2.7% | 2.8% | 2.8% | 2.8% | 2.8% | 2.8% | 2.7% | 2.8% | 2.7% |
| | 70～74歳（認定者/被保険者） | 5.4% | 5.6% | 5.6% | 5.6% | 5.6% | 5.6% | 5.6% | 5.6% | 5.6% |
| | 75～79歳（認定者/被保険者） | 10.7% | 11.7% | 11.7% | 11.6% | 11.6% | 11.6% | 11.6% | 11.6% | 11.6% |
| | 80～84歳（認定者/被保険者） | 22.9% | 24.1% | 24.1% | 24.1% | 23.9% | 23.9% | 23.8% | 23.8% | 23.8% |
| | 85～89歳（認定者/被保険者） | 46.9% | 48.1% | 48.1% | 48.0% | 47.7% | 47.7% | 47.5% | 47.5% | 47.5% |
| | 90歳以上（認定者/被保険者） | 67.1% | 77.2% | 77.1% | 77.2% | 77.2% | 77.1% | 76.9% | 76.9% | 76.8% |
| 第2号被保険者認定率 (認定者/被保険者) | | 0.3% | 0.3% | 0.3% | 0.3% | 0.3% | 0.3% | 0.3% | 0.3% | 0.3% |
| 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）対象者数 | | 66 | 73 | 74 | 75 | 84 | 92 | 96 | 106 | 118 |

（基準日：各年度 10月1日、令和5（2023）年度は実績値、令和6（2024）年度以降は推計値。）

※表中の数値は、表示単位未満を四捨五入している。したがって、個々の値の合計、または差し引いた値は、合計等として表示された数値と一致しない場合がある。



③ 令和 12 (2030) 年における日常生活圏域別高齢者人口の推計

令和 12 (2030) 年度の 65 歳以上人口の推計値 37,217 人に、令和 5 (2023) 年 10 月 1 日現在の 65 歳以上人口における日常生活圏域別の割合を乗じて推計しました。

図表 96 2030 年における日常生活圏域別高齢者人口の推計

| 日常生活圏域 | 吉祥寺東町 吉祥寺南町 御殿山 1 丁目 | 御殿山 2 丁目 吉祥寺本町 | 中町・西久保 緑町・八幡町 | 吉祥寺北町 | 閑前 境 桜堤 | 境南町 | 総数 |
|----------------------------------|----------------------------|-------------------|------------------|-------|---------------|-------|--------|
| 令和 5 (2023) 年 10 月 1 日現在 | 6,914 | 2,951 | 8,967 | 3,810 | 7,123 | 3,500 | 33,265 |
| 令和 12 (2030) 年における 65 歳以上人口 (推計) | 7,735 | 3,302 | 10,032 | 4,263 | 7,969 | 3,916 | 37,217 |

④ 介護保険サービス事業量及び給付費の推計

(a) 施設・居住系サービス利用者数の推計

市内に令和 5 (2023) 年 12 月に新規開設される認知症対応型共同生活介護事業所について、武蔵野市民の入所見込み人数が満床稼働することを見込むほか、近隣市区における各種施設整備に伴う利用者数の増加を勘案します。

(b) 居宅サービス利用者数の推計

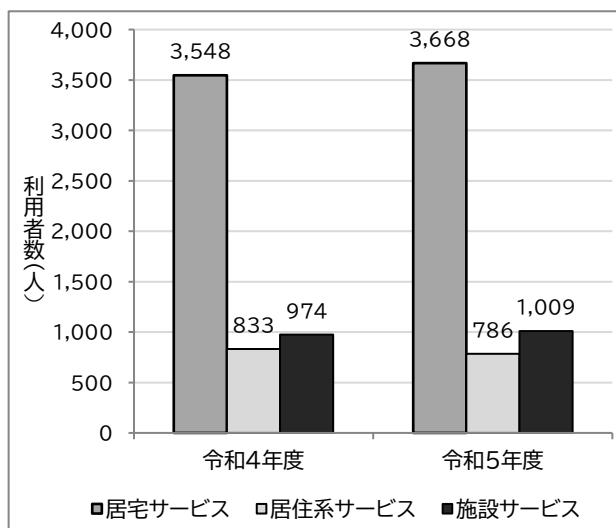
要支援・要介護認定者数から施設・居住系サービス利用者数を差し引いて居宅サービス対象者数を算出し、居宅サービス対象者数に実績から算出した利用率を乗じ、実際にサービスを使う居宅サービス利用者数を算出します。

令和6（2024）年度以降は第9期の基盤整備の方向性により推計します。

図表 97 居宅・居住系・施設サービス利用者数の推移 (単位：人)

| サービス区分 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------------------------|-------|-------|
| 居宅サービス利用者数 | 3,548 | 3,668 |
| (介護予防)小規模多機能型居宅介護 | 0 | 0 |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 26 | 23 |
| 居住系サービス利用者数 | 833 | 786 |
| (介護予防)特定施設入居者生活介護 | 802 | 748 |
| (介護予防)認知症対応型共同生活介護 | 31 | 38 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 0 | 0 |
| 施設サービス利用者数 | 974 | 1,009 |
| 介護老人福祉施設 | 671 | 712 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 0 | 0 |
| 介護老人保健施設 | 275 | 273 |
| 介護療養型医療施設 | 13 | 3 |
| 介護医療院 | 15 | 21 |
| 施設サービス利用者に占める要介護4,5の割合(%) | 68.6% | 68.0% |

※令和4（2022）年度は11月審査、令和5（2023）年度は8月審査の実績。



(c) 介護サービス・介護予防サービスの事業量並びに給付費の推計の考え方

以下は図表90におけるパターン2での現時点でのサービス事業量推計案になります。

図表98 介護（介護予防）サービス事業量及び給付費の推計

a) 介護サービス事業量及び給付費の推計

| サービス 年度 | 単位 | 事業量 | | | | 給付費 単位(千円) | | ※千円未満四捨五入 | | |
|----------------------|-------|--------|--------|--------|--------|------------|------------|------------|------------|--|
| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和12年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和12年度 | |
| ア 居宅サービス | | | | | | | | | | |
| 訪問介護 | (回／月) | 29,501 | 30,279 | 31,306 | 32,526 | 1,160,493 | 1,188,580 | 1,228,725 | 1,278,963 | |
| 訪問入浴介護 | (回／月) | 528 | 546 | 564 | 572 | 82,687 | 85,565 | 88,445 | 89,593 | |
| 訪問看護 | (回／月) | 14,939 | 15,991 | 16,505 | 17,429 | 787,531 | 842,247 | 869,035 | 917,427 | |
| 訪問リハビリテーション | (回／月) | 1,314 | 1,357 | 1,395 | 1,466 | 46,503 | 48,038 | 49,384 | 51,856 | |
| 通所介護 | (回／月) | 9,746 | 10,044 | 10,246 | 10,854 | 903,367 | 935,811 | 957,455 | 1,006,602 | |
| 通所リハビリテーション | (回／月) | 3,715 | 3,783 | 3,856 | 4,087 | 391,179 | 401,495 | 410,043 | 431,554 | |
| 福祉用具貸与 | (人／月) | 2,333 | 2,405 | 2,470 | 2,619 | 392,081 | 403,985 | 414,649 | 434,586 | |
| 短期入所生活介護 | (日／月) | 1,689 | 1,719 | 1,731 | 1,806 | 189,282 | 192,271 | 193,478 | 201,236 | |
| 短期入所療養介護 | (日／月) | 553 | 554 | 575 | 584 | 80,506 | 80,718 | 83,809 | 84,999 | |
| 居宅療養管理指導 | (人／月) | 1,931 | 1,980 | 2,015 | 2,117 | 328,965 | 337,127 | 342,969 | 359,945 | |
| 特定施設入居者生活介護 | (人／月) | 850 | 877 | 902 | 983 | 2,031,181 | 2,094,997 | 2,154,503 | 2,346,968 | |
| イ 地域密着型サービス | | | | | | | | | | |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | (人／月) | 12 | 12 | 13 | 13 | 24,672 | 24,672 | 28,509 | 25,544 | |
| 夜間対応型訪問介護 | (人／月) | 115 | 118 | 119 | 125 | 35,843 | 36,528 | 37,024 | 38,461 | |
| 認知症対応型通所介護 | (回／月) | 497 | 517 | 535 | 556 | 70,815 | 73,443 | 76,002 | 78,778 | |
| 小規模多機能型居宅介護 | (人／月) | 0 | 0 | 27 | 27 | 0 | 0 | 71,526 | 71,526 | |
| 認知症対応型共同生活介護 | (人／月) | 54 | 54 | 54 | 54 | 182,086 | 182,086 | 182,747 | 182,839 | |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | (人／月) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | (人／月) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 地域密着型通所介護 | (人／月) | 505 | 520 | 537 | 576 | 336,312 | 351,035 | 362,632 | 386,268 | |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | (人／月) | 32 | 44 | 58 | 58 | 124,609 | 174,376 | 229,189 | 227,157 | |
| ウ 特定福祉用具販売 | (人／月) | 52 | 54 | 55 | 58 | 17,360 | 18,012 | 18,381 | 19,383 | |
| エ 住宅改修費 | (人／月) | 26 | 26 | 26 | 28 | 24,790 | 24,790 | 24,790 | 26,778 | |
| オ 居宅介護支援 | (人／月) | 3,553 | 3,686 | 3,798 | 4,056 | 673,884 | 699,467 | 720,728 | 767,077 | |
| カ 介護保険施設サービス | | | | | | | | | | |
| 介護老人福祉施設 | (人／月) | 653 | 663 | 674 | 783 | 2,180,958 | 2,214,397 | 2,251,191 | 2,617,153 | |
| 介護老人保健施設 | (人／月) | 288 | 288 | 288 | 361 | 1,066,979 | 1,066,979 | 1,066,979 | 1,339,355 | |
| 介護療養型医療施設 | (人／月) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 介護医療院 | (人／月) | 38 | 38 | 38 | 49 | 183,832 | 183,832 | 183,832 | 237,101 | |
| a)給付費 計 | | | | | | 11,315,915 | 11,660,451 | 12,046,025 | 13,221,149 | |

b) 介護予防サービス事業量及び給付費の推計

| サービス 年度 | 単位 | 事業量 | | | | 給付費 単位(千円) | | ※千円未満四捨五入 | | |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|--------|------------|------------|------------|------------|---|
| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和12年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和12年度 | |
| ア 介護予防サービス | | | | | | | | | | |
| 介護予防訪問入浴介護 | (回／月) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防訪問看護 | (回／月) | 68 | 68 | 68 | 73 | 3,423 | 3,423 | 3,423 | 3,676 | |
| 介護予防訪問リハビリテーション | (回／月) | 75 | 76 | 78 | 89 | 2,916 | 2,970 | 3,025 | 3,457 | |
| 介護予防通所リハビリテーション | (人／月) | 46 | 48 | 48 | 54 | 18,040 | 18,836 | 18,836 | 21,221 | |
| 介護予防福祉用具貸与 | (人／月) | 111 | 114 | 115 | 127 | 6,141 | 6,306 | 6,364 | 7,027 | |
| 介護予防短期入所生活介護 | (日／月) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 介護予防短期入所療養介護 | (日／月) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 介護予防居宅療養管理指導 | (人／月) | 82 | 84 | 86 | 95 | 12,262 | 12,534 | 12,833 | 14,166 | |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | (人／月) | 66 | 66 | 68 | 74 | 59,405 | 59,405 | 61,283 | 66,490 | |
| b)給付費 計 | | | | | | 119,659 | 119,806 | 123,991 | 136,388 | |
| 総給付費 合計 (a+b) | | | | | | 11,435,574 | 11,780,257 | 12,170,016 | 13,357,537 | |

※ 表中の数値は、表示単位未満を四捨五入しているので、個々の計数を合計し、または差し引いた数値が、合計等として表示された計数と一致しない場合がある。

4 地域支援事業の推計

総合事業については、第8期計画期間中の実績や今後の要支援認定者数、総合事業対象者数の推計等を踏まえて介護予防・生活支援サービス事業の事業量及び事業費の推計をしています。(一般介護予防事業についてはシニア支え合いポイントの今後の展開予定も踏まえて推計しています。)

図表 99 総合事業における事業量及び事業費の推計

| 単位 | 事業量 | | | 事業費 単位(千円) | | |
|------------------------|-------|-------|-------|------------|---------|---------|
| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 介護予防・生活支援サービス事業 | | | | | | |
| 訪問型サービス | (人/月) | 107 | 117 | 129 | 9,808 | 10,789 |
| 通所型サービス | (人/月) | 277 | 333 | 399 | 60,748 | 70,468 |
| 介護予防ケアマネジメント | (人/月) | 180 | 209 | 242 | 10,577 | 12,270 |
| 審査支払手数料 | | | | 228 | 228 | 228 |
| 高額介護予防サービス費相当 | | | | 159 | 159 | 159 |
| 高額医療合算介護サービス費相当 | | | | 200 | 200 | 200 |
| 一般介護予防事業 | | | | 11,389 | 11,389 | 11,389 |
| 計 | | | | 93,109 | 105,503 | 119,819 |

包括的支援事業及び任意事業については、第8期計画期間中の実績や事業費の上限額を踏まえて推計しています。

図表 100 包括的支援事業及び任意事業における事業費の推計

| 単位(千円) ※千円未満四捨五入 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--|---------|---------|---------|
| 包括的支援事業 | 217,348 | 217,348 | 217,348 |
| 地域包括支援センターの運営 (総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務) | 181,000 | 181,000 | 181,000 |
| 在宅医療・介護連携推進事業 | 一般会計で負担 | 一般会計で負担 | 一般会計で負担 |
| 生活支援体制整備事業 | 29,066 | 29,066 | 29,066 |
| 認知症総合支援事業 | 5,500 | 5,500 | 5,500 |
| 地域ケア会議推進事業 | 1,782 | 1,782 | 1,782 |
| 任意事業 | 24,841 | 25,806 | 26,820 |
| 介護給付等費用適正化事業 | 515 | 515 | 515 |
| 給付費通知 | 515 | 515 | 515 |
| 家族介護支援事業 | 23,218 | 24,183 | 25,197 |
| 家族介護支援事業 | 3,300 | 3,300 | 3,300 |
| 徘徊探索システム事業 | 403 | 403 | 403 |
| 家族介護用品支給事業 | 19,314 | 20,279 | 21,293 |
| 家族介護慰労金 | 201 | 201 | 201 |
| その他の事業 | 1,108 | 1,108 | 1,108 |
| 住宅改修支援事業補助金 | 240 | 240 | 240 |
| 住宅改修事前申請審査 | 396 | 396 | 396 |
| 認知症サポーター等養成事業 | 472 | 472 | 472 |
| 包括的支援事業及び任意事業 計 | 242,189 | 243,154 | 244,168 |

5 第1号被保険者保険料の見込み

(1) 第9期における介護保険料変動の主な要因

第8期計画期間と第9期計画期間の保険料基準額の変動は、サービス基盤整備の要因以外に、介護保険制度の改正や第9期における本市の第1号被保険者の状況等の要素が複合的に影響します。

① 算出係数の変更・報酬改定等による影響

第1号被保険者の負担割合は、制度施行以来、高齢者の増加に伴い、3年ごとに1%ずつ引き上げられてきましたが、第9期については、第7期及び第8期と同じ23%に据え置かれました。

介護報酬は、サービス提供地域ごとの人件費などの地域差を反映させるため、1単位10円を基本として地域区分が設定されています。地域区分は平成24(2012)年度(第5期)介護報酬改定で地域手当に準拠する見直しが行われて以降、報酬単価の大幅な変更による介護保険料や利用者負担額の急激な上昇を緩和する観点から、各保険者の意見を踏まえ、経過措置が講じられているところです。

以後、経過措置は継続し、第7、8期計画期間においては、本市は本来2級地(上乗せ割合16%)のところ、経過措置3級地(同15%)を適用するよう要望し、運用してきました。今般、第9期(令和8(2026)年度末)まで保険者の意見を勘案する経過措置が継続されたため、本市は近隣の状況からも、引き続き3級地を適用するよう求めています。なお第8期で2級地の適用は全国1,308地域のうち、横浜市、大阪市等の6地域(うち都内は3地域)のみとなっています。

令和元(2019)年10月からの消費税増税に伴い、給付費の増加を見込むとともに、所得の低い方を対象とした公費投入による保険料負担軽減が令和2(2020)年度より完全実施されています。本市では、第7期において、第1段階、第2段階の方の保険料を第6期と同額に据え置き、低所得の方の保険料負担に配慮した保険料設定としたほか、課税層の方について、保険料段階区分の細分化をさらに進め、第6期の18段階から20段階に多段階化し、一層累進性を高めた所得段階設定としました。第8期においては、第7期の設定を引き継ぎ、全段階で保険料を据え置きました。第9期についても所得の低い方の負担に配慮しつつ、給付費の増加に対応しうる保険料設定とする必要があります。

所得段階別加入割合補正後の被保険者の分布状況の変動、保険料収納率等も保険料に影響を与えます。

第9期における具体的な段階数・乗率・低所得者の負担軽減に充当される公費と多段階化の役割分担については、様々な検討を経て令和5(2023)年12月末頃に示される予定です。

② 第1号被保険者の年齢構成、所得状況等の推移による影響

年齢、所得等の変化（第8期から第9期の第1号被保険者の年齢構成、所得状況等の変化）が普通調整交付金の交付割合算出に影響しています。

普通調整交付金の交付基準の年齢区分について、平成30（2018）年度より、3区分（①65～74歳、②75～84歳、③85歳以上）に細分化され、特に年齢の高い高齢者が多い本市においては交付割合が増加しました。第8期については後期高齢者加入割合補正係数の計算にあたって、新たに第1号被保険者1人当たりの介護給付費により重み付けを行う方法に見直す等、諸所の見直しが行われ交付割合が増加しましたが、第9期においては所得段階の多段階化等の検討がされており、交付割合の減少が見込まれています。

③ 要介護認定者数の増加等及びサービス基盤整備の影響

要支援・要介護認定者の増加に伴う給付費の自然増や、市内及び近隣市区等の施設開設の影響（介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）、介護老人保健施設等）、第8期計画の施設整備の影響と第9期計画期間中に整備を予定する施設等の増加による介護給付費の増額によって、保険料が上昇します。

④ 介護給付費等準備基金の取崩し

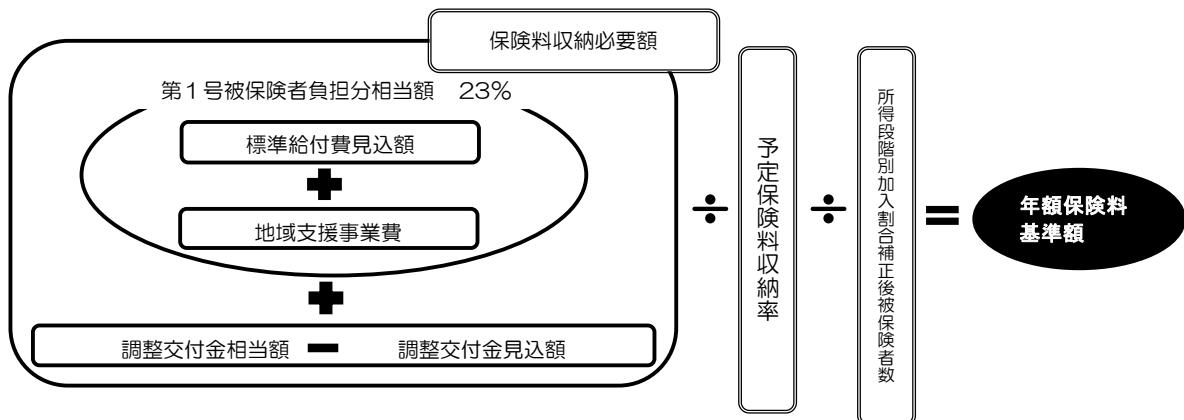
介護保険制度は、計画期間3年間の中期的財政運営を行っています。この期間に生じた剰余金は、介護給付費準備基金として、保険者が管理をします。基金の確保と取崩しを適切に計画することにより、保険料の急激な上昇を抑えることもできます。

図表 101 介護保険料基準額の推移

| | 第1期 平成12年度～14年度 | 第2期 平成15年度～17年度 | 第3期 平成18年度～20年度 | 第4期 平成21年度～23年度 | 第5期 平成24年度～26年度 | 第6期 平成27年度～29年度 | 第7期 平成30年度～令和2年 度 | 第8期 令和3年度～令和5年度 |
|--------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------|--------------------|
| 基準額(a)-(b) | 3,300円 | 3,700円 | 4,700円 | 4,700円 | 5,160円 | 5,960円 | 6,240円 | 6,240円 |
| 増減額(対前期比) | - | 400円 | 1,000円 | 0円 | 460円 | 800円 | 280円 | 0円 |
| 実質保険料(a) | 3,300円 | 3,917円 | 4,700円 | 5,061円 | 5,556円 | 6,016円 | 6,573円 | 6,799円 |
| 基金取崩し等による減(b) (その他特例交付金等含む) | - | △ 217円 | - | △ 361円 | △ 396円 | △ 56円 | △ 333円 | △ 559円 |
| 基金取崩し額 | - | 170,000(千円) | - | 318,500(千円) | 350,000(千円) | 66,698(千円) | 420,964(千円) | 712,381(千円) |

(2) 第1号被保険者保険料基準額の算出

図表 102 第1号被保険者保険料基準額の算出



6 持続可能な介護保険制度への取組みの推進

(1) サービス水準及び保険料水準

社会保険方式を採用する我が国の介護保険制度においては、給付費が増えるほど保険料も増加する仕組みとなっています。サービス水準、諸係数等を第8期と同様と仮定しても、後期高齢者数の増加に伴う要介護等認定者数の増加による給付費の自然増だけでも、今後2040年に向けて保険料は上昇し続けるものと考えられます。さらに、要介護度の重度化や施設サービスの利用は1人当たり費用額が大きくなり、結果として保険料を押し上げる主要因ともなります。

一方で、保険料収入は介護保険における重要な財源です。安定的な制度運営のため適正な収納管理を行う等、引き続き収納率の維持・向上に取り組みます。

いきいきサロンやテンミリオンハウスを始めとした、独自の介護予防・重度化防止事業に積極的に取り組んでいます。

今後も負担可能な保険料水準に配慮しつつ、2040年に向けて居宅サービスを重視し、効率的・効果的にサービス基盤を充実させるとともに、一層の介護予防及び重度化防止を図っていく必要があります。

(2) 介護保険事業の適切な運営

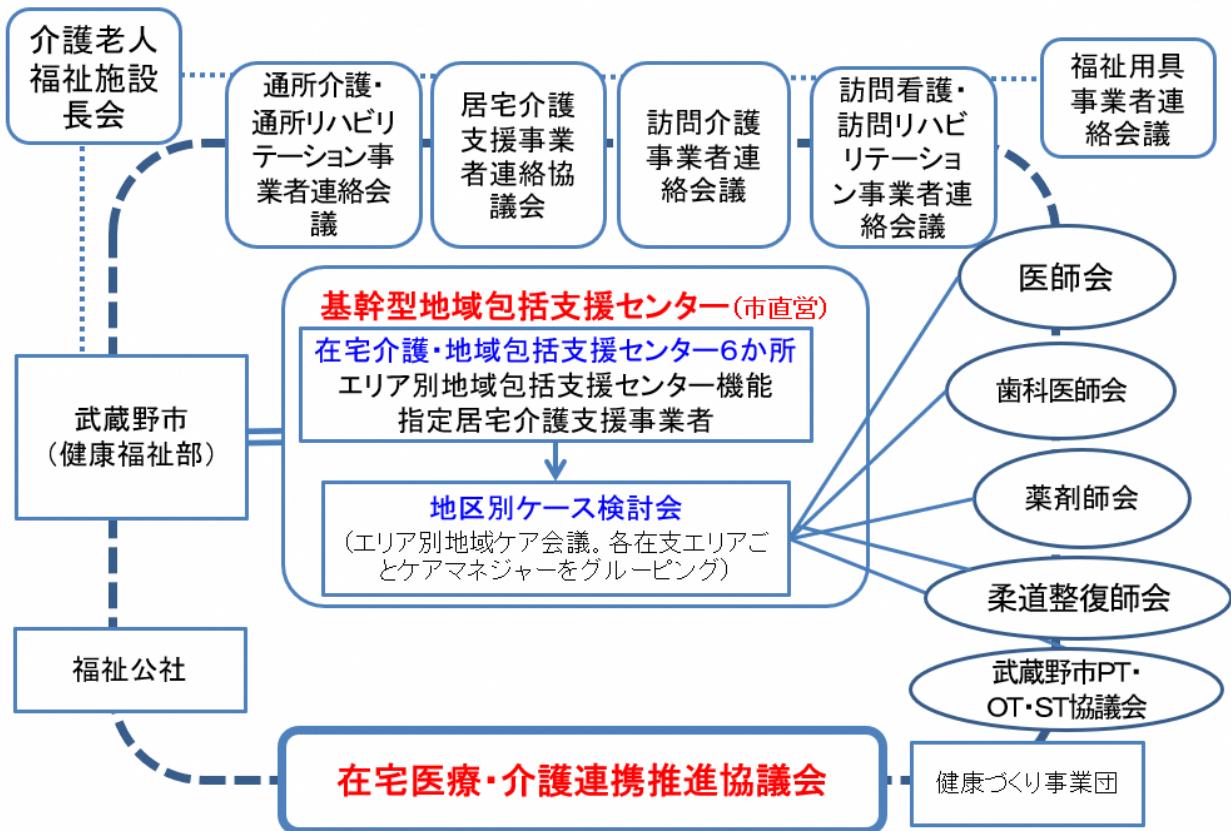
要介護認定者数の増加に伴い介護給付費は毎年増加し、保険料も上昇し続けています。介護保険制度を持続可能なものにしていくため、介護給付の適正化を図り、介護保険事業を適切に運営します。

「介護給付の適正化」とは、①介護給付を必要とする受給者を適切に認定したうえで、②受給者が真に必要とするサービスを、③事業者がルールに従って適正に提供するよう促すこととされています。

「介護給付の適正化」は、利用者の自立を妨げる不適切なサービスを見直し、必要な介護サービスを確保するとともに、事業者の不適正な請求を是正し、市民の介護保険制度に対する信頼を図るもので、決して給付の抑制ではありません。制度改正の度に介護保険制度が複雑になる中、運営の基準や報酬算定の解釈等の知識の不足、理解の相違等により、サービスを提供しながら正当な報酬が得られないような事例も少なくなく、本市は平成12(2000)年の制度施行時より、「武蔵野市ケアマネジャーガイドライン」の発行、集団指導を含む各種事業者連絡会の開催、武蔵野市介護保険Q&A票の活用等、重層的かつ伴走的な支援体制により事業者の育成、質の向上に取り組み、給付の適正化を図ることを基本としてきました。

これらの視点を踏まえ、給付担当や事業者担当等、複数の係間のさらなる連携により保険者機能を強化し、各種適正化事業を一層推進していきます。

図表 103 武藏野市介護保険事業者支援・連携図



図表 104 武蔵野市における給付適正化の取組み

| 事業名 | 取組状況・目標 |
|-----------------------|---|
| 要介護認定の適正化 | 認定調査は、市直営の認定調査員及び市内6か所の在宅介護・地域包括支援センターの職員が実施しています。（遠方については、指定居宅介護支援事業者等に調査を委託している場合もあります。）その認定調査結果の全件に対して、認定調査票と特記事項の整合性や判断基準等を点検し、確認をします。また、定期的な認定調査員研修（現任・新任）実施や、在宅介護・地域包括支援センター連絡会議等での困難事例の検討や情報交換を通じて認定調査員の質の向上を図ります。介護認定審査会における二次判定と一次判定との変更率等について、合議体間の格差等を把握・分析し、介護認定審査会委員に情報提供を行うとともに、「業務分析データ」等の分析ツールを活用し、全国の自治体の中での状況を把握し、要介護認定の平準化及び適正化に取り組みます。 |
| ケアプラン点検 | 新任ケアマネジャーと中堅ケアマネジャーの2層に対して、ケアプラン指導研修委員が、「ケアプランの質の向上」を目的とした評価会議を開催します。評価会議では、「利用者の活動や社会参加」等にも十分配慮しながらケアマネジメントとその方向性を示し、ケアマネジャーに面接伝達を行います。 |
| 住宅改修等の点検 | リハビリテーション専門職員と連携し、高質かつ適正な住宅改修を実施します。住宅改修や福祉用具貸与・購入について、リハビリテーション専門職員が被保険者宅を訪問し、ご本人のADL、生活環境等に合うよう専門的な立場からアドバイスします。令和元年10月より導入した福祉用具購入費の受領委任払い及び住宅改修費支給の事前申請について、保険者とリハビリテーション専門職員が全項目を通して、購入・施工内容が適正かどうかを確認します。内容に疑義がある場合、保険者が同行訪問し、適正な購入・工事か、利用者のADLの維持・向上に寄与するか等を総合的に検討します。住宅改修施工業者等及びケアマネジャー、被保険者に対して、介護保険住宅改修等の趣旨・手続き等の説明、普及啓発を行います。 |
| 医療情報との突合・縦覧点検 | ・介護給付（介護報酬）及び医療給付（診療報酬）の情報を突合し、点検を行うことにより、不適正な請求がないか確認します。医療情報で暦日入院のある方について、居宅サービスの利用情報がある場合等、事業所に確認を行い、介護報酬の妥当性を確認します。 ・国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）により縦覧審査を行った結果、保険者にて確認が必要とされた請求について、給付実績や事業所への確認を行い、不適正な請求については、速やかに過誤の手続きを行うよう事業所への指導を実施します。 |
| 給付実績の活用 | 国保連における審査支払の結果から得られる給付実績を活用して、事業所の運営状況等を確認し、適正なサービス提供及び事業者の指導育成を図ります。 また国保連が提供する給付適正化システムより抽出される各種帳票を点検し、適正なサービス提供が行われるようケアプラン指導等に活用します。 |
| 介護事業者に対する実地指導 | 市内の指定介護事業者に対して実地指導を行い、指導・助等をとおして、法令の遵守とサービスの質の向上を促進します。 |
| 介護給付費通知 | 介護保険サービスの利用者に対して、サービス利用状況の確認に活用していただけるよう、年に1回、利用したサービス種類や介護給付費の額、利用者負担額等の実績を通知します。また、利用者向けに本市の介護保険の状況等をわかりやすく説明したチラシを作成し、給付費通知に同封します。 |
| 市民・利用者向け啓発事業 | 介護保険サービスの正しい利用法に関するパンフレットを作成し、在宅介護・地域包括支援センターや高齢者支援課窓口等で配布し、市民の適切なサービス利用を促進します。 また、令和6～8年度の高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画及び介護保険制度改革の施行に伴い、市民への周知を丁寧かつ確実に図るため、制度全般、市の高齢者施策、介護保険事業の現状と将来に対する展望、制度改革等のポイントについて紹介するリーフレットを作成し、全戸配布を行いました。 |
| ケアマネジャー、サービス提供事業者への支援 | ①「武蔵野市ケアマネジャーガイドライン」の改訂・発行 平成13年3月以降改訂を重ね、平成28年3月に第4版を発行しました。介護保険制度改革等の動向をみて、必要に応じた改訂を行っており、令和3年10月に第4版を改訂しました。 ②集団指導を含む各種事業者連絡会の開催 居宅介護支援事業者をはじめ、市内で事業を行う介護事業者間の連携・相互補完を図り、情報共有等を目的に各種事業者連絡会を開催しています。また、各種事業者連絡会等をとおして、介護保険制度改革等の情報提供や集団指導を含む研修会を開催します。 ③武蔵野市介護保険Q & A票の活用等 市独自制度によるサービス相談調整専門員を設置し、介護事業者やケアマネジャーからの介護報酬解釈や介護保険制度についての質疑に対応し、適正な介護サービスの提供と質の向上を促進します。 |

(3) 低所得者への対応

① 第9期計画期間の介護保険料

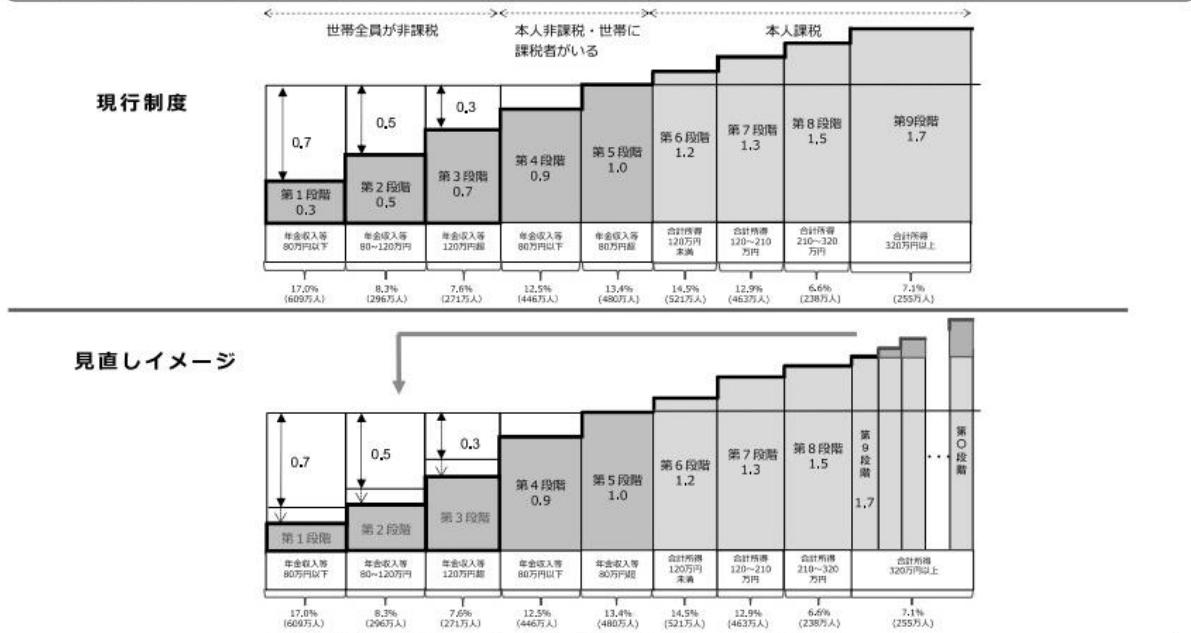
低所得者の方の保険料については、消費税による公費を投入して低所得者の保険料の軽減を行う仕組みにより、平成27（2015）年4月から国の基準における第1段階（本市における第1・第2段階）の保険料乗率において0.05の軽減を行ってきました。令和元（2019）年度には、10月の消費税率10パーセントへの引き上げに合わせたさらなる乗率の引き下げのほか、国の基準における第2・第3段階（本市における第3・第4段階）を新たに軽減の対象とする軽減強化が行われました。令和元（2019）年度における軽減幅は、完全実施時の半分の水準に設定されていましたが、令和2（2020）年度からは完全実施となりました。

社会保障審議会介護保険部会意見書では、制度の持続可能性を確保するためには、低所得者の保険料上昇を抑制することが必要であり、負担能力に応じた負担の観点から既に多くの保険者で9段階を超える多段階の保険料設定がなされていることも踏まえ、国の定める標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引き上げ、低所得者の標準乗率の引き下げについて検討を行うことが適当、とされており、この方向性を踏まえ国では今後、具体的な段階数・乗率・低所得者軽減に充當される公費と保険料の多段階化の役割分担について検討し、令和5（2023）年12月末頃に結論が示される見込みです。

図表 105 (参考) 第1号保険料負担について

1号保険料負担について

○意見書では、1号保険料負担の在り方について、介護保険制度の持続可能性を確保するためには、低所得者の保険料上昇を抑制することが必要であり、負担能力に応じた負担の観点から、既に多くの保険者で9段階を超える多段階の保険料設定がなされていることも踏まえ、標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げについて検討を行なうことが適当とされている。具体的な段階数、乗率、低所得者軽減に充当されている公費と保険料の多段階化の役割分担等についてどのように考えるか。



※ 低所得者軽減に充当されている公費と保険料の多段階化の役割分担についても、検討が必要。

8

令和5（2023）年7月10日社会保障審議会介護保険部会資料より抜粋

図表 106 (参考) 第8期(令和3(2021)年度～令和5(2023)年度)介護保険料所得段階

(第8期基準額: 6,240円)

| 所得段階 | 要件 | 年額保険料(円) |
|-------|---|----------|
| 第1段階 | 老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯、生活保護受給者等 | 21,000 |
| 第2段階 | 市民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の方 | 21,000 |
| 第3段階 | 市民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円以下の方 | 30,000 |
| 第4段階 | 市民税非課税世帯で第1、第2、第3段階のいずれにも該当しない方 | 46,500 |
| 第5段階 | 市民税課税世帯に所属し本人非課税で課税年金収入額合計所得金額の合算額が80万円以下の方 | 60,000 |
| 第6段階 | 市民税課税世帯に所属し本人非課税で第5段階に該当しない方 | 67,400 |
| 第7段階 | 市民税課税で合計所得金額125万円未満の方 | 78,700 |
| 第8段階 | 市民税課税で合計所得金額125万円以上160万円未満の方 | 88,400 |
| 第9段階 | 市民税課税で合計所得金額160万円以上210万円未満の方 | 89,200 |
| 第10段階 | 市民税課税で合計所得金額210万円以上220万円未満の方 | 104,900 |
| 第11段階 | 市民税課税で合計所得金額220万円以上320万円未満の方 | 107,100 |
| 第12段階 | 市民税課税で合計所得金額320万円以上400万円未満の方 | 116,100 |
| 第13段階 | 市民税課税で合計所得金額400万円以上600万円未満の方 | 134,800 |
| 第14段階 | 市民税課税で合計所得金額600万円以上800万円未満の方 | 153,600 |
| 第15段階 | 市民税課税で合計所得金額800万円以上1,000万円未満の方 | 176,000 |
| 第16段階 | 市民税課税で合計所得金額1,000万円以上1,500万円未満の方 | 194,700 |
| 第17段階 | 市民税課税で合計所得金額1,500万円以上2,000万円未満の方 | 209,700 |
| 第18段階 | 市民税課税で合計所得金額2,000万円以上3,000万円未満の方 | 224,700 |
| 第19段階 | 市民税課税で合計所得金額3,000万円以上5,000万円未満の方 | 247,200 |
| 第20段階 | 市民税課税で合計所得金額5,000万以上の方 | 254,600 |

※ 合計所得金額は、「分離課税所得にかかる長期譲渡所得・短期譲渡所得の特別控除額」を控除した後の金額。あわせて、第2段階から第6段階までの合計所得金額は、「公的年金等に係る雑所得金額」を控除した後の金額。

また、第8期においては、税制改正の影響が生じないよう給与所得金額及び年金所得金額の片方または両方の合計から10万円を限度とした控除を行った金額。

※ 第1～第4段階に記載されている金額は公費による負担軽減後の額（軽減前は第1・2段階が35,800円、第3段階が48,700円、第4段階が50,200円）。

② 介護保険利用者負担額助成事業

本市では、介護保険制度施行当初、所得に関係なく、居宅の主要 3 サービスである訪問介護、通所介護、通所リハビリテーションについて、利用者負担額の 10%のうち 7%を助成し、制度施行に伴う激変緩和と制度の普及を図りました。

上記の事業を再編し、平成 18（2006）年 7 月（第 3 期計画期間内）からは、所得の低い方の経済的負担を軽減し、安心して在宅サービスが継続できるように、介護保険利用者負担額助成事業を行っています。第 8 期の対象サービスは訪問介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のうち訪問介護部分、第 1 号訪問事業、基準該当訪問介護の 5 サービスで、利用者負担額 10%のうち 5%を助成しています。

本市の介護サービスの給付費の特徴として、ひとり暮らしの高齢者が多いことを背景に、家族介護のレスパイト（介護者の負担軽減）効果の高い通所介護が全国・東京都平均額に比較して低い反面、訪問介護は全国の 1.27 倍、東京都の 1.04 倍と高いことが挙げられます。訪問介護は、要介護高齢者の在宅生活を支える主要なサービスになっています。

これらのことから、武蔵野市高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画専門部会での議論も踏まえ、第 9 期介護保険事業計画期間においても継続する見込みです。

図表 107 武藏野市の利用者負担額助成事業の推移

| 実施時期 | 事業名 | サービス/助成制度等 | 自己負担/公費補助 | 対象 | 備考 |
|--|----------------------------|---|--|---|---|
| ～平成12年4月 (介護保険制度施行前) | | 訪問介護サービス提供 | 無料 | 所得制限なし | 1か月につき 1人40時間まで |
| 平成12年4月～平成18年6月末（介護保険制度開始～） | 「居宅サービス利用促進助成事業」 (7%助成) | 訪問介護 通所介護 通所リハビリテーション (平成18年4月～予防給付を含む) | 利用者負担額 (10%)のうち7% を助成 | 所得制限なし (他の助成制度の対象者、 生活保護受給者を除く) | 介護保険制度施行に伴う利 用者負担の激変緩和と制度 の普及を図ることを目的に 施行。介護保険制度の定着 と居宅サービスの利用急増の ため、所期の目的達成とし て事業終了。 |
| 平成18年7月～平成19年3月末（第3期介護保険事業計画期間） | 「介護保険利用者負担額助成事業」 (5%助成) | 介護予防訪問介護 訪問介護 夜間対応型訪問介護 | 利用者負担額 (10%)のうち5% 分を助成 | 次の要件をすべてを満たす方 1.市民税非課税世帯 2.世帯の年間収入が基準額以下(単身150万円以下、世帯員1名ごとに50万円加算) 3.世帯の預貯金等が基準額以下(単身350万円以下、世帯員1名ごとに100万円加算) 4.居住用以外に利用し得る資産を保有していないこと 5.負担能力のある親族等に扶養されていないこと 6.介護保険料を滞納していないこと | 「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度」の基準を準用 |
| 平成19年4月～平成21年3月末（第3期介護保険事業計画期間） | | 介護予防訪問介護 訪問介護 夜間対応型訪問介護 | ①利用者負担額 (10%)のうち5% 分を助成 ②利用者負担額 (10%)のうち4% 分は政府特別対策により軽減、1%分を助成 | ①次の要件をすべてを満たす方 1.市民税非課税世帯 2.公的年金等の収入額と合計所得金額の合計額が150万円以下 3.介護保険料を滞納していないこと ②武藏野市障害者ホームヘルプサービス使用者負担額軽減事業（政府特別対策：公費番号57）が適用されている方 | |
| 平成21年4月～平成24年3月末（第4期介護保険事業計画期間） | 「介護保険利用者負担額助成事業」 (5%助成) | | | 上記①-2.公的年金等の収入額と合計所得金額の合計額が150万円以下の要件を撤廃 | |
| 平成24年4月～令和3年3月末（第5～7期介護保険事業計画期間） ↓ 令和3年4月～令和6年3月末まで延長（第8期介護保険事業計画期間） | | 介護予防訪問介護（平成30年3月分まで）→以後、第1号訪問事業（介護予防・日常生活支援総合事業） 訪問介護 夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問介護部分のみ） | 利用者負担額 (10%)のうち5% 分を助成 | 次の要件をすべてを満たす方 1.市民税非課税世帯 2.介護保険料を滞納していないこと (注)ただし、以下の方は除く。 1.生活保護法に規定する介護扶助を受けている方 2.公費負担医療等の給付で、訪問介護サービスの利用助成を受けている方 3.養護老人ホームに措置入所中に、介護サービスの利用者負担分の支弁を受けている方 | |

武蔵野市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画
～まちぐるみの支え合い 地域包括ケアの推進・強化に向けて～
<令和6（2024）年度～令和8（2026）年度>
【中間のまとめ】

発 行 令和5（2023）年11月
編集・発行 武蔵野市健康福祉部高齢者支援課
〒180-8777 武蔵野市緑町2丁目2番28号
電話 0422-60-1940(直通)